

大和市こども計画



2025（令和7）年3月
大和市

はじめに

本市では、2020（令和2）年3月に「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、ボール遊びのできる公園の充実、公私連携型保育所の整備や地域子育て支援拠点の増設など、子育て支援に関わる取組を積極的に展開するとともに、増加する保育ニーズに対応するため、保育所等の整備を着実に実施し、子育てしやすい環境づくりを推進してまいりました。



国においては、2023（令和5）年4月1日に、こども施策を総合的に推進するこども基本法が施行されるとともに、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことが示されました。

本市におきましても、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、そして青年期まで、より広範な視点で、こども・若者の成長に応じたそれぞれのライフステージを支えるための包括的な計画として「大和市こども計画」を策定し、これまでの子どものための教育・保育給付や子育て支援などについて定めた「第三期大和市子ども・子育て支援事業計画」等を包含するものとなりました。

本計画では「すべてのこどもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと～みんなでつなげるこどもまんなか地域の輪～」を基本理念として掲げました。幸福を実感するうえで、人とのつながりは重要です。こどもや子育てを中心に、家庭や地域のつながりを生み出すことで、市民一人ひとりが温かいまなざしでこどもや保護者を見守り、地域全体でこどもの成長を未来へつなげていくまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、長時間にわたって熱心に議論をしていただいた大和市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、こどもへのアンケートやニーズ調査、意見公募手続き等で多大なご協力と貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

大和市長 古谷田 力

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	7
4 計画策定の経緯	8
第2章 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況	11
1 少子化の動向	12
2 こども・若者を取り巻く状況	19
3 子育て当事者を取り巻く状況	24
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	30
2 主要施策	31
3 施策の体系	32
4 個別事業一覧	33
第4章 基本理念の実現に向けた具体的な取組	41
1 ライフステージを通した取組	42
2 ライフステージ別の取組	80
3 子育て当事者を支える取組	101
4 こども施策を推進するために必要な事項	118
第5章 子ども・子育て支援事業計画に関する基本的事項	127
1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業	128
2 教育・保育提供区域の設定	131
3 量の見込み(目標事業量)の算定に用いる児童人口推計	133
4 幼児期の教育・保育	136
5 地域子ども・子育て支援事業	142
6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に 関する確保の内容	167
7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容	168
8 その他の事項	169
第6章 計画の推進に向けて	175
1 計画の推進体制及び進行管理	176
2 個別事業の点検・評価	176
3 情報公開	176
附属資料	177
1 大和市子ども・子育て会議規則	178
2 大和市子ども・子育て会議委員名簿	180
3 用語解説	181

第

1

章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来の社会・経済に対する深刻な影響が懸念されています。また、いじめや不登校、児童虐待、ひきこもりなど、こども・若者が抱える課題やこども・若者を取り巻く環境は、SNSをはじめとする急速な情報化社会の発展など社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化しています。加えて、子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさをはじめ、地域とのつながりの希薄化に伴う子育てに関する悩みや不安の相談相手の減少など、子育てを取り巻く環境も様々な課題があることから多角的な支援が必要です。

こうしたこどもや子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国は2023(令和5)年4月には、こども家庭庁を発足させるとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども大綱」を閣議決定させました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

大和市(以下「本市」という。)では、2015(平成27)年3月に「やまと子育て応援プラン(大和市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、2020(令和2)年3月からは「ハートンプラン(第二期大和市子ども・子育て支援事業計画)」(以下「第二期計画」という。)により、子育て環境の整備とともに、計画の基本理念である「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」を目指し、様々な子ども・子育て支援の取組を通じて、こどもたちが笑顔で健やかに成長するまちづくりを推進してきました。2023(令和5)年8月には、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言し、改めて市として「こどもまんなか」に取り組む姿勢を示しています。



図表 1 こどもまんなかロゴマーク

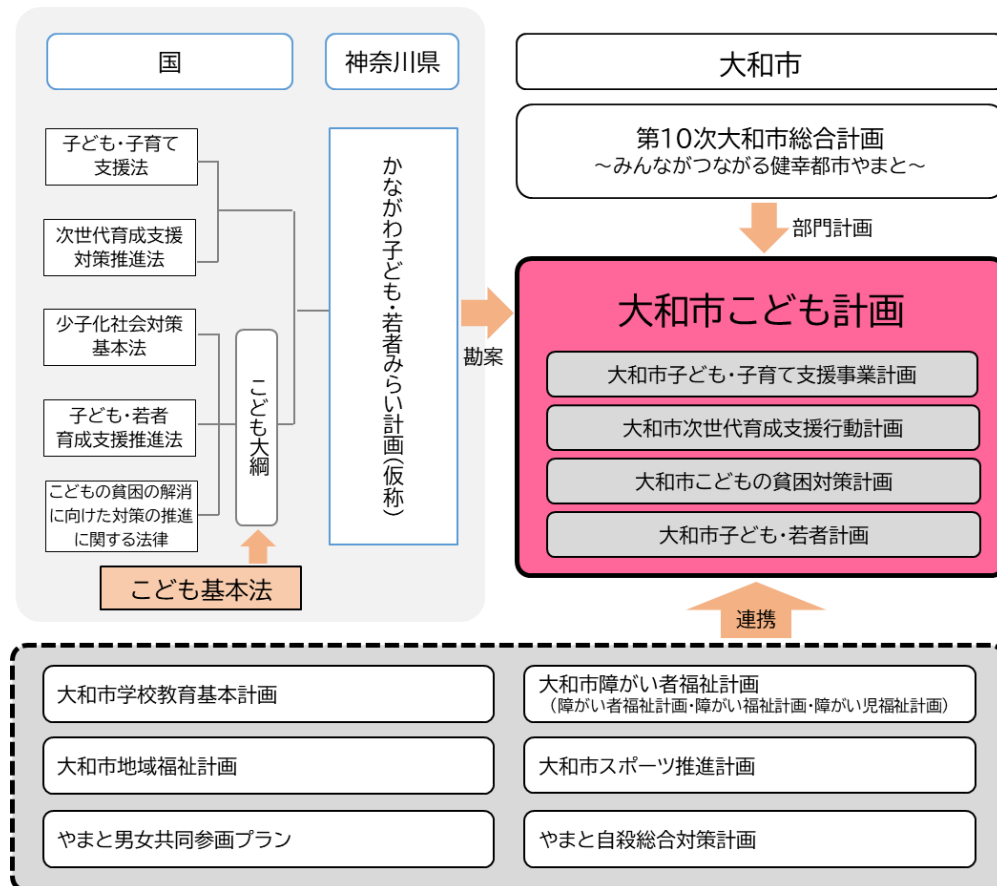
第二期計画の計画期間が 2024（令和 6）年度で終期を迎えることや「こども基本法」が施行されたことを受け、こどもや子育てをめぐる様々な課題に適切に対応するため、こどもに関する総合的な計画として「大和市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

こども基本法第 10 条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるされています。

図表 2 本市の他の計画との関係



以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」（任意計画）と一体的に策定します。

(1) こども基本法

令和5年4月に施行されたこども基本法は、すべてのこどもが個人として尊重され、人権が保障され、差別されないことや、適切に養育され、生活が保障され、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられることなど、こども・若者のために何がもっともよいことを優先して考慮されることを基本理念として掲げています。

また、「こども大綱」においては、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

本計画は、第10条に基づく「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び「神奈川県こども計画」を勘案して策定します。

都道府県こども計画等

第十条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

【6つの基本理念】（こども家庭庁「こども基本法」より）

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見が言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

（2） 子ども・子育て支援法

こどもを産み育てやすい社会を目指し、2012（平成24）年8月に、幼稚園、保育所、認定こども園等を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」として制定されました。この子ども・子育て支援新制度は、こどもの最善の利益が実現される社会をめざすとの考えを基本として、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本計画は、第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含します。

市町村子ども・子育て支援事業計画**第六十一条**

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に 2005（平成 17）年に施行されました。

2035（令和 17）年 3 月までを計画的取り組み期間とした時限立法であり、「市町村行動計画」の策定は任意となっていますが、これまで第二期計画により各種の施策・事業が行われてきたことから、引き続き本計画は同計画の取組を引き継ぐ計画として位置づけます。

市町村行動計画

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2014（平成 26）年 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。また、2019（令和元）年 6 月に同法が改正され、こどもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。なお、2024（令和 6）年の改正でこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に名称が変更されています。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えているこどものことはもちろん、こどもが今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、同計画を包含した計画として位置づけます。

都道府県計画等

第十条

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(5) 子ども・若者育成支援推進法

こどもや若者を取り巻く状況を踏まえ、2010（平成 22）年に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016（平成 28）年には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、2023（令和 5）年 12 月 22 日に「こども大綱」に一元化されました。子ども・若者育成支援推進法では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定が努力義務とされています。

また、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者のそれぞれの状況に応じた支援をしていく必要があります。

こどもや若者が抱える様々な課題に対応するため、こども・若者を対象とする他計画と連携することから、本計画は同計画を包含するものとします。

都道府県子ども・若者計画等

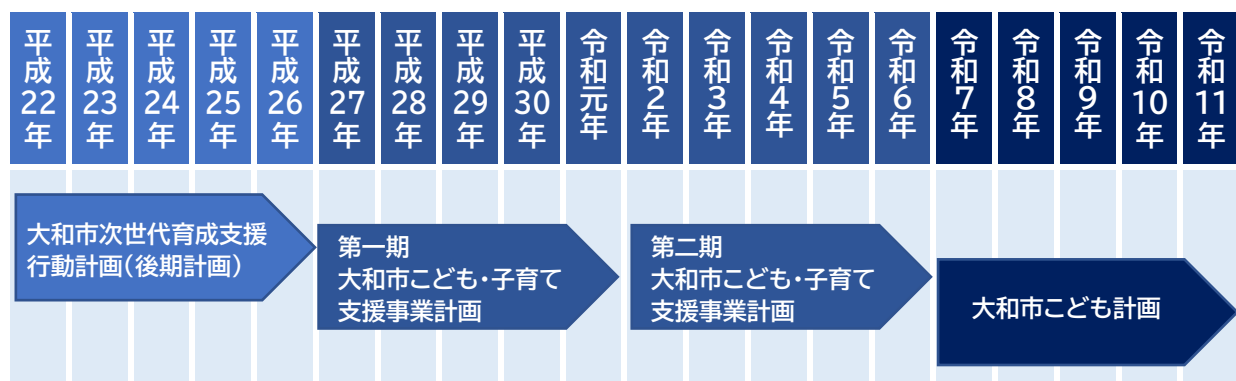
第九条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね 5 年とされていることや、神奈川県の子ども計画の計画期間が 2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間で予定していること、また、法定計画である子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が 5 年を 1 期としていることから、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度の 5 年間とします。

図表 3 計画の期間



4 計画策定の経緯

こどもや若者、子育て当事者をはじめ、子育て支援事業の関係者や教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を策定しています。

(1) 子ども・子育て支援に関する調査

本市の幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、0～5歳の就学前児童のいる市内3,000世帯を対象とした大和市子ども・子育て支援に関する調査（以下「本市ニーズ調査」という。）を実施しました。

調査結果の概要は次のとおりです。当該調査結果を分析し、子ども・子育て支援事業のニーズ量の算定を行いました。

調査期間：2023（令和5）年11月15日（水）～11月30日（木）

図表4 回収結果（子ども・子育て支援に関する調査）

配布票数	回収数	回収率
3,000	1,821	60.7%

(2) こどもの意見聴取

●アンケート調査

こども基本法において、こどもの意見を表明する機会の確保やこどもの意見を尊重することが基本理念として掲げられました。

法の理念を踏まえ、計画の策定にあたり、こどもたちの思いや考えを反映させるため、小学1年生から29歳のこども・若者を対象に、アンケート調査「ハートンへの手紙」を行いました。調査結果は次のとおりです。

調査期間：2024（令和6）年6月1日（土）～7月5日（金）

図表5 回収結果（こどもの意見聴取）

属性	回答数
小学生・中学生	264
高校生(15歳)～29歳	129
計	393

●未来のやまと こどもミーティング

本市の新しい総合計画の策定に向けて、こどもの思いや考えを広く取り入れるため、市内の小中学校に通うこどもと市長が直接対話する「未来のやまと こどもミーティング」を実施しました。

場 所：大和市役所 5 階 全員協議会室

図表 6 実施結果（未来のやまと こどもミーティング）

開催日	参加者数
令和 6 年 8 月 3 日(土)	29 名
令和 6 年 8 月 4 日(日)	28 名
令和 6 年 8 月 18 日(日)	31 名

(3) 大和市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育て当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「大和市子ども・子育て会議」を設置し、こども計画の内容や幼児期の教育・保育の提供体制のあり方等について審議し、その意見を計画に反映しました。

開催状況：第1回 令和6年 5月22日（水）

第2回 令和6年 6月26日（水）

第3回 令和6年 7月24日（水）

第4回 令和6年 8月28日（水）

第5回 令和6年10月16日（水）

第6回 令和6年11月25日（月）

第7回 令和7年 1月29日（水）

第8回 令和7年 2月19日（水）

(4) パブリック・コメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメント実施期間：2024（令和 6）年 12 月 1 日（日）～令和 7 年 1 月 6 日（月）

募集結果：3 人・3 件

第

2章

こども・若者・子育て当事者を 取り巻く状況

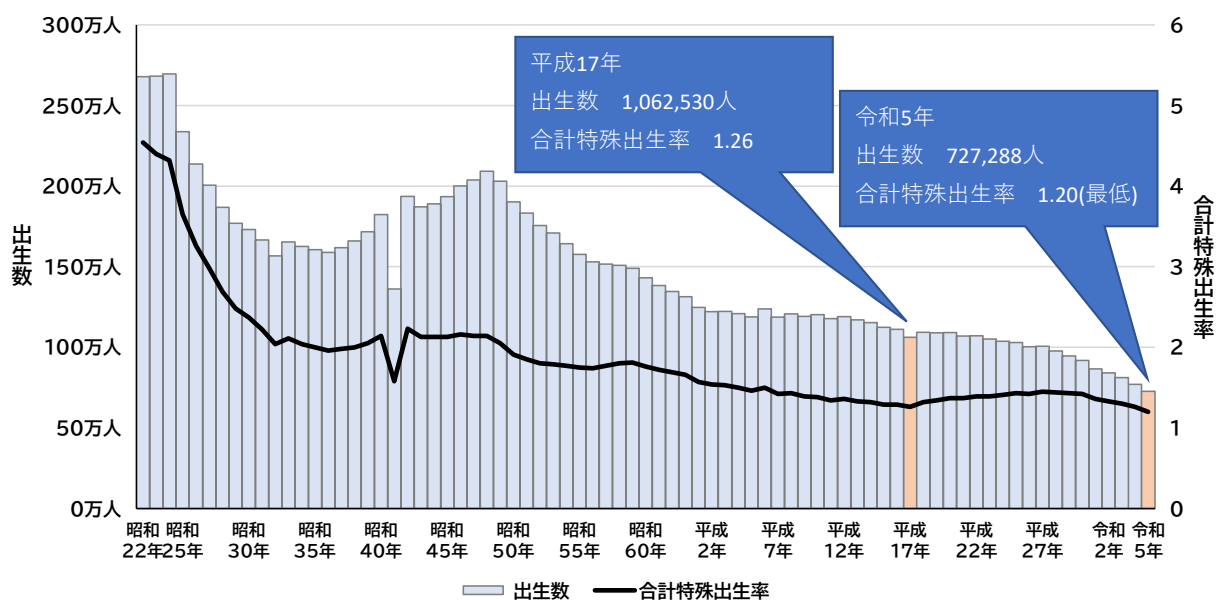
1 少子化の動向

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、2023（令和 5）年は過去最少の 72 万 7,288 人となっています。また、合計特殊出生率については、2005（平成 17）年に過去最低の 1.26 を記録して以降増加傾向に転じていましたが、2015（平成 27）年以降再び減少に転じ、2023（令和 5）年は 1947（昭和 22）年に統計を取り始めて以来最も低い 1.20 となり、国の人口維持に必要なとされる 2.07 とは大きな隔たりがあります。

これまでの国における少子化対策としては、1990（平成 2）年の合計特殊出生率が、1966（昭和 41）年の 1.58 を下回った「1.57 ショック」を契機として、1994（平成 6）年に最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定されました。

その後、2003（平成 15）年には「少子化対策基本法」が制定されるとともに、翌年「少子化対策大綱」が策定され、少子化対策は政府全体の取組として位置づけられましたが、少子化の流れは大きく変わらず、労働力人口の減少や社会保障に対する負担増大など、国の経済成長への深刻な影響が懸念されています。

図表 7 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

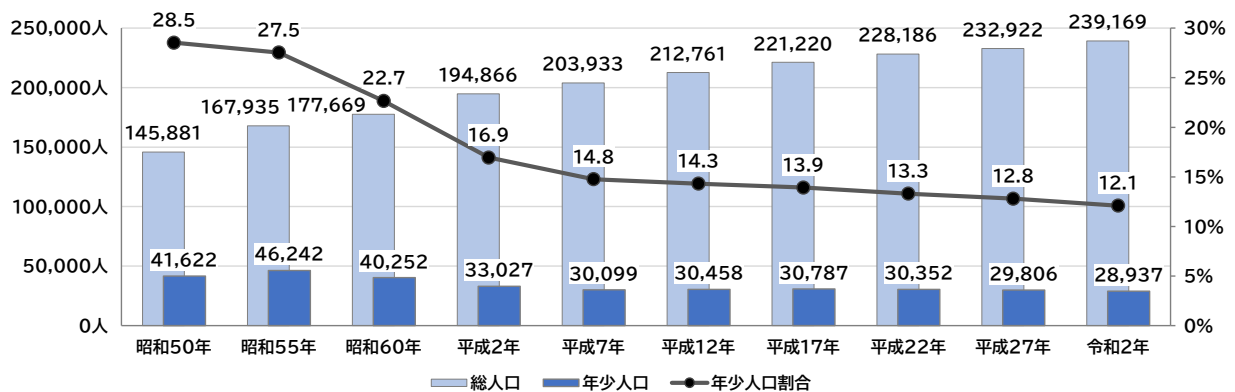


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(1) 人口と年少人口割合の推移

本市の総人口は市制施行以来、増加を続け、1975（昭和 50）年の 14 万 5,881 人から 2020（令和 2）年には 23 万 9,169 人と約 1.6 倍になっています。一方、年少人口（0 歳から 14 歳）は、1975（昭和 50）年の 4 万 1,622 人から 2020（令和 2）年には 2 万 8,937 人と減少し、総人口に占める割合についても、1975（昭和 50）年の 28.5%から 2020（令和 2）年には 12.1%となっています。

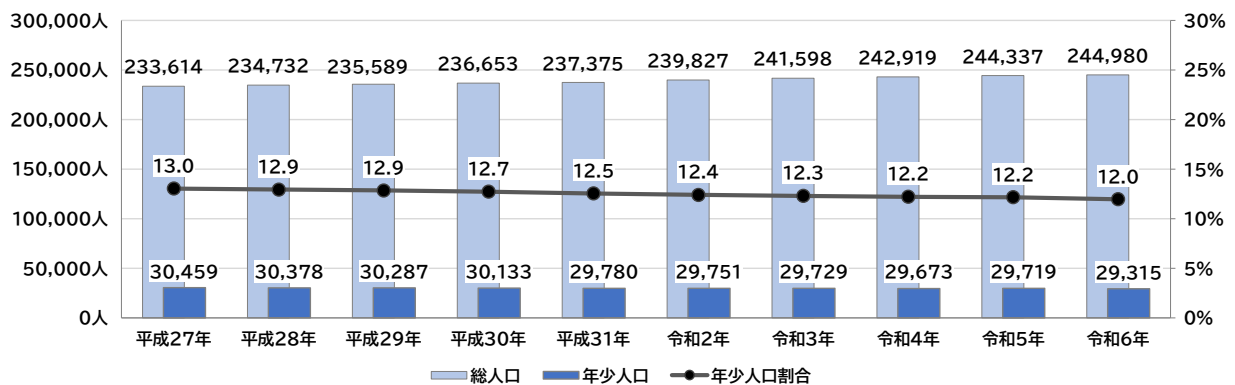
図表 8 国勢調査による総人口と年少人口割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

住民基本台帳に基づく 2015（平成 27）年以降の総人口は、緩やかな増加傾向にあります。年少人口は、2015（平成 27）年には 3 万 459 人でしたが、2024（令和 6）年 4 月時点では 2 万 9,315 人と 1,144 人減少しています。年少人口の割合は、2024（令和 6）年 4 月時点で 12.0%となっています。

図表 9 住民基本台帳による総人口と年少人口割合の推移

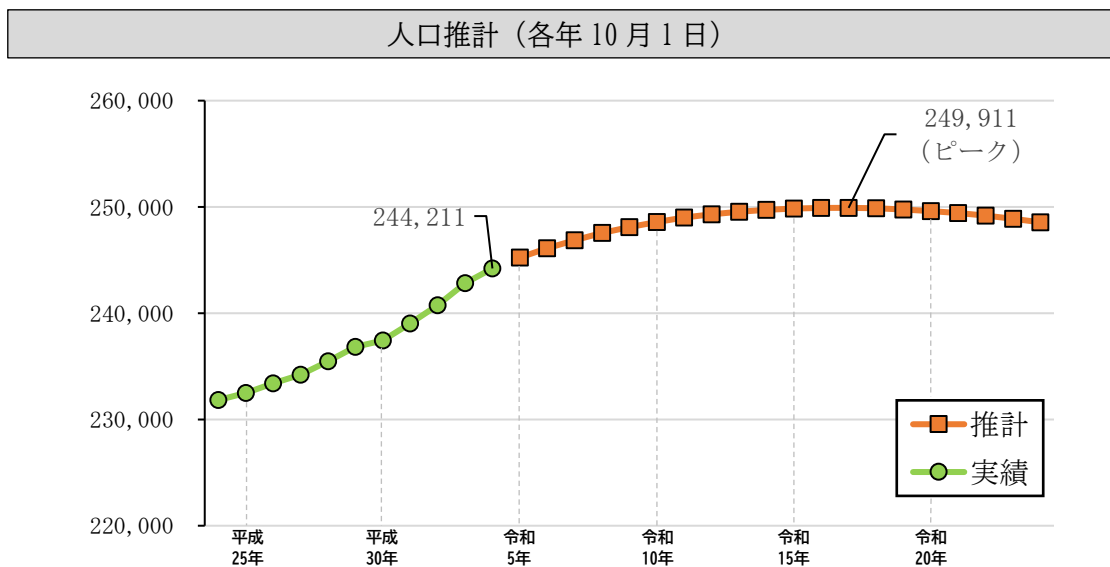


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 今後の年少人口の推移

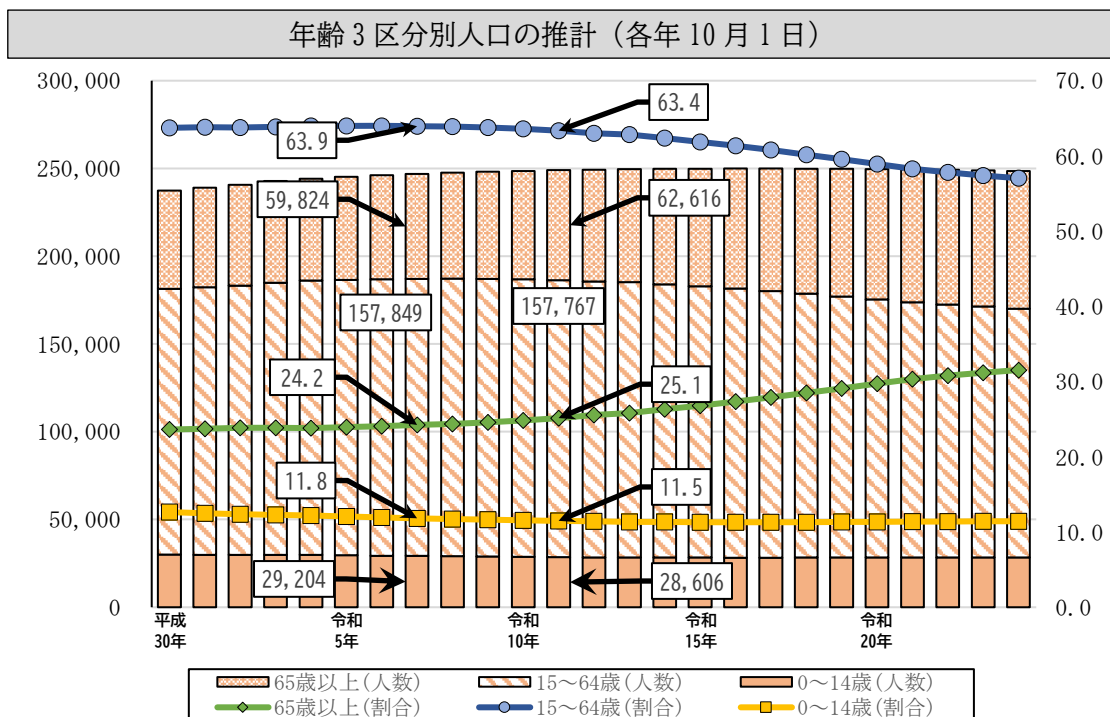
本市の総人口は市制施行以来、増加を続けています。今後も増加を続け、2023（令和 17）年に約 25 万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少していく見通しです。本計画期間中は、人口は緩やかに増加すると見込まれています。年少人口割合は 2025（令和 7）年から 2029（令和 11）年にかけて約 12%で緩やかな減少が見込まれています。

図表 10 総人口の推移と推計



資料: 第 10 次大和市総合計画資料

図表 11 年齢構成の推移と推計

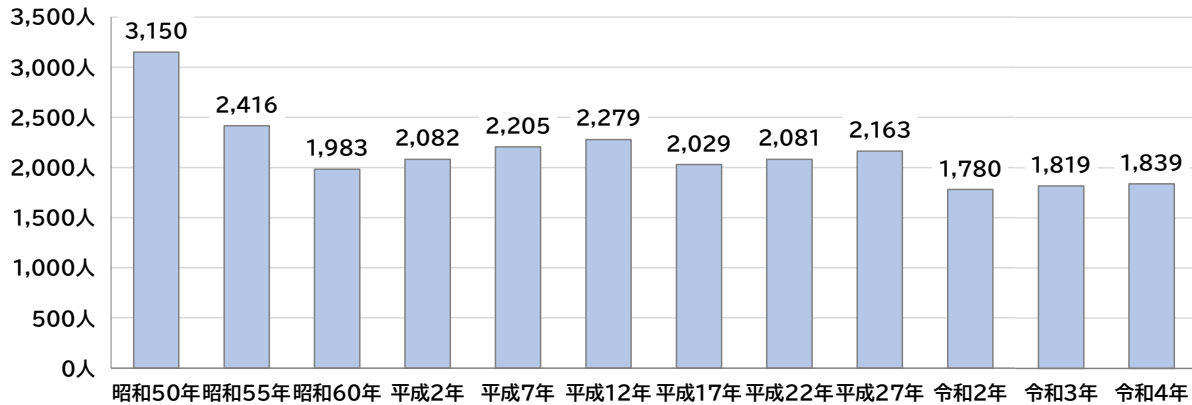


資料: 第 10 次大和市総合計画資料

(3) 出生数・出生率（人口1,000人に対する件数）の推移

本市の出生数は、1975（昭和50）年の3,150人から1985（昭和60）年の1,983人まで急激に減少し、その後は2,000人から2,200人台と横ばいで推移してきましたが、2020（令和2）年に1,780人まで減少し、その後は1,800人前後を推移しています。

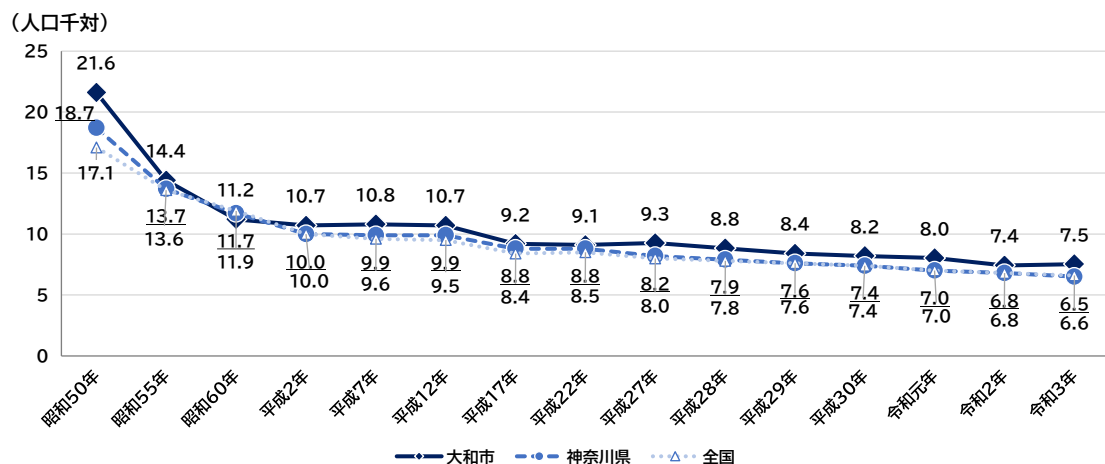
図表 12 出生数の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

また、本市の出生率（人口1,000人に対する件数）は、全国や神奈川県を上回る水準で推移していますが、1975（昭和50）年の21.6から減少を続けており、2020（令和2）年以降は7.5程度で推移しています。

図表 13 出生率（人口1,000人に対する件数）の推移

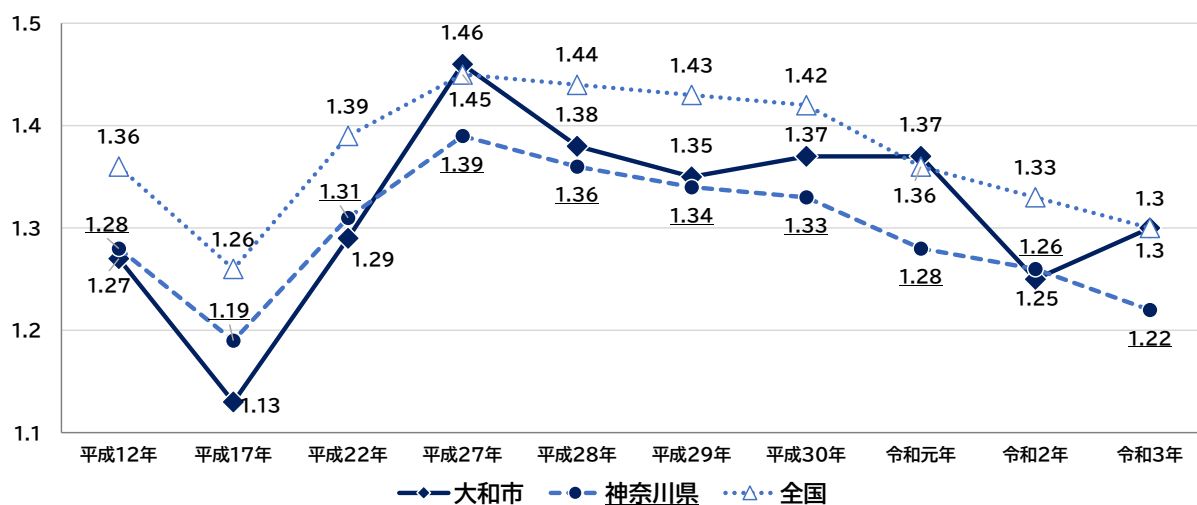


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むとされる子どもの数）は、2006（平成 18）年以降、一時増加に転じましたが、2015（平成 27）年をピークに再び減少が続いており、2021（令和 3）年には 1.3 となっています。なお、本市の合計特殊出生率は、全国の値よりもやや低い水準、神奈川県の数よりも高い水準で推移しています。

図表 14 合計特殊出生率の推移

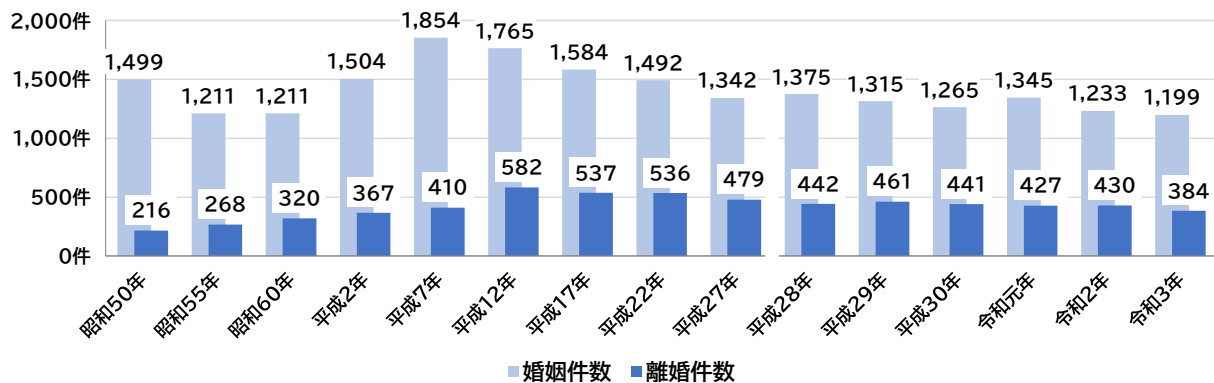


資料：神奈川県衛生統計年報

(5) 婚姻の動向

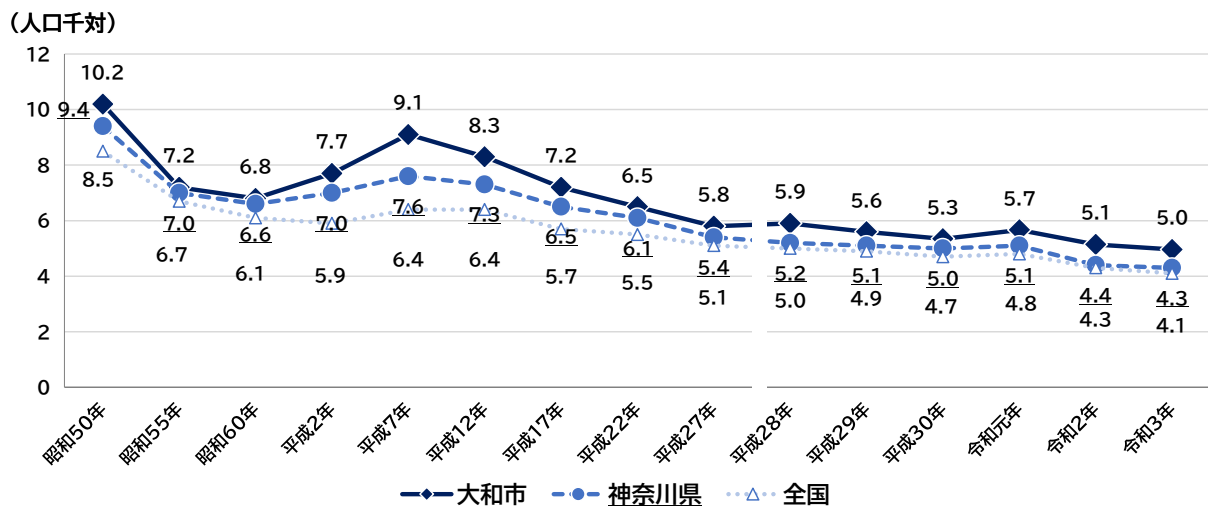
本市の婚姻件数は、1995（平成7）年をピークに減少を続け、2021（令和3）年には1,199件となりました。離婚件数も婚姻件数の減少に伴い、2021（令和3）年には384件となっています。婚姻率（人口1,000人に対する件数）は、全国、神奈川県を上回って推移していますが、1995（平成7）年以降減少傾向となり、2019（令和元）年にはわずかに上昇がみられたものの、2021（令和3）年には5.0となっています。離婚率は、横ばい傾向にあり、2021（令和3）年で1.6となっています。

図表 15 婚姻と離婚件数の推移



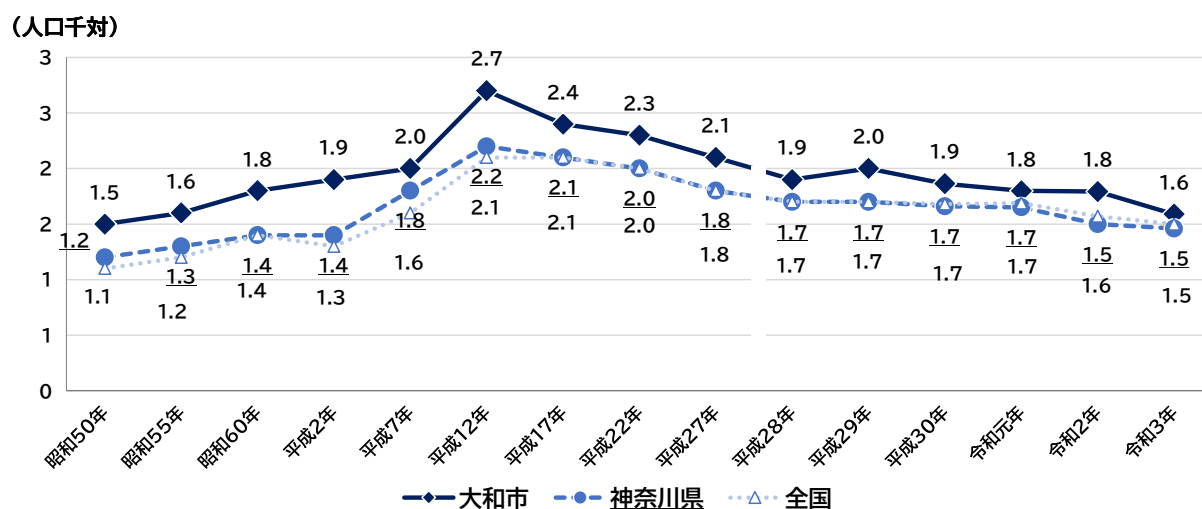
資料：神奈川県衛生統計年報

図表 16 婚姻率（人口1,000人に対する件数）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

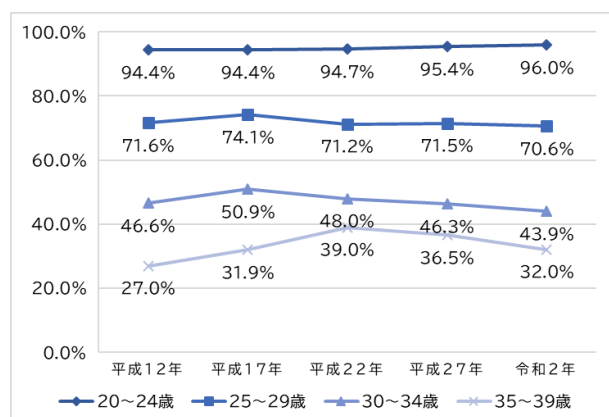
図表 17 離婚率（人口 1,000 人に対する件数）の推移



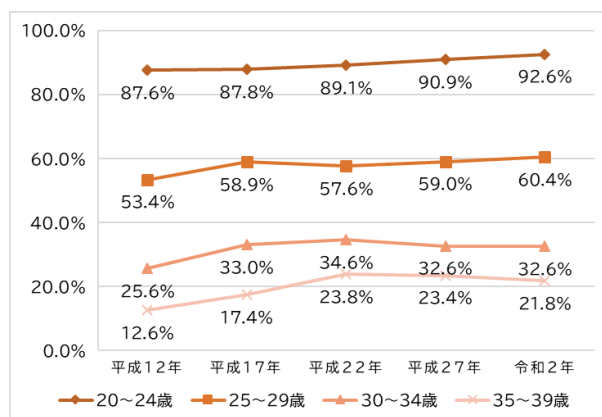
資料:神奈川県衛生統計年報

本市の未婚率について、男女別に 20 歳から 39 歳までを 5 歳ごとの階級に見てみると、2015（平成 27）年から 2020（令和 2）年にかけて、男性の 25 歳～39 歳、女性の 35～39 歳が減少傾向にあります。男性の 20～24 歳、女性の 20～29 歳で増加傾向を示しており、長期的に見ると未婚化や晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 18 男性未婚率の推移



図表 19 女性未婚率の推移



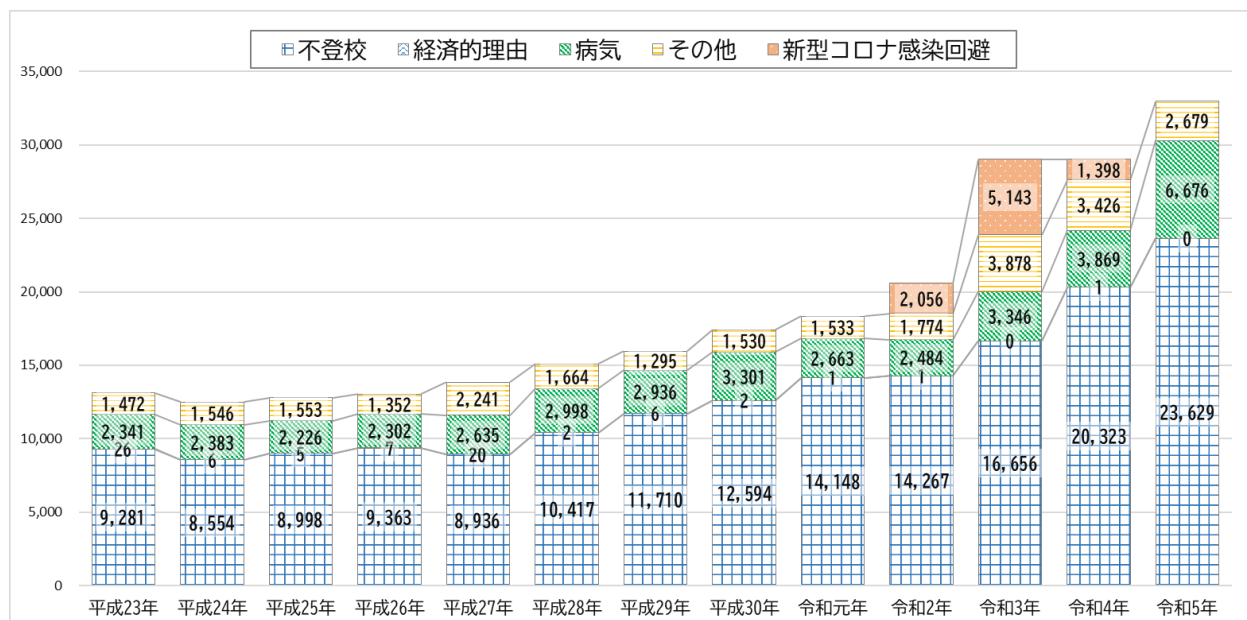
資料:国勢調査(各年 10 月 1 日)

2 こども・若者を取り巻く状況

神奈川県において、2023（令和 5）年度の不登校数や児童虐待相談件数が過去最多となりました。

また、全国においては、2023（令和 5）年には全国で約 800 人の 10 代のこども・若者が自殺しており、その数は 2021（令和 3）年から増加傾向にあります。さらには、SNS に起因する事犯の被害にあったこどもの数も高い水準で推移するなど、こどもや若者が抱える課題や取り巻く環境は、社会状況の変化に伴い多様化・複雑化しています。

図表 20 理由別長期欠席者（年間に 30 日以上欠席した児童・生徒）数の推移
【神奈川県内公立小・中学校合計】

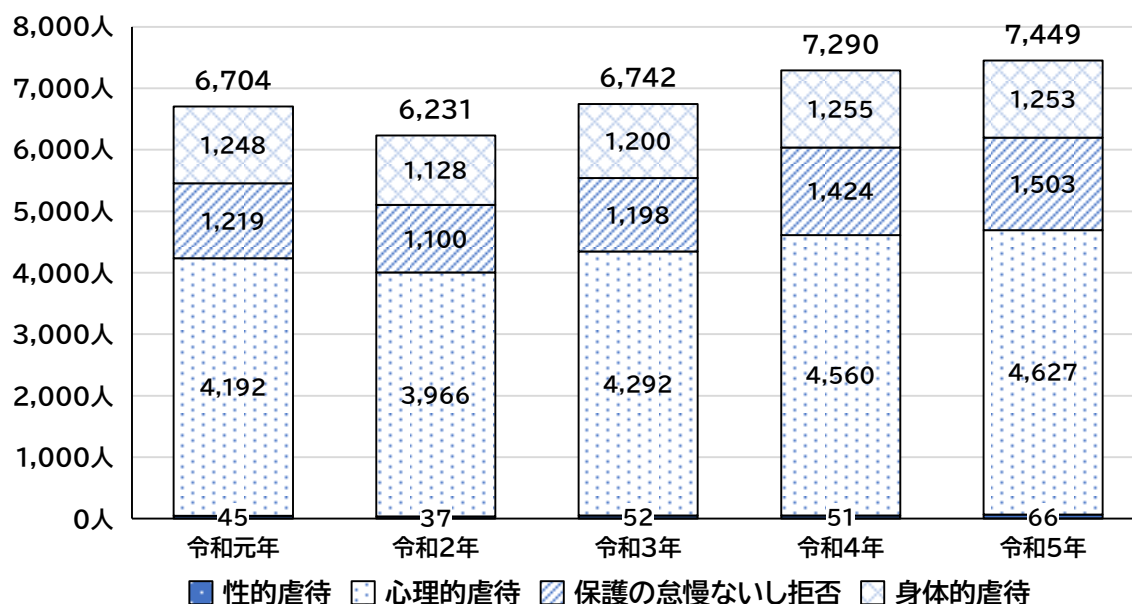


資料：神奈川県教育委員会「令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校調査 調査結果の概要（公立学校分）」を基に作成

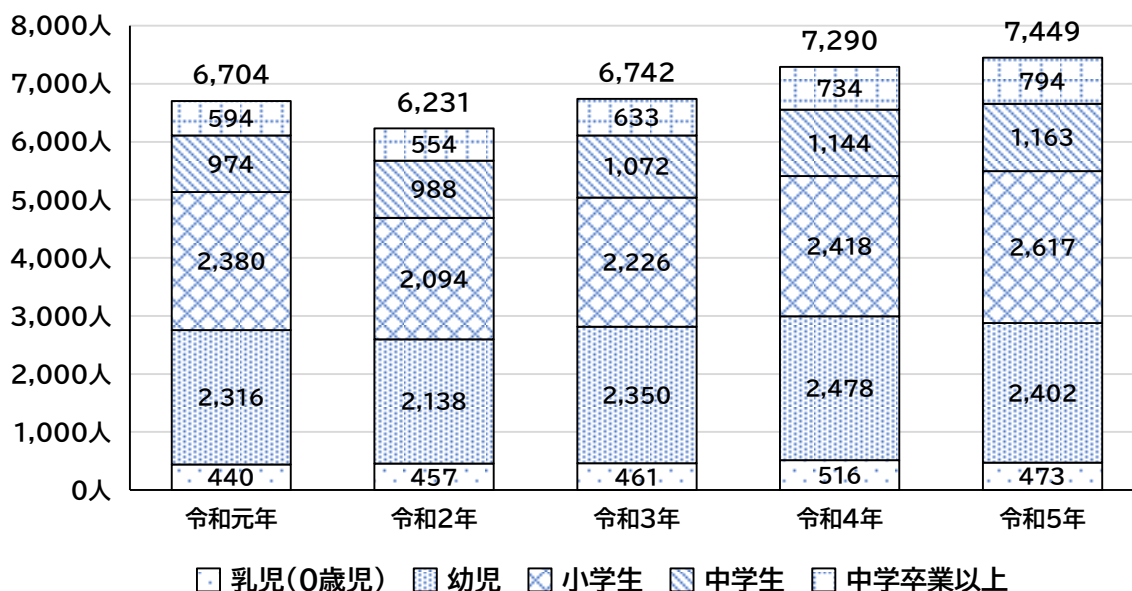
図表 21 神奈川県 児童相談所虐待相談受付件数（内容別・年齢別）

※政令指定都市・児童相談所設置市を除いた件数です。

【内容別】

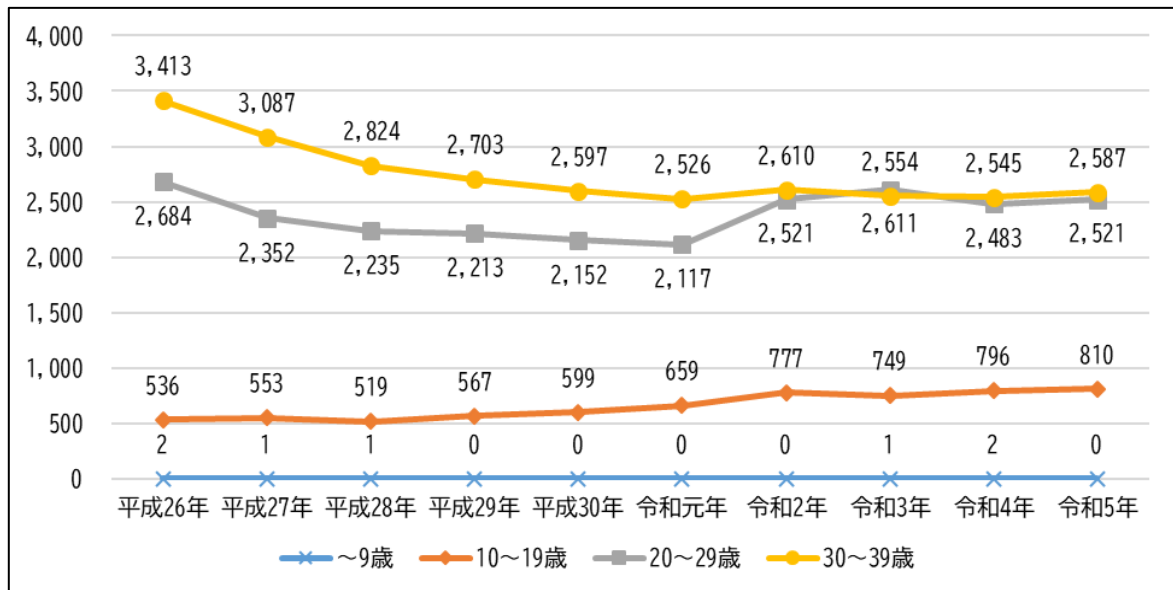


【年齢別】



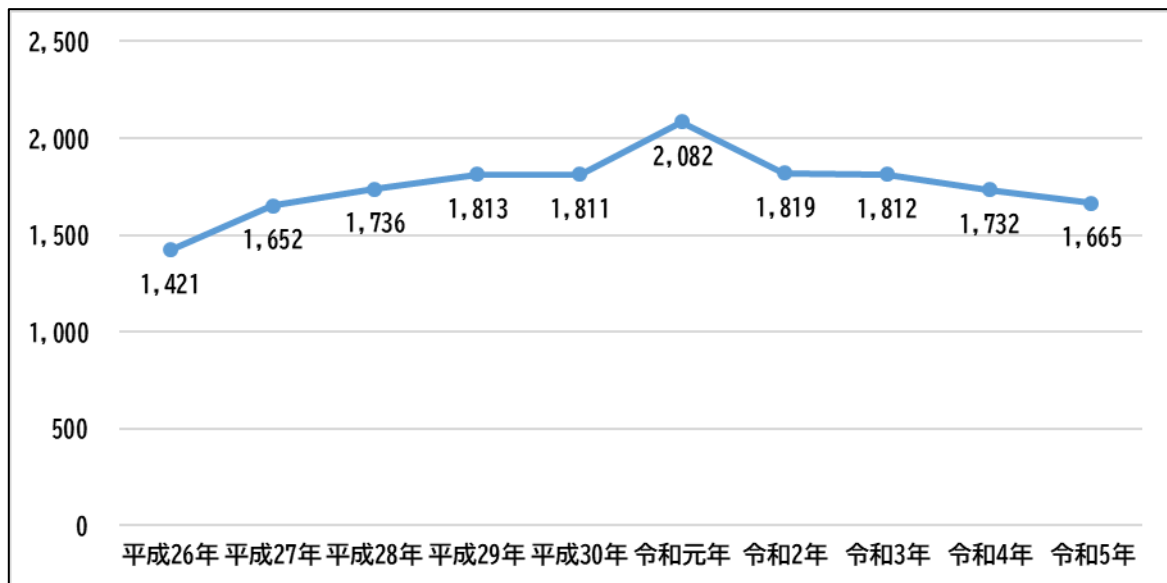
資料：令和5年度神奈川県記者発表資料「令和5年度児童相談所虐待相談受付件数について」を基に作成

図表 22 若者の自殺者数の推移(全国)



資料:厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

図表 23 SNS に起因する事犯における被害児童数の推移(全国)



※SNS とは、本統計では通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※SNS に起因する事犯とは、SNS を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

資料:警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」を基に作成

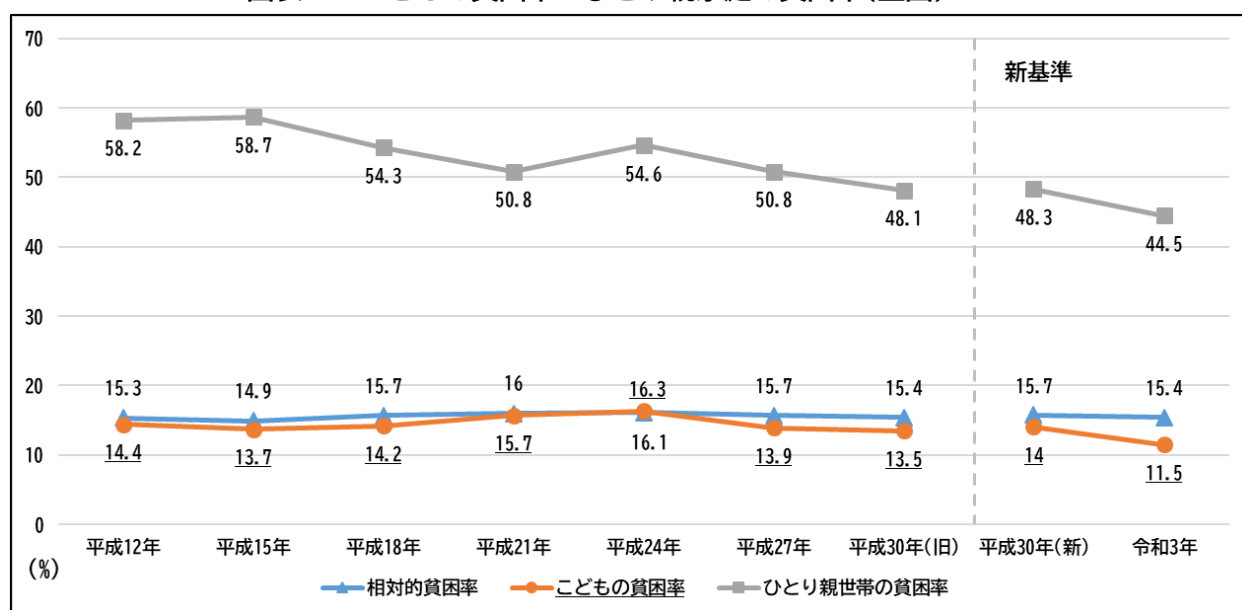
(1) こどもの貧困

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、2021(令和3)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%となっています。また、「こどもの貧困率」(17歳以下)は11.5%で、「こどもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯)のうち、ひとり親世帯(「大人が一人」の世帯員)の貧困率は44.5%となっています。

2023(令和5)年度に神奈川県が実施した「子どもの生活状況調査」においても等価可処分所得の中央値の半分未満で生活する、いわゆる「貧困状態」の世帯は10.1%でした。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという認識が重要です。

図表 24 こどもの貧困率・ひとり親家庭の貧困率(全国)

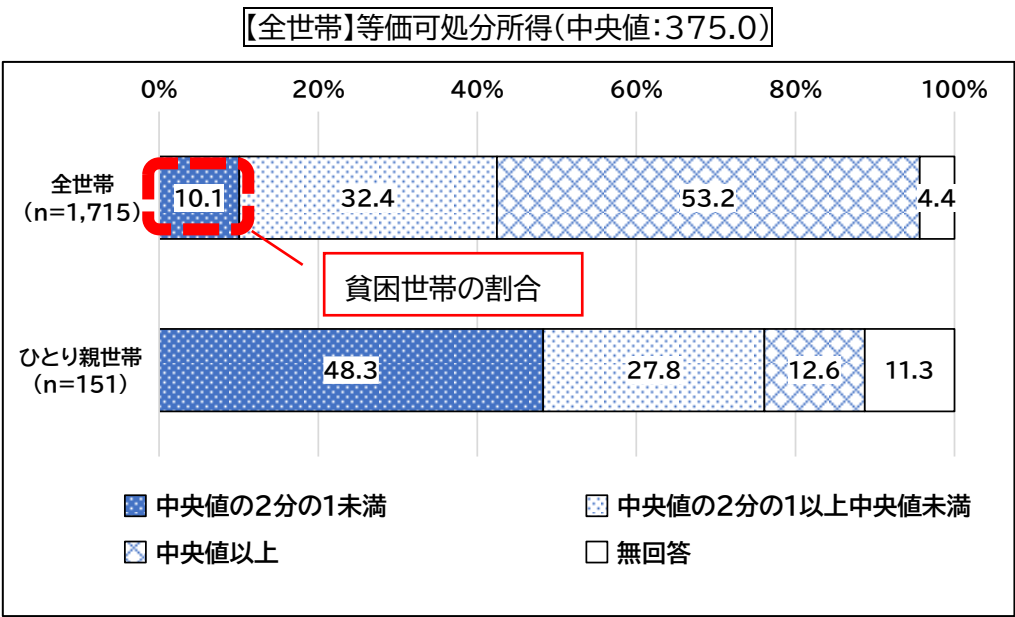


※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値である。

資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」を基に作成

図表 25 神奈川県内における子どもの貧困率



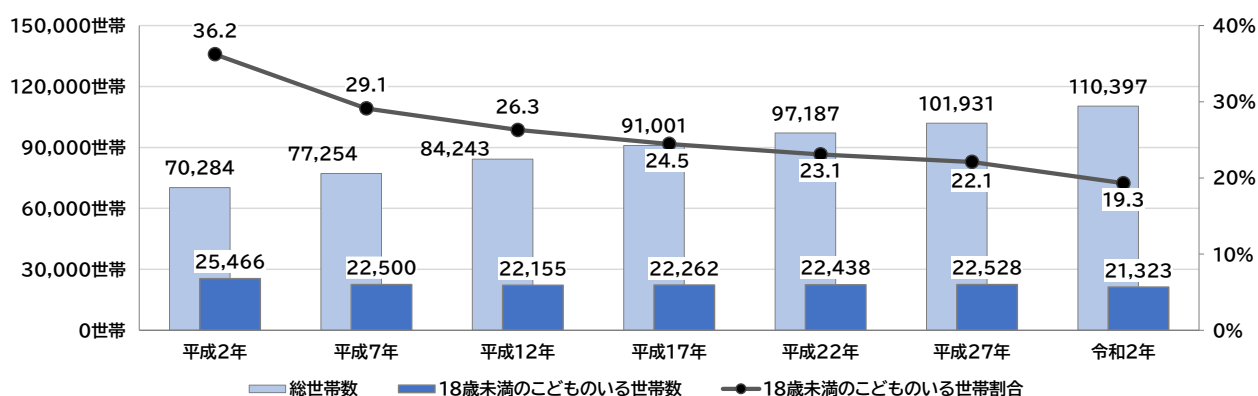
資料:神奈川県「令和5年度子どもの生活状況調査」

3 子育て当事者を取り巻く状況

(1) こどもがいる世帯数と世帯構造

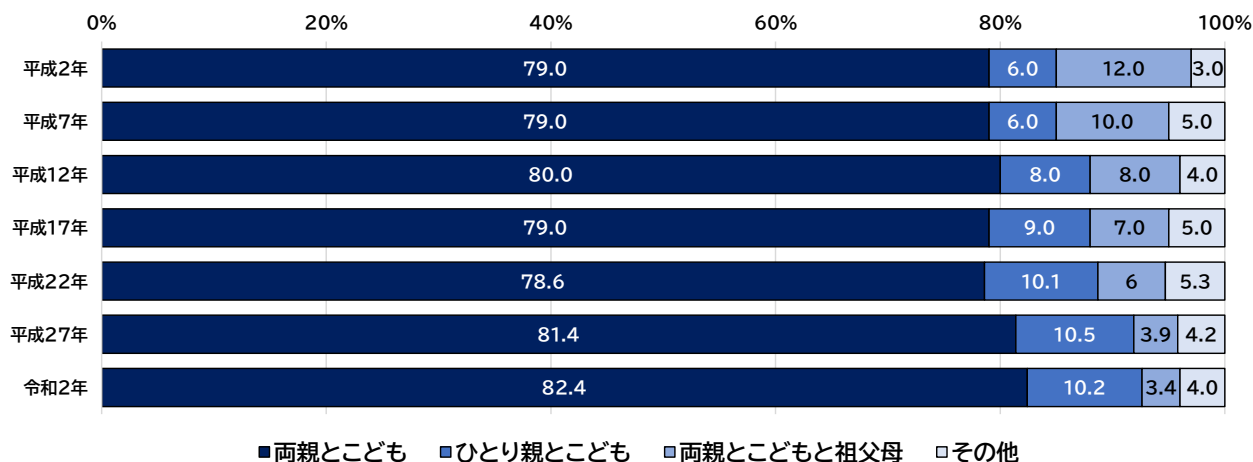
本市の世帯数は一貫して増加しています。このうち、18歳未満のこどものいる世帯数は、1990（平成2）年から2000（平成12）年にかけて減少傾向を示し、2000（平成12）年以降微増で推移していましたが、2020（令和2）年には減少に転じています。18歳未満のこどものいる世帯割合も減少し、2020（令和2）年で19.3%となっています。18歳未満のこどものいる世帯の構造をみると、核家族世帯（両親とこどもの世帯、ひとり親とこどもの世帯の合計）が全体の9割以上を占め、三世帯同居（両親とこどもと祖父母の世帯）の割合は2020（令和2）年には3.4%まで減少しています。

図表 26 総世帯数と18歳未満のこどものいる世帯が占める割合



資料:国勢調査(各年10月1日)

図表 27 18歳未満のこどものいる世帯の構造



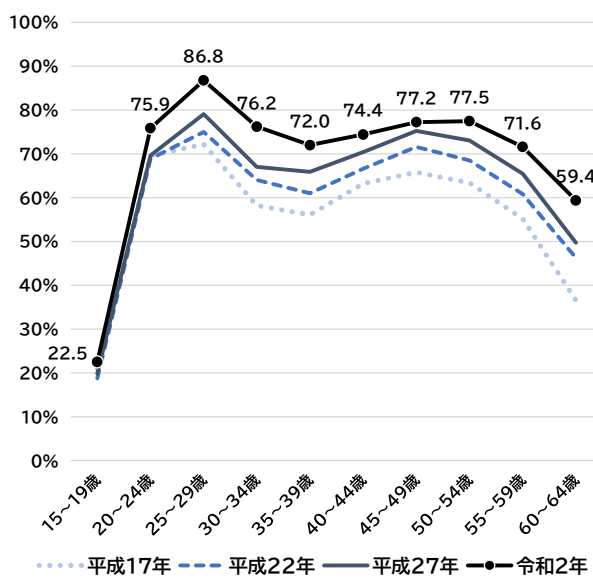
資料:国勢調査(各年10月1日)

(2) 女性の労働力率の推移

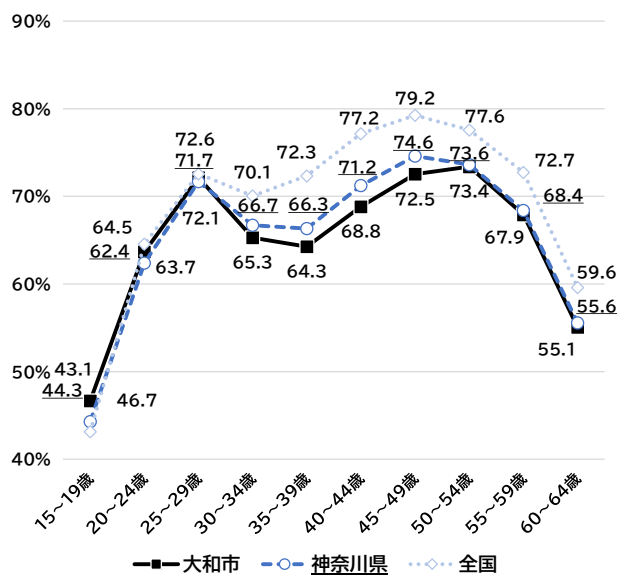
本市の女性労働力率をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、そのM字型の底が徐々に浅くなっています。本市においては、20歳代、30歳代、50歳代以降の女性全体の労働力率の上昇が大きくなっています。

また、本市の有配偶者女性(配偶者のいる女性)の労働力率は、全国平均、神奈川県平均と比較して低い傾向にありますが、働き方改革等、女性の活躍を支える環境づくりを国全体で推進していく方針であることから、女性の労働力率は今後上昇していくものと想定されます。

図表 28 女性の労働力率の推移



図表 29 有配偶女性労働力率の推移

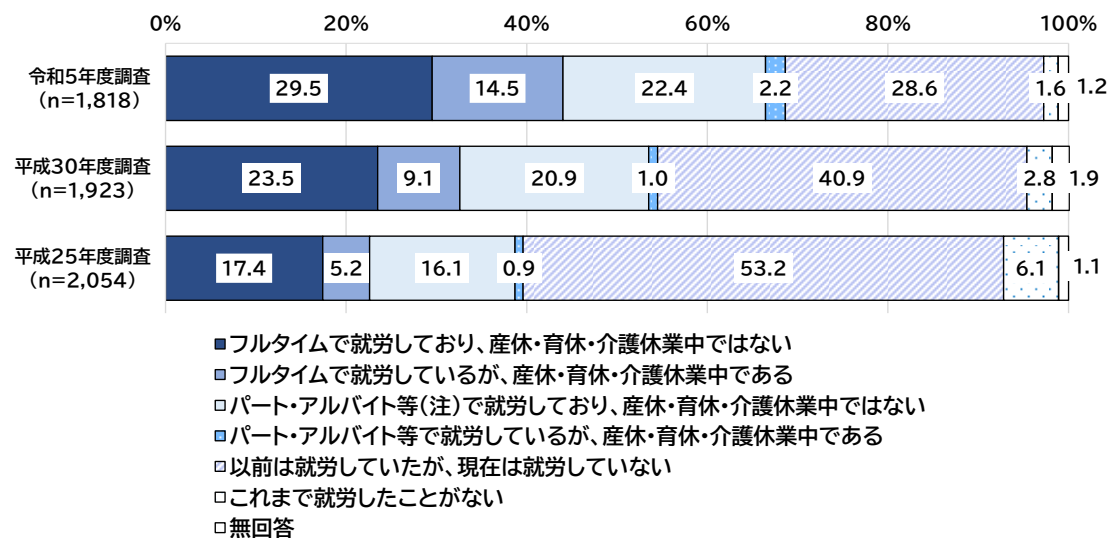


資料:国勢調査(各年 10月1日)

(3) 親の就労状況

本市の0～5歳のこどもを持つ親の就労状況は、2023（令和5）年度の本市ニーズ調査によれば、父親の9割以上がフルタイムで就労しており、母親の44.0%が「フルタイム（育児休業中を含む）」で、24.6%が「パート・アルバイト（育児休業中を含む）」で就労しています。過去の調査と比較すると、就労している母親が大きく増加していることが分かります。

図表 30 0歳から5歳のこどもを持つ母親の就労状況

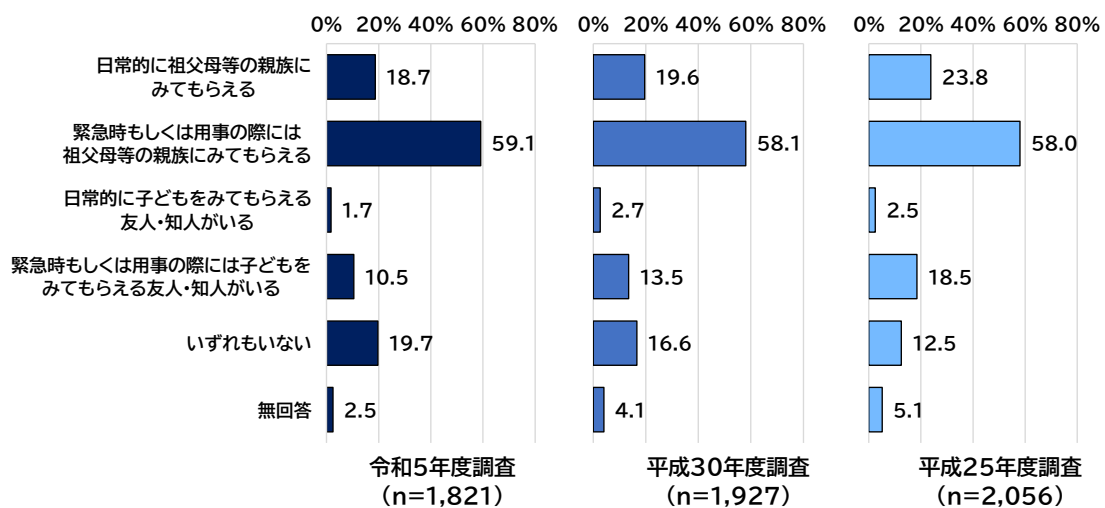


資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査

(4) 子育ての不安感、負担感、孤立感

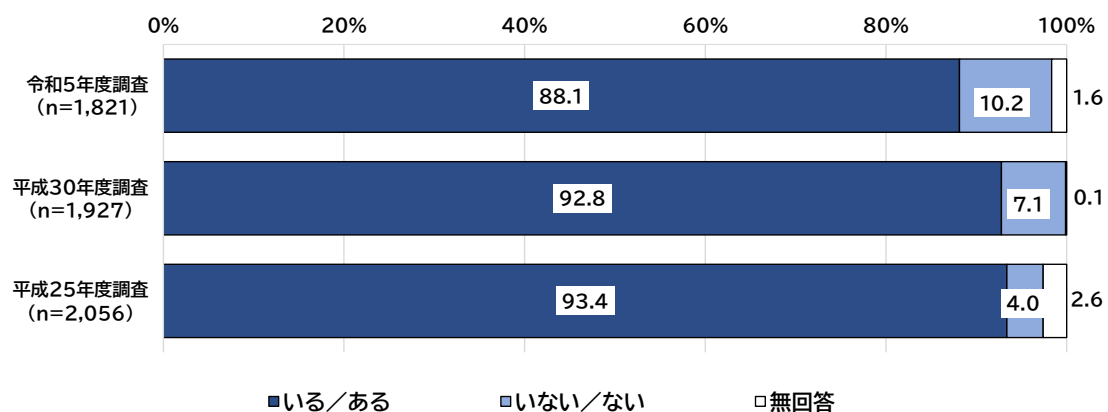
2023（令和 5）年度の本市ニーズ調査によれば、子育てについて日常的に頼ることができる祖父母等の親族や、友人・知人がいる方の割合は 20.4%で、5 人に 1 人程度となっています。過去の調査と比較すると、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合が増加しています。また、10.2%の方は、子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答しており、過去の調査に比べて増加しています。これらのことは、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てをしている家庭が存在することを示唆しています。

図表 31 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査

図表 32 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査

第
3
章

計画の基本的な考え方

1 基本理念



未来を担うこどもの健やかな成長は、私たちの心に夢と希望を与えます。また、こどもたちの明るい笑顔や笑い声はまちの元気の源です。

そうした存在であるこどもが多様な価値観を持って、生き生きと自分らしく、心身ともに健やかに成長できる環境を整えること、こどもの主体性を尊重し、時には手を差し伸べながらこどもの成長を支え、生きる力を育んでいくことは私たちおとなの責務です。

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、身近な人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況です。こどもの成長をすぐそばで支える保護者が、子育てに対する不安感や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を感じることなく、前向きな気持ちでゆとりを持った子育てができるよう、地域がやさしく見守りながら、必要なサポートをするなど子育て家庭と地域が一緒になってこどもの成長を支えていくことが重要です。

すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で将来に渡って生活できるよう、家庭内のつながりはもちろんのこと、こども同士のつながりや地域のつながりなどの「横のつながり」を推進するとともに、こどものライフステージに応じた成長を皆でつなげていく「縦のつながり」を推進するなど、家庭と地域が支え合うまちの実現を目指します。

2 主要施策

主要施策1 ライフステージを通した取組

- こどもや若者、子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがないよう、ライフステージに応じて切れ目なく対応するための取組が必要です。
- こどもの権利を社会全体に認知させていく取組をはじめ、全てのこどもが健康に成長するための支援や、こどもの安全を確保したうえで、自らの可能性を発見・進展できるよう多様な遊びや体験、チャレンジができる環境づくりを図ります。
- 児童虐待防止対策やこどもの貧困の解消に向けた取組に注力し、困難な状況の解消に向けた支援に努めます。また、障がいやヤングケアラーなどこどもが置かれている状況を適切に把握し、必要に応じた支援を行います。さらに、ジェンダー平等に係る啓発に努め、多様性に関する理解を深めます。

主要施策2 ライフステージ別の取組

- こどもや若者はそれぞれのライフステージで特有の課題があることから、置かれている状況に対応した取組が必要です。
- 妊娠前から出産、子育て、そして、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経ておとなとなるまでのそれぞれのライフステージで生じる悩みや不安、直面する困難などを地域全体で支えることで、こどもや若者が自分らしく幸福な状態で社会生活を送ることができるよう、こどもの健やかな成長を未来へつなげるため、一連の過程において切れ目のない支援に努めていきます。

主要施策3 子育て当事者を支える取組

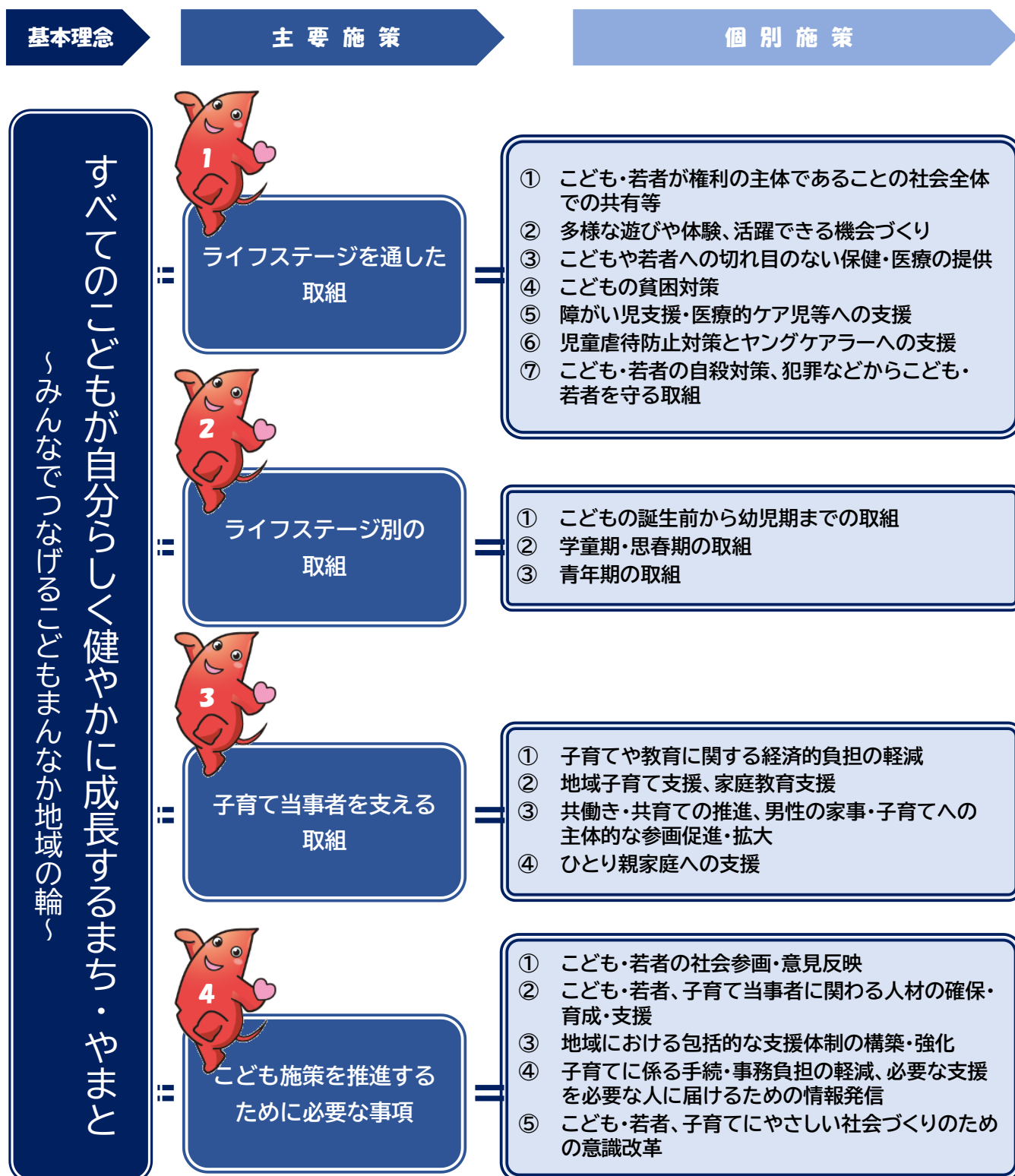
- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康でゆとりを持ってこどもと向き合い、愛着形成ができるよう、こどもとのつながりをサポートする取組を推進していきます。

主要施策4 こども施策を推進するために必要な事項

- 多様な声を施策に反映させる工夫など、こども基本法に規定された意見を反映するために必要な取組をはじめ、こども施策の共通の基盤となる子育てに係る手続等の軽減や情報発信の方法、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・支援に努めていきます。

3 施策の体系

「すべての子どもが自分らしく健やかに成長するまち・やまと ～みんなでつなげるこども まんなか地域の輪～」を理念とする本計画の体系を以下のとおり決めました。



4 個別事業一覧

本計画の施策体系として、各主要施策の中に、主要施策に関連づいた個別施策が設定されています。さらに、各個別施策の実現に向けて、本市で推進することもや子育て支援に関する主要な事業を個別事業として位置づけています。

本計画の個別事業を体系別に一覧にすると、次のとおりとなります。

なお、個別事業の名称は、原則として市の事務事業名と一致させ、市の事務事業でない個別事業については、網掛けをしています。

1 ライフステージを通した取組

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
1 ライフ ス テ ー ジ を 通 し た 取 組	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1	人権啓発事業	国際・市民共生課	43
		2	人権相談支援事業	国際・市民共生課	43
		3	人権教育推進事業	指導室	43
	②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	4	青少年育成事業	こども青少年みらい課	45
		5	こども体験事業	こども青少年みらい課	45
		6	青少年キャンプ施設管理運営事業	こども青少年みらい課	45
		7	親子ふれあい推進事業	こども青少年みらい課	46
		8	青少年センター運営事業	こども青少年みらい課	46
		9	屋内こども広場管理運営事業	ほいく課	46
		10	青少年指導者育成支援事業	こども青少年みらい課	47
		11	ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課	47
		12	既設公園等大規模改修事業	みどり公園課	47
		13	引地台公園・温水プール・立体駐車場管理運営事業	みどり公園課	48
		14	海外友好都市等交流事業	国際・市民共生課	48
		15	青少年創意くふう展事業	産業活性課	48
		16	男女共同参画意識啓発事業	国際・市民共生課	49
		17	スポーツ教室開催事業	スポーツ×ライフ課	49
		18	地域スポーツ推進事業	スポーツ×ライフ課	49
		19	学校施設スポーツ開放事業	スポーツ×ライフ課	50
		20	中学校部活動等支援事業	指導室	50
		21	スポーツ・よか・みどり財団支援事業	文化振興課	50
		22	文化芸術振興事業	文化振興課	51

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
	②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	23	つる舞の里歴史資料館運営事業	文化振興課	51
		24	環境意識啓発事業	環境総務課	51
		25	子ども読書活動推進会議運営事務	図書・学び交流課	52
		26	国際化推進事業	国際・市民共生課	52
		27	国際化協会支援事業	国際・市民共生課	52
		28	外国語通訳事業	国際化協会	52
		29	通訳・翻訳ボランティアによる通訳・翻訳サービス	国際化協会	53
		30	外国につながるのある子どもたちへの補習クラスの開催	国際化協会	53
		31	大和市プレスクール	指導室	53
		32	理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所	53
	③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	33	子ども医療費助成事業	こども総務課	55
		34	女性の健康診査事業	医療健康課	55
		35	予防接種事業	医療健康課	55
		36	妊産婦・新生児等訪問事業	すくすく子育て課	56
		37	産後健康診査事業	すくすく子育て課	56
		38	産後ケア事業	すくすく子育て課	56
		39	4か月児健康診査事業	すくすく子育て課	57
		40	8か月児健康診査事業	すくすく子育て課	57
		41	1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	57
		42	3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	58
		43	乳幼児健康診査等経過相談事業	すくすく子育て課	58
	④こどもの貧困対策	44	保育サービス利用助成事業	ほいく課	60
		45	学力向上対策推進事業	指導室	60
		46	小学校学用品等就学援助事業	学校教育課	60
		47	中学校学用品等就学援助事業	学校教育課	61
		48	奨学金給付事業	学校教育課	61
		49	小学校医療費等就学援助事業	保健給食課	61
		50	中学校医療費等就学援助事業	保健給食課	62
		51	学校給食費助成事業	保健給食課	62
		52	青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室	62
		53	ひとり親家庭等相談事業	こども総務課	62
		54	ひとり親家庭等家賃助成事業	こども総務課	63
		55	ひとり親家庭等医療費助成事業	こども総務課	63

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
	④こどもの貧困対策	56	母子家庭等自立対策支援事業	こども総務課	63
		57	児童手当支給事業	こども総務課	63
		58	児童扶養手当支給事業	こども総務課	64
		59	助産・母子生活支援施設入所事業	こども総務課	64
		60	妊婦のための支援事業	すくすく子育て課	64
		61	被保護世帯等こども健全育成支援事業	生活援護課	64
	⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援	62	障がい児自立支援給付事業	すくすく子育て課	66
		63	障がい児地域生活支援事業	すくすく子育て課	66
		64	発達相談支援システム推進事業	すくすく子育て課	66
		65	児童発達支援事業	すくすく子育て課	67
		66	市障害者福祉手当支給事業	障がい福祉課	67
		67	特別障害者手当等支給事業	障がい福祉課	67
		68	障がい者社会参加促進事業	障がい福祉課	68
		69	松風園運営事業	障がい福祉課	68
		70	障害者自立支援センター運営事業	障がい福祉課	68
		71	自立支援医療等給付事業	障がい福祉課	69
		72	在宅重度障がい者サポート事業	障がい福祉課	69
		73	心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課	69
		74	特別支援教育推進事業	指導室	70
		75	民間保育所等運営支援事業	ほいく課	70
	⑥児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	76	こども家庭センター事業	すくすく子育て課	72
		77	こども家庭支援事業	すくすく子育て課	72
		再掲	妊産婦・新生児等訪問事業	すくすく子育て課	73
		再掲	産後健康診査事業	すくすく子育て課	73
		再掲	産後ケア事業	すくすく子育て課	73
		再掲	4か月児健康診査事業	すくすく子育て課	74
		再掲	8か月児健康診査事業	すくすく子育て課	74
		再掲	1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	74
		再掲	3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	75
		再掲	乳幼児健康診査等経過相談事業	すくすく子育て課	75
	⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	78	自殺対策事業	障がい福祉課	77
		79	児童生徒安全対策事業	指導室	77
		80	大和市子ども見守り活動協議会	指導室	77
		81	交通安全啓発事業	市民生活あんぜん課	78
		82	地域防犯活動支援事業	市民生活あんぜん課	78
		83	地域防犯活動推進事業	市民生活あんぜん課	78

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
	⑦こども・若者の自殺 対策、犯罪などか らこども・若者を守 る取組	84	総合防災訓練運営事業	危機管理課	79
		再掲	青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室	79
		85	青少年相談員連絡協議会支援事業	青少年相談室	79

2 ライフステージ別の取組

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
2 ライフ ステ ージ 別 の 取 組	①こどもの誕生前から 幼児期までの取組	再掲	こども家庭センター事業	すくすく子育て課	81
		86	不育症治療費助成事業	すくすく子育て課	81
		87	不妊治療(先進医療)費助成事業	すくすく子育て課	81
		88	母子保健相談指導事業	すくすく子育て課	82
		89	妊婦健康診査事業	すくすく子育て課	82
		再掲	助産・母子生活支援施設入所事業	こども総務課	82
		90	出産育児一時金支給事業	保険年金課	83
		再掲	妊婦のための支援事業	すくすく子育て課	83
		再掲	妊産婦・新生児等訪問事業	すくすく子育て課	83
		91	未熟児養育医療給付事業	こども総務課	84
		再掲	子ども医療費助成事業	こども総務課	84
		再掲	予防接種事業	医療健康課	84
		92	産科医等確保支援事業	医療健康課	85
		再掲	産後ケア事業	すくすく子育て課	85
		再掲	産後健康診査事業	すくすく子育て課	85
		再掲	4か月児健康診査事業	すくすく子育て課	86
		再掲	8か月児健康診査事業	すくすく子育て課	86
		再掲	1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	86
		再掲	3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	87
		再掲	乳幼児健康診査等経過相談事業	すくすく子育て課	87
		93	子育て支援センター運営事業	こども総務課	87
		94	つどいの広場事業	こども総務課	88
		95	認可保育所等運営事務	ほいく課	89
		96	民間保育所建設・増設支援事業	ほいく課	90
		97	保育所等施設型給付事業	ほいく課	90
		再掲	民間保育所等運営支援事業	ほいく課	90
		98	保育事業(市立保育所)	ほいく課	90
		99	保育所給食事業(市立保育所)	ほいく課	91

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
	①こどもの誕生前から 幼児期までの取組	100	病児保育事業	ほいく課	91
		101	子育て支援施設管理運営事業	ほいく課	91
		102	公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	92
		103	私設保育施設支援事業	ほいく課	92
		104	特定教育・保育施設等指導事務	ほいく課	92
		105	私設保育施設指導事務	ほいく課	92
	②学童期・思春期の 取組	106	こども食堂支援事業	こども青少年みらい課	94
		107	放課後児童クラブ事業	こども青少年みらい課	94
		108	児童館管理運営事業	こども青少年みらい課	95
		再掲	青少年センター運営事業	こども青少年みらい課	95
		再掲	学力向上対策推進事業	指導室	95
		再掲	スポーツ教室開催事業	スポーツ×ライフ課	96
		再掲	地域スポーツ推進事業	スポーツ×ライフ課	96
		再掲	学校施設スポーツ開放事業	スポーツ×ライフ課	96
		109	休日夜間急患診療所運営事業	医療健康課	97
		再掲	人権啓発事業	国際・市民共生課	97
		再掲	こども家庭センター事業	すくすく子育て課	97
		110	いじめ等対策事業	指導室	98
		111	不登校児童生徒援助事業	青少年相談室	98
	③青年期の取組	再掲	不登校児童生徒援助事業	青少年相談室	100
		112	こもりびと支援事業	福祉総務課	100
		113	就労支援事業	産業活性課	100

3 子育て当事者を支える取組

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
3 子育て当事者を支える取組	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	再掲	保育所等施設型給付事業	ほいく課	101
		再掲	保育サービス利用助成事業	ほいく課	102
		114	認定保育施設運営費助成事業	ほいく課	102
		再掲	児童手当支給事業	こども総務課	102
		再掲	子ども医療費助成事業	こども総務課	102
		再掲	小学校学用品等就学援助事業	学校教育課	103
		再掲	中学校学用品等就学援助事業	学校教育課	103
		再掲	奨学金給付事業	学校教育課	103
		再掲	小学校医療費等就学援助事業	保健給食課	103
		再掲	中学校医療費等就学援助事業	保健給食課	104
		再掲	学校給食費助成事業	保健給食課	104

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	再掲	出産育児一時金支給事業	保険年金課	104
		再掲	学力向上対策推進事業	指導室	105
		再掲	ひとり親家庭等相談事業	こども総務課	105
		再掲	ひとり親家庭等家賃助成事業	こども総務課	105
		再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	こども総務課	105
		再掲	母子家庭等自立対策支援事業	こども総務課	106
		再掲	児童扶養手当支給事業	こども総務課	106
	②地域子育て支援、家庭教育支援	再掲	子育て支援センター運営事業	こども総務課	108
		再掲	つどいの広場事業	こども総務課	108
		再掲	保育事業(市立保育所)	ほいく課	108
		再掲	親子ふれあい推進事業	こども青少年みらい課	109
		再掲	認可保育所等運営事務	ほいく課	109
		再掲	母子保健相談指導事業	すくすく子育て課	109
		再掲	こども家庭センター事業	すくすく子育て課	110
		再掲	こども家庭支援事業	すくすく子育て課	110
		115	図書館管理運営事業	図書・学び交流課	110
		116	子育て情報提供事業	子育て支援センター	111
		117	子育てに関する学習機会の提供事業	子育て支援センター	111
		118	子育てに関する相談・援助	子育て支援センター	111
		119	子育ての仲間作りの機会提供事業	子育て支援センター	112
		120	子育てサークルの育成支援事業	子育て支援センター	112
		121	生涯学習センター管理運営事業	図書・学び交流課	112
		再掲	子育て支援施設管理運営事業	ほいく課	112
		再掲	屋内こども広場管理運営事業	ほいく課	113
		再掲	公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	113
		122	ファミリーサポートセンター事業	すくすく子育て課	113
		再掲	保育所給食事業(市立保育所)	ほいく課	113
	③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	再掲	男女共同参画意識啓発事業	国際・市民共生課	115
		123	中高生保育入門講座	社会福祉協議会	115
	④ひとり親家庭への支援	再掲	児童扶養手当支給事業	こども総務課	116
		再掲	ひとり親家庭等相談事業	こども総務課	116
		再掲	ひとり親家庭等家賃助成事業	こども総務課	117
		再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	こども総務課	117

4 こども施策を推進するために必要な事項

主要 施策	個別施策	事業名		所管・窓口	掲載 頁
4 こども施策を推進するために必要な事項	①こども・若者の 社会参画・意見反映	124	広聴活動事業	マーケティング課	119
		再掲	青少年育成事業	こども青少年みらい課	119
	②こども・若者、子育て 当事者に関わる 人材の確保・育成・ 支援	再掲	青少年指導者育成支援事業	こども青少年みらい課	121
		125	大和市家庭・地域教育活性化会議 支援事業	こども青少年みらい課	121
		再掲	図書館管理運営事業	図書・学び交流課	121
		126	民生委員児童委員活動支援事業	福祉総務課	122
		127	ボランティアグループ活動支援	社会福祉協議会	122
		128	子育て支援ボランティア養成事業	子育て支援センター	122
		129	保育士等研修事務	ほいく課	122
	③地域における包括 的な支援体制の構 築・強化	再掲	こども家庭センター事業	すくすく子育て課	123
		再掲	大和市家庭・地域教育活性化会議 支援事業	こども青少年みらい課	124
		再掲	民生委員児童委員活動支援事業	福祉総務課	124
		130	包括的支援体制推進事業	福祉総務課	124
	④子育てに係る手 続・事務負担の軽 減、必要な支援を 必要な人に届ける ための情報発信	131	子育て何でも応援メール	すくすく子育て課	125
		132	子育て支援に係るサービスの デジタル化	こども総務課	125
	⑤こども・若者、子育てに やさしい社会 づくりのための意 識改革	133	こどもまんなか社会に関する啓 発・情報発信	こども総務課	126

第

4章

基本理念の実現に向けた 具体的な取組

1 ライフステージを通した取組

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等



< 現状と課題 >

- 「こども基本法」では、基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」等が掲げられています。
- こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか」社会の実現に向けて、本市においても、この基本的な考え方を関係者が十分に理解し、こども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。



< 施策の方向性 >

- 全てのこども・若者が権利の主体であることの認識を向上させるため、こどもの権利条約やこども基本法の趣旨及び内容について、社会全体への啓発に努めます。
- 日頃からこどもと密接な関わりのある教職員に研修を行い、「こどもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「こどもの権利」が侵害されることがないように人権への意識を高めます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
1	人権啓発事業	市民(事業者等含む)・市内小中学生・人権団体	国際・市民共生課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・人権週間に関連した啓発事業を開催します。 ・市内小中学校向けに人権教室を開催します。 ・中学生人権作文・ポスターコンテストを実施します。		●人権教室開催数：3回 ●人権作文コンテスト応募者数：379人 ●人権ポスター募集応募者数：209人 ●人権啓発資料配布実施回数：6回	多くの市民が人権について考える機会を増やしていけるよう、人権擁護委員の日、人権週間の啓発活動を効果的に実施するほか、人権擁護委員による学校への働きかけを通じ、人権作文コンテストやポスター募集への積極的な参加を促します。また、多様性を尊重する社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度や、やまと SOGI 派遣相談の認知を高めていきます。さらに、ホームページやチラシ配布、広報やまとなど、多様な媒体を利用して周知を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
2	人権相談支援事業	市民 交付先:大和市人権擁護委員会	国際・市民共生課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・法務大臣より委嘱された人権擁護委員が人権相談を受付けます。		●人権問題全般の相談開設数：25日	対面及び電話による相談窓口の運営を継続します。また、対面や電話による相談に抵抗がある市民に対しては、引き続き SNS による相談窓口の周知を実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
3	人権教育推進事業	指導主事及び市立小中学校の教職員	指導室
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・人権教育に係る研修を実施します。 ・人権に関する各種研修会に参加します。 ・各学校の校内研修会等への支援をします。 ・人権教育啓発に関する情報資料提供を行います。		●人権教育の研修会実施回数：4回 ●校内研修会の支援件数：25件 ●研修会参加回数：20回	指導主事及び各学校の代表者が人権研修に参加し、その内容をもとに、教職員への人権研修を行うとともに、各種機関からの刊行物や情報を提供していきます。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり



< 現状と課題 >

- 遊びや読書、体験を通した活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、こどもの認知的スキルや社会情動的スキルを育むことにつながります。
- こども・若者が様々なことにチャレンジでき、時には小さな失敗を経験しながら、全力で取り組み達成した成功体験を得ることで自己肯定感を高めていけるような環境づくりは重要です。
- こどもの意見聴取を行った結果、こどもたち自身からはボール遊びができる公園や気軽にスポーツできる施設を求める声が多く寄せられました。
- 本市の地域特性として、外国につながるのがある家庭やこどもが多く、本市における外国人市民は 88 の国と地域にルーツを持つ 8,509 人で（2024（令和 6）年 8 月末日時点）、大和市民の約 29 人に 1 人が外国人市民となっていることから、言語や習慣、文化の違いによる不安や不自由を感じさせることのない誰もが暮らしやすい環境づくりが必要です。



< 施策の方向性 >

- こどもたちの発達段階に応じた多様な遊びや体験、自然とのふれあい、交流できる場を提供することで「生きる力」を育むとともに、「こどもまんなかまちづくり」を踏まえ、スポーツ施設を含むこどもたちが日常的に利用する施設の利便性向上に向けた環境づくりを目指します。
- 多文化共生社会の実現に向け、こどもたちが国際社会に目を向けられるよう異文化や多様な価値観に触れる機会づくりに努めます。また、性別にかかわらず、自らの興味や関心、可能性を広げられ、自分らしさを発揮できるよう、ジェンダー平等に関する啓発に努めます。
- 外国につながるのがあるこどもや家庭が地域社会で不安や不自由を感じることをないよう、国際化協会と連携し、外国語通訳窓口における外国語通訳事業や、通訳・翻訳サービスなどを実施するとともに、こどもに対して、日本語・学習支援ボランティア等による学習支援を行います。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
4	青少年育成事業	小学校高学年から青年まで	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
大和ユースクラブに青少年に関わる事業を委託し、自主企画・自主運営を促進します。		●ユースクラブ活動日数：70日	大和ユースクラブ会員の確保と、会員一人ひとりの意識・資質を高めるため、活動の運営方法や事業の周知方法等を継続して検討してまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
5	こども体験事業	小学5・6年生20人及び中学生10人	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 県外の特色ある地域性や自然豊かな場所における宿泊研修及び事前・事後研修を通し、豊かな感性やリーダーシップ等を育み、主体的に活動できる青少年を育成します。 - 企画運営は、青少年（高校生以上）を中心とした実行委員会によって行います。 - 青少年健全育成基金を活用します。		●公募による実行委員数：10人 ●実行委員会開催回数：4回	今後も引き続き事業に関する情報を収集し、活動プログラムについて検討を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
6	青少年キャンプ施設管理運営事業	青少年、青少年育成団体、親子等	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
泉の森ふれあいキャンプ場を開設し、青少年団体や親子等に提供します。		●開設日数（泉の森ふれあいキャンプ場）：302日	泉の森ふれあいキャンプ場の施設が老朽化していることから、引き続き施設を安全に利用できるよう適切に維持管理を行う必要があり、キャンプエリアのナラ枯れ等についても関係部署と連携しながら適切に対応していきます。また、テントサイトの整備については、地元ボランティアなどとの協議を行いながら方向性を検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
7	親子ふれあい推進事業	市民	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・ふれあい広場推進委員会に委託し、市内15箇所ですれあい広場を実施します。 ・青少年指導員連絡協議会に親子ナイトウォークラリーを委託し、実施します。		●ふれあい広場開催回数：13回 ●親子ナイトウォークラリーコース数：3本	運営に携わる役員やボランティアを増やし、安定した運営を行うために事業の実施手法や内容を検討してまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
8	青少年センター運営事業	市内在住・在勤・在学の青少年、青少年団体、青少年育成関係者等	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・青少年や青少年団体等へ施設を提供します。 ・中高生ボランティアを募り、青少年センターまつりを開催します。		●利用者数：2,111人 ●青少年及び指導者の利用割合：100%	より多くの青少年や青少年団体、青少年育成関係者等が利用するよう、適切な施設の維持管理に努めます。また、施設のあり方を含め、より効果的な利用促進の手法等について引き続き検討します。 青少年センターまつりを通じて中高生ボランティアが主体的に活動できる機会の確保に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
9	屋内こども広場管理運営事業	0歳から概ね小学校低学年までの児童とその保護者等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・親子が天候にかかわらず安全に安心して過ごせる空間を提供します。 ・子育てを支援するため、相談室等を使用して、保育士等による育児相談を実施します。		●げんきっこ広場延べ利用者数：73,622人 ●保育室延べ利用者数：1,935人 ●保育士等による育児相談数：47件	指定管理者制度を活用し、実施する各事業のニーズ把握に努め、市民の子育て・子育てを支援していきます。



番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
10	青少年指導者育成支援事業	大和市青少年指導員連絡協議会 大和市子ども会連絡協議会 大和市母親クラブ連絡協議会	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域で青少年の健全育成を進める3団体については、補助金による運営費の支援と、行政内に事務局を置く人的な支援を行っています。 ・青少年育成団体や中高生ボランティア等が主体となり、青少年を対象としたイベントを開催します。 ・指導者の資質向上のための研修を開催しています。		●青少年指導員年間活動数：383回 ●市子ども会連絡協議会加入数：24団体 ●青少年センターまつり参加団体数：3団体 ●子どもの外遊び地域イベント開催地区数：10地区	青少年指導員については、安定的な定数確保のために活動の運営方法や周知方法等を検討してまいります。 青少年育成団体が、事業を効果的、効率的に実施できるよう助言等の支援を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
11	ゆとりの森管理運営事業	大和ゆとりの森を利用する市民等	みどり公園課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者制度を活用し、施設の維持管理及び運営を行います。		●管理日数：366日 ●利用満足度：4.54点 ●自主事業数：41件 ●指定管理者等関係機関協議回数：26回	引き続き指定管理者を活用し、ゆとりの森の管理運営を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
12	既設公園等大規模改修事業	市の管理する公園を利用する市民	みどり公園課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・公園内の老朽化及び破損した遊具、設備等を撤去・更新します。 ・遊具等を適正に維持するための補修を行います。なお、応急的な処置については、公園維持管理事業で対応しています。 ・利用者の要望等により、既設公園内に新たな遊具、設備などを設置します。		●公園施設長寿命化計画に基づき更新した施設の数：13箇所 ●公園施設長寿命化計画に基づき補修した施設の数：10箇所 ●長寿命化計画対象外施設の新設又は更新数：22箇所	公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の補修、更新を計画的に行い、利用者の安全を確保していきます。 使用材料の耐久性、コスト面を考慮しながら、より経費の削減が図れるような更新を心がけ継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
13	引地台公園・温水プール・立体駐車場管理運営事業	引地台温水プール、引地台温水プール立体駐車場、引地台公園を利用する市民等	みどり公園課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者制度を活用し、施設の維持管理及び運営を行います。		●年間開場日数： 211日 ●1日当たりの入場者数： 572人	引き続き指定管理者制度を導入し管理運営を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
14	海外友好都市等交流事業	市民・外国の都市と交流している団体	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・やまと国際交流指針に基づき、海外友好都市との交流事業を推進します。		●友好都市との交流イベントの数： 1回	国際交流・多文化共生によるまちづくりを推進していくため、大韓民国光明市との青少年交流等を行い、相互理解の推進及び友好関係の構築に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
15	青少年創意くふう展事業	市内小中学校に通学する児童及び生徒	産業活性課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小中学校の担当教諭に趣旨説明を行い、小中学生から作品を募集します。 ・神奈川県発明協会や大和商工会議所などから審査員の派遣を依頼し、審査会を開催して入賞作品を決定します。 ・全作品を展示する展覧会(大和市青少年発明くふう展)を開催し、入賞者を表彰します。		●大和市青少年発明くふう展出品点数： 127点	市内小中学生において創作の楽しさを知るきっかけとなり、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与する創造性豊かな青少年を育成するため、より多くの作品が出品されるよう、市内小中学校への働きかけ及び広報を行います。



番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
16	男女共同参画意識啓発事業	市民・市職員	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・男女共同参画に係る意識を効果的に浸透、向上させることができる場と機会をより多く提供します。 ・行政と市民が一体となり、市民の視点を取り入れた、男女共同参画意識啓発事業の展開を図ります。 ・あらゆる分野で市民が男女共同参画の視点が持てるよう、広報啓発活動の充実を図ります。		●啓発事業の開催回数：4回 ●セミナー等の参加者数：30人 ●情報誌の年間発行部数：3,000部	市民の男女共同参画に係る意識の浸透及び向上を図るために、庁内の会議や大和市男女共同参画懇話会で幅広く意見をうかがいながら、企業表彰や情報誌「わくわく」の発行、市民セミナーの開催などの様々な啓発事業を実施していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
17	スポーツ教室開催事業	市民	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・各種団体が独自で取り組むことが難しい種目、また市の施策に発展的につながるスポーツ教室を開催します。		●開催種目数：9種目 ●開催延べ教室数：14教室	運動機会が得にくい子育て世代、働く世代にも広く参加してもらえるよう設備や開催日程に配慮します。 委託先であるスポーツ・よか・みどり財団が中心となり、スポーツ教室での体験から、継続的にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。 市民の関心が高い種目を選定するとともに、告知方法等の見直しを検討し、情報を広く市民に届け、コロナ禍以前の参加状況に近づけられるよう努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
18	地域スポーツ推進事業	市民	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・スポーツ関連イベントを実施し様々な場面で「する」「みる」「ささえる」「つながる」それぞれの分野からスポーツに親しむことができる機会を提供します。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 ・本市をホームタウンとする「横浜 F・マリノス」との連携を図り、スポーツへの関心を高めます。		●総合型地域スポーツクラブ設置数：3団体 ●「夢の教室」実施クラス数：60クラス ●出前講座「スポーツだいすき！」実施回数：14回	SNS 等を活用し多角的にスポーツの魅力を発信するよう努め、スポーツへの関心を高めます。 魅力ある観戦スポーツを誘致すること、さらに本市をホームタウンとする「横浜 F・マリノス」との一層の連携により、スポーツへの関心を高めます。 他市との連携を図り、より広域的にスポーツを展開することで交流を促せる取り組みを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
19	学校施設スポーツ開放事業	市内在住、在学又は在勤が2分の1以上を占める10名以上の団体	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小・中学校の校庭及び体育館等を登録団体に開放します。 ・学校施設を利用したい団体の登録手続きを行います。		●校庭開放延件数：3,341件 ●体育館・武道場開放延件数：10,762件 ●プール開放延日数：56日 ●登録団体数：362団体	各地域（学校開放地区）の課題・問題に関しては、学校開放事業実施委員会連絡協議会で情報を共有し、様々な事例を参考に解決を図ります。また各地区学校開放事業実施委員会と連携して、効率的に事業の運営を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
20	中学校部活動等支援事業	市立中学校の生徒 交付先：中学校（9校）、大和市中学校体育連盟	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・中学校等へ補助金を交付します。 ・部活動の外部指導者へ謝礼金を支給します。 ・全国大会等への出場にあたって派遣費用を支給します。		●部活動補助金：9校 ●外部指導者の人数：30人 ●外部指導者の派遣日数：52日 ●部活動地域移行推進員の人数：実績値なし（令和6年度新規指標）	各校の部活動の特色により支援の要望が多岐に渡るため、補助金の交付等により、熱中症対策など健康・安全管理を十分に行うことや、部活動環境の充実を行います。外部指導者の派遣による専門的な指導を行うことで、部活動の更なる活性化を進めていきます。部活動指導員（教員に代わり部活動の指導及び引率が可能）の配置を含め、教員の業務負担軽減を図るとともに、生徒の目線に立った部活動の段階的な地域移行に向けて設立された「大和市部活動地域移行推進協議会」を支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
21	スポーツ・よか・みどり財団支援事業	交付先：（公財）大和市スポーツ・よか・みどり財団	文化振興課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・（公財）大和市スポーツ・よか・みどり財団の運営費に対して、補助金を交付します。		●補助金交付回数：1回	公益財団法人としての継続かつ安定的な経営基盤を確保するための事業展開や人員配置の実現について、情報共有、指導及び助言を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
22	文化芸術振興事業	市民	文化振興課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・文化祭、文芸祭を開催し、一般公募による文化芸術作品等の発表を行います。 ・コミュニティ音楽館を開催します。 ・芸術文化ホール等で文化芸術事業(委託)を開催します。 ・文化芸術団体や財団などと連携協力しながら、YAMATO ART100プロジェクトを実施します。 ・文化芸術情報サイト「大和文化百花」を活用し、情報発信を行います。 ・気軽に文化芸術に触れる機会をつくるため、路上パフォーマンスの舞台として市が指定する屋外公共施設を開放するSORA アーティスト事業を行います。		●文化芸術作品の展示日数：25日 ●コミュニティ音楽館の開催日数：15日 ●文化芸術事業委託件数：1件 ●YAMATO ART100の開催日数：100日	すべての市民が、文化芸術を日常の一部として親しむことのできる機会を提供できるよう事業を引き続き実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
23	つる舞の里歴史資料館運営事業	市民	文化振興課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市域の歴史資料を中心に調査・収集・展示公開するとともに、多様な文化財や歴史を紹介する特別展示、企画展示等を実施します。		●特別展示・三館合同企画展回数：3回 ●企画展示回数：3回	地域の歴史資料保存という役目を果たしながら、常設展を継続し、特別展示や企画展示などを行い、こどもを含めた幅広い年代の方が郷土の歴史を知り、体感できるような事業を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
24	環境意識啓発事業	市民	環境総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内小中学校における環境学習の支援や、市民環境調査(セミのぬけがら調査)の実施等を通じ、児童・生徒に対する環境意識の醸成や身近な自然に親しむ機会の提供を図ります。		●かんきょうノートの配布対象数：5,760部 ●「やまと みどりの学校プログラム」取組学校数：20校	市内小中学校と継続的に連携するとともに、より効果的な周知・実施方法を検討し、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、児童・生徒のニーズや時代に合った事業を実施していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
25	子ども読書活動推進会議運営事務	市民	図書・学び交流課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・推進会議委員と連携して、子ども読書活動推進計画及び実施計画の進捗状況を把握、点検、見直します。 ・市民まつりに参加し、子どもの読書活動を推進する普及啓発イベントを開催します。		●子ども読書活動推進会議の会議開催回数：3回 ●推進会議として実施する普及啓発活動の実施回数：1回	子ども読書活動推進会議での意見等を踏まえ、今後も子ども読書活動推進計画が掲げる目標を達成するための取り組みを着実に進めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
26	国際化推進事業	外国人市民及び外国人市民を支援する日本人市民等	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・（公財）大和市国際化協会と連携し、日本語が母語ではない外国人市民の支援や、日本人市民向けに日本で暮らす外国人市民に関する理解を促進するよう働きかけ、多文化共生社会の実現を目指します。		●生活ガイド配布部数：600部 ●「つるま読み書きの部屋」開催数：11回	外国人市民の自立と社会参加を促進するため、（公財）大和市国際化協会と協力し、地域における日本語教育の体制の整備、充実を図ります。また、「やさしい日本語」の活用を広げ、多くの外国人市民への情報提供に努めるとともに、外国人市民サミット等で外国人市民のニーズを把握し、多文化共生の地域づくりを推進します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
27	国際化協会支援事業	公益財団法人大和市国際化協会	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・外国人市民の自立と社会参加を促進する事業及び市民の相互理解を促進し、市民主体の国際化推進活動を支援する事業を行う（公財）大和市国際化協会の運営に対する補助を行います。		●補助金交付回数：2回 ●国際化協会実施事業数：25事業	引き続き多文化共生の地域づくりに向けて、地域の国際化推進の担い手を増やし、外国人市民との相互理解を促進する取組を推進していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
28	外国語通訳事業	外国人市民	国際化協会
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・国際化協会に通訳員（5言語）を設置し、市民からのさまざまな問い合わせに直接、電話、Emailで対応します。		●通訳件数：1,716件	外国人市民のニーズを汲み取りながら、母国語での的確な情報提供を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
29	通訳・翻訳ボランティアによる 通訳・翻訳サービス	市民	国際化協会
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・行政文書や届出申請の際に必要な公文書等の翻訳を行うほか、病院、公的機関、学校等へ通訳を派遣します。		●通訳件数： 629件 ●翻訳件数： 499件	通訳・翻訳ボランティア研修会開催しスキルアップを図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
30	外国につながるのある子どもたちへの補習クラスの開催	外国につながるのある子ども	国際化協会
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・登録ボランティアが夏休み期間や放課後に日本語や教科の個別指導を行います。		●夏休み子ども教室の参加者数（延べ）： 81人 ●学習サポート教室の参加者数（延べ）： 666人	小中学校や教育委員会、NPO など関係機関と連携を図り事業の充実を図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
31	大和市プレスクール	小学校入学を控える外国につながるのある未就学児	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・簡単な日本語、集団生活のルールを紹介し、学校生活をスタートするための準備を支援します。		●大和市プレスクールの参加者数（延べ）： 131人	未就学児を対象とした日本語指導を国際化協会と協力して開催します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
32	理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	市内在住の小中学生	教育研究所
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童生徒の科学への関心を高めるため、身近な物を使った子ども科学教室やおもしろ科学館等を開催します。		●子ども科学教室及び科学イベント開催数： 5回	内容を精査し、高学年の小学生や中学生の参加率向上を図ります。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供



< 現状と課題 >

- 改正児童福祉法に基づき、2024（令和6）年4月から「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。
- こどもが健やかに成長するためには、こどものみならず母親の健康への支援が重要です。妊婦健康診査は、令和5年度妊娠届出者の96.8%が受診しておりますが、すべての妊婦が受診できるよう受診の促進を図ることが必要です。
- 乳幼児の疾患や発達遅れ等を早期に発見するために、乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を実施し、適切な治療等につながるよう支援する必要があります。
- 子ども医療証を交付し、医療機関での通院、入院について保険適用分医療費の自己負担額を助成します。
- 感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、対象者へ個別に勧奨通知を行うと共に、各医療機関や市内保育施設、市内中学校等の協力を得て広く情報提供を行っています。また、特定の任意予防接種の一部公費助成を行っています。



< 施策の方向性 >

- 妊産婦や産後間もない母子の健康管理のため、妊婦健康診査や産後健康診査の経済的支援を継続するとともに、親子（母子）健康手帳交付時に各健康診査の受診勧奨を行います。また、産後ケア事業等のサービスを提供し、退院直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。
- こどもを授かりたいと願う方々の経済的負担軽減のため、不妊や不育症の治療費を助成するとともに制度の周知に努めます。
- 高校卒業相当年齢までのこどもの通院や入院費等の保険適用分に対し、こども医療費を助成しこどもの健康を支援します。
- 乳幼児健康診査の受診勧奨に努めるとともに、未受診児童の全数把握を行います。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
33	子ども医療費助成事業	0歳児から高校卒業相当年齢まで	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
子ども医療証を交付し、医療機関での通院、入院について保険適用分医療費の自己負担額を助成します。		●医療証交付児童数：34,254人 ●受診件数：495,390件	令和5年4月から所得制限を廃止し、さらに令和5年8月から対象児童を高校卒業相当年齢まで引き上げました。引き続き、等しく医療を受けられる環境を提供し、子どもの健全な育成や健康推進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
34	女性の健康診査事業	18歳から39歳の健康診査の機会のない女性	医療健康課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・健診を通じて、生活習慣病をはじめとする疾病のリスクを早期発見し、生活習慣を見直す機会となるよう、健康診査、健診当日の栄養相談を実施します。 ・健診受診の結果、特に注意が必要な対象者について、電話による健康相談および健康に関する情報提供を行います。		●女性健康診査受診者数：589人 ●個別相談実施状況：575人 ●保健指導実施者数：589人 ●保育利用人数：130人	受診率向上のため、前年度の受診者に継続受診を呼びかけるとともに、新規受診者の増加を目指し、対象者に広く周知を行います。受診勧奨に当たっては、特定の健診日に予約が集中しないよう工夫します。また、受診者が自身の健康に関心を持ち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、管理栄養士による栄養相談等の機会を活用して情報提供を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
35	予防接種事業	予防接種法に基づく対象者、及び成人風しん予防接種費用助成対象者	医療健康課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・予防接種法に基づく予防接種を実施します。 ・特定の任意予防接種の接種費用に対し、助成を行います。 ・接種率向上のため、予防接種スケジュールを管理する予防接種モバイルサービスを提供します。また予防接種の必要性を広報やまとやホームページで周知するとともに、対象者には、個別に勧奨通知を行います。		●PR回数：1,244回 ●予防接種協力医療機関数：178箇所 ●対象者数(予防接種法におけるA類疾病)：52,033人 ●接種者数(予防接種法におけるA類疾病)：51,362人	市民が予防接種について正しく理解し、対象者が適切に予防接種を受けることができるよう、正しい情報提供や協力医療機関の精度管理を行っていきます。令和6年度より、新たに5種混合ワクチンや新型コロナワクチンが定期接種に加わったため、対象者(保護者)が正しい理解のもと適切に接種が受けられるよう、情報提供を行います。また、HPVワクチンのキャッチアップ接種と風しんの追加的対策については、令和6年度で終了となることから、対象者が接種の機会を逃さないよう、引き続き周知を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
36	妊産婦・新生児等訪問事業	おおむね生後4か月までの乳児がいる全家庭および家庭訪問の必要性がある妊産婦、新生児、乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師・管理栄養士・看護師が訪問し、育児環境の確認や育児支援及び情報提供を行います。 ・各種健康診査において、継続支援が必要な妊婦や乳幼児を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、必要な支援を行います。 ・産前産後サポート事業として「助産師さん何でも相談」を開設し、電話、面接相談に応じます。		●訪問指導数(全数・継続支援)：4,621人 ●生後4か月までの乳児家庭訪問：1,856件 ●助産師何でも相談支援件数：1,638件	医療機関と情報共有を図りながら、産後健康診査や産後ケア事業などのサービスを活用し、対応が必要な家庭を支援しました。訪問に携わる職員の資質向上を図るため、定期的に研修を実施します。育児不安のある家庭等への再訪問については、これまで正職の保健師に加えて「赤ちゃん訪問プラス」として非常勤の保健師を雇用し実施していましたが、今後は正職の保健師による継続フォローに統一して支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
37	産後健康診査事業	産後健康診査：産後2週間、1か月の産婦 新生児聴覚検査：生後3か月に満たない児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・産後健診として、産後2週間及び1か月時点で産婦に実施した健康診査の費用の一部を助成し、産後うつ等のリスクの高い産婦の早期把握と支援を行います。 ・新生児聴覚検査として、生後3か月に満たない児が受ける聴覚検査の費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見や療育の支援を行います。		●産後健康診査受診率：92.6% ●早期に支援が必要な産婦：236人	産後うつ等により支援を要する産婦を早期に把握し、支援を行っており、引き続き産科医療機関と連携し、取り組む必要があります。新生児聴覚検査では、先天性聴覚異常の早期発見や療育の支援を行っており、継続して、難聴児が確実に専門病院での支援が受けられているか確認します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
38	産後ケア事業	宿泊型・通所型：産後4か月までの母子 訪問型：産後1年までの母子	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内産科医療機関等で宿泊型、通所型、助産院で訪問型を実施します。 ・母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導、心理ケア、授乳指導、育児相談を行います。 ・利用にあたって電話や面接等で状況を確認し、他のサービス利用を含めたコーディネートを実施します。		●産後ケア事業利用者：405人 ●産後ケア利用延べ回数：1,010件	出産後まもない時期の支援ニーズは依然として高く、市民がより安心して出産に臨み、子育てができるよう支援体制の確保に努めます。

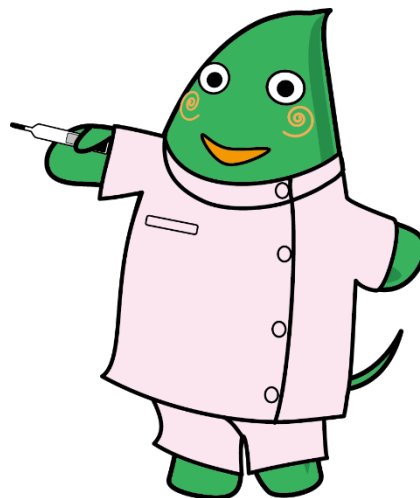
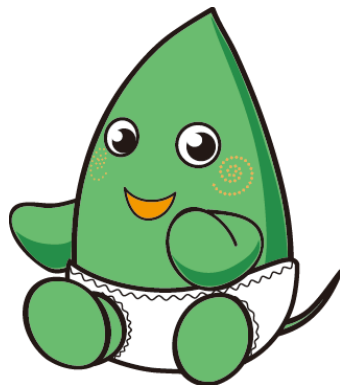
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
39	4か月児健康診査事業	生後3か月から4か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月4回実施します。疾病の有無や心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な育児支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨を行います。未受診家庭には家庭訪問等で状況把握をします。 ・健診会場において、育児に役立つ情報提供や子育て支援に関する関係機関の周知を行い、安心して育児ができるように支援します。		●受診率：99.6% ●受診児数：1,729人	今後も受診率の維持に努めます。また、健診による発育・発達の評価や疾病の早期発見にとどまらず、虐待を未然に防ぐため、養育環境の把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
40	8か月児健康診査事業	生後8か月から10か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・協力医療機関で随時、個別健診を実施します。疾病及び心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送ります。		●受診児数：1,891人 ●受診率：101.3%	引き続き、様々な機会を捉えて受診勧奨を行い、受診率の維持向上に努めるとともに、未受診児への家庭訪問等により未受診児の把握を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
41	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月から1歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・一般健康診査を協力医療機関で随時、個別実施します。 ・歯科健康診査を地域医療センターで月2回実施し、歯の疾病、口腔内異常の有無の診査や歯みがき指導、育児相談、栄養相談、歯科相談、こども（心理）相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。未受診児には家庭訪問等で受診勧奨や状況把握を行います。		●受診案内件数：1,880件 ●一般健康診査受診児数：1,809人 ●一般健康診査受診率：96.2% ●歯科健康診査受診率：89.5%	引き続き、運営方法を工夫し、養育者への育児不安の解消など、育児支援の場となるよう継続して実施していきます。未受診児家庭には、訪問等により全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
42	3歳6か月児健康診査事業	3歳6か月から3歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月3回実施します。一般健康診査では心身の発育発達や疾病の有無について診察し、歯科健康診査では、むし歯や口腔内の異常等を診察します。 ・視聴覚検査は専門機関に委託し高い精度を保ちます。 ・健康診査の中では育児、栄養、歯科、こども(心理)相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。また、未受診児に対しては、家庭訪問により受診勧奨します。		●受診案内件数：1,923件 ●受診児数：1,882人 ●受診率：97.9%	健診の適切な実施回数を検討し、健診時間の短縮等により、受診者の満足できる受診環境を整え、受診率の向上に努めます。未受診家庭に対しては早期に受診勧奨を行うとともに、家庭訪問等により対象児の全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
43	乳幼児健康診査等経過相談事業	発達面で経過観察をしながら保健指導を行う必要がある乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域医療センターで月1回発達相談員による相談を行います。 ・心理相談員によるこども相談（発達相談）は、月3回実施します。 ・低体重児等への食事や発達に関する保健指導を、管理栄養士や保健師が行います。		●経過検診(乳幼児健診等経過相談事業)回数：24回 ●受診者延べ数：324人 ●こども相談(発達相談)回数：36回 ●こども相談(発達相談)利用者数：107人	発達面で経過観察を要する乳幼児に、適切な時期に支援ができるよう、理学療法士、心理相談員、管理栄養士や保健師による保健指導を実施して保護者の育児不安の軽減に努め、関係機関と連携を図りながら乳幼児に健やかな成長を支援していきます。



(4) こどもの貧困対策



< 現状と課題 >

- 神奈川県が実施した「子どもの生活状況調査」において、等価可処分所得の中央値の半分未満で生活する、いわゆる「貧困状態」の世帯は10.1%でした。また、本市ニーズ調査では、経済的な理由でできなかったことの設問に一定数の回答がありました。
- 家庭の経済状況など、生活を取り巻く環境に左右されず、全てのこどもが心身ともに健やかに成長するために、こどもとその家庭に対する支援が必要です。
- 貧困状態にあるこどもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は必要不可欠です。各種手当、助成等に関する制度について、必要な世帯が活用できるようにするための情報提供や相談体制の整備が必要です。



< 施策の方向性 >

- すべてのこどもが貧困による困難を強いられることなく心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持ち、前向きに生きる気持ちの醸成につながるよう取り組んでいきます。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当を支給するとともに、貧困状態にあるこどもやその保護者が社会的に孤立することのないよう、必要な助言や支援等を行うとともに、相談体制の確保に努めます。
- こどもの貧困対策については、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえ、『教育の支援』、『生活の安定に資するための支援』、『保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援』『経済的支援』などの観点から、全てのこどもが貧困による困難を強いられることなく心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持ち、前向きに生きる気持ちの醸成につながるよう取り組んでいきます。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当、医療費助成、家賃助成などの経済的支援を行うとともに、相談等に対して必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携し母子・父子自立支援員が寄り添った対応を行っていきます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
44	保育サービス利用助成事業	私学助成幼稚園、幼稚園の預かり、認可外保育施設等を利用する保護者又は設置者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・私学助成幼稚園、幼稚園の預かり、認可外保育施設等を利用する保護者又は設置者から請求に基づき、施設等利用費等を給付します。		●私学助成幼稚園における給付対象者数：11,022人 ●幼稚園の預かり保育における給付対象者数：9,168人 ●認可外保育施設等における給付対象者数：977人	子ども・子育て支援法の規定に基づく事務事業であり、現状のまま継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
45	学力向上対策推進事業	小学校の全児童・教員、中学校の全生徒	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小学校において「放課後寺子屋やまと」「夏休み寺子屋やまと」「放課後子ども教室（ひろば）」を開催します。 ・小学校教員の指導力向上のための支援を行います。 ・中学校において「中学校寺子屋やまと」「長期休業期間中における学習支援」を開催し、授業中、放課後及び長期休業期間中の学習支援を行います。 ・オンライン学習システムを市内全児童生徒が使用できる環境を整備します。		●小学校放課後寺子屋やまとの開催校：19校 ●中学校放課後寺子屋やまとの開催校：9校	小中学校放課後寺子屋やまとが、多くの児童生徒にとって学力向上、並びに学力保障の重要な拠点となっており、事業の重要性が高いため、引き続き支援環境を含めた体制の充実が必要です。 具体的には、学習支援等を行う人材の確保、放課後事業専用を導入したパソコンによる業務の効率化、体験的活動の充実を進めます。 また、学校施設を使用しているため、学校の教育課程を踏まえた放課後事業の在り方を検討する必要があります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
46	小学校学用品等就学援助事業	大和市立の小学校に通う児童の保護者で、限度額以下の所得者	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保護者からの申請をもとに、要保護・準要保護基準に合うか審査し、認定者に給食費や学用品費等の援助を行います。		●就学援助の認定・支給件数：1,904件	生活保護基準の改定に伴い、認定基準の見直しを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
47	中学校学用品等就学援助事業	大和市立の中学校に通う生徒の保護者で、認定の限度額以下の所得者	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保護者からの申請をもとに、要保護・準要保護基準に合うか審査し、認定者に給食費や学用品費等の援助を行います。		●就学援助の認定・支給件数： 957件	生活保護基準の改定に伴い、認定基準の見直しを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
48	奨学金給付事業	選考基準に基づく学校長の推薦者（中学3年生）	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・審査会を開催し、学校長の推薦者の中から奨学生を決定し、奨学金を給付します。		●奨学金給付人数： 113件	一人当たりの奨学金額の変更等について、申請・給付状況等も踏まえ検討していきます。 中学校長及び進路担当者に本事業の目的の理解を促し、奨学金を必要とする保護者への周知に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
49	小学校医療費等就学援助事業	大和市立の小学校に通う児童の保護者で、限度額以下の所得者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童が学校で行われる健康診断等において、特定の疾病について治療が必要と判断された場合、保護者の申請により医療券を交付し、医療費を補助します。 ・学校で実施する視力検査の結果、めがねが必要と思われる児童について、保護者の申請によりめがね券を交付し、検眼料及びめがね購入費を補助します。		●医療費等支給件数： 140件 ●就学援助の認定・支給件数： 1,904件	引き続き医療費等の支払事務を適正かつ迅速に行います。



番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
50	中学校医療費等就学援助事業	大和市立の中学校に通う生徒の保護者で、限度額以下の所得者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 生徒が学校で行われる健康診断等において、特定の疾病について治療が必要と判断された場合、保護者の申請により医療券を交付し、医療費を補助します。 - 学校で実施する視力検査の結果、めがねが必要と思われる生徒について、保護者の申請によりめがね券を交付し、検眼料及びめがね購入費を補助します。		●医療費等支給件数：116件 ●就学援助の認定・支給件数：957件	引き続き医療費等の支払事務を適正かつ迅速に行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
51	学校給食費助成事業	市内在住で同一世帯にある市立小中学校及び特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を同時に3人以上養育する保護者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
申請に基づき、支払った学校給食費実費を年2回に分けて保護者に支払います。		●補助金交付決定件数：225件	今後も保護者の経済的負担軽減のため、継続して実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
52	青少年相談・街頭補導事業	市内の青少年及びその保護者	青少年相談室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 電話や来室で相談を受け、課題解消に向けた支援を行います。 - スクールソーシャルワーカー、青少年心理カウンセラーを中心に家庭環境の改善等の支援を行います。		●年間の新規相談受理件数：602件 ●年間の継続相談件数：1,170件	青少年心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談アドバイザー、指導主事による学校訪問の充実を図り、学校と密に連携して相談ケースの早期対応に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
53	ひとり親家庭等相談事業	生活上の問題を抱えるひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
生活上の問題等様々な相談に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、相談業務を行います。		●相談件数：3,372件	支援員の資質向上に努め、相談業務の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
54	ひとり親家庭等家賃助成事業	住居として住宅を借り受けている ひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請に基づき、所得等の審査を行い、対象世帯に対して、月額の家賃から24,000円を控除した額(10,000円を上限)を支給します。		●助成世帯数： 776 世帯	経済状況が厳しい中、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
55	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父または母(もしくは養育者)とその児童	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請により、認定を行い、医療証を交付します。 ・保険診療の医療費のうち自己負担額を助成します。		●対象者数： 3,516 人 ●受診件数： 52,993 件	保険医療制度や県の制度改正等に対応しつつ、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
56	母子家庭等自立対策支援事業	ひとり親家庭の父または母	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・就職の促進のため、国の事業実施要綱に基づき資格取得や教育訓練、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講者に対して、申請を基に給付金を支給します。		●自立支援教育訓練給付金申請者数： 5 人 ●高等職業訓練促進給付金申請者数： 17 人 ●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の申請者数： 0 人	ひとり親家庭の父および母の自立をさらに促進するために、必要な施策の推進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
57	児童手当支給事業	市内に住所を有し、中学校修了までの児童を監護する父または母など ※令和6年10月分(令和6年12月支給分)より高校卒業相当年齢まで拡充	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内に住所を有し、中学校修了までの児童を監護する父または母などを対象に児童手当を支給します。 ※令和6年10月分(令和6年12月支給分)より高校卒業相当年齢まで拡充		●対象児童数： 26,407 人 ●受給者数： 16,842 人	国の制度改正等にも適切に対応し、適正に執行管理を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
58	児童扶養手当支給事業	母子世帯・父子世帯等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請に基づき、戸籍・所得等の書類を審査し、認定後、申請者に手当証書を交付し、手当を支給します。		●受給者数： 1,375人	受給者資格異動（新規、喪失、額改定など）や制度改正に的確に対応し、手当の適正な支給に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
59	助産・母子生活支援施設入所事業	妊産婦で助産費の負担が困難と認められる者、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・妊産婦の申請により状況調査し、入所決定後、助産施設（市立病院等）に入所手続きを行います。また自立支援が必要と判断された配偶者のいない女子及びその子どもを母子生活支援施設に入所措置します。		●助産措置件数： 4件 ●母子生活支援施設入所措置件数： 0件	制度を必要とする世帯があることから現状のまま継続し、各関係機関との連携を更に図っていきます

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
60	妊婦のための支援事業	妊産婦	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と妊婦の経済的支援を実施する「妊婦のための支援給付」を実施します。		●出産・子育て応援ギフト申請件数： 4,000件	対象者に事業の周知を図り、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援を充実させ、経済的支援を一体として安心して出産・子育てができる環境を整えていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
61	被保護世帯等こども健全育成支援事業	こどもの世帯員がいる被保護世帯等で本事業による支援を必要とする世帯	生活援護課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・こども支援員が世帯の自立支援について、こどもの健全育成の視点から携わります。 ・こども支援員は直接的・継続的に家庭訪問や来所相談などにより、日常生活支援、養育支援、教育支援、就業支援等を行います。		●支援件数（支援方法別延べ）： 2,038件	養育、進学、不登校、疾病や発達障害など、それぞれの家庭の問題に応じて、相談、情報の提供、関係機関との調整や同行などの支援を、養育者のみならず直接こどもに対しても行っていきます。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援



< 現状と課題 >

- 障がいのあるこどもが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における支援体制の構築が必要です。
- 医学の進歩を背景に、医療的ケア児が増加傾向にあるとともに、こうした医療的ケア児とその家族への支援について「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に施行され、地方公共団体の責務として、こどもの心身の状況等に応じた支援を適切に受けられる環境整備が重要です。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用しているこどもは年々増加傾向にあり、加えて、相談内容も複雑化していることから、きめ細かな相談やニーズへの対応、サービスを提供することができる体制の充実が求められています。
- インクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが安心して共に暮らすことができる地域づくりが必要です。



< 施策の方向性 >

- 障がい児や医療的ケア児、その家族が地域で安心して生活ができるよう、相談支援専門員や医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら児童発達支援や自立支援給付、地域生活支援事業など各サービスを提供するほか、各種支援体制の整備を進めて一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細かな支援を行います。
- 医療的ケア児が利用を希望する場合に、保育所等で受け入れが可能となるよう、医療的ケアを行うための看護師の雇用経費に対する補助を行うとともに、公立保育園においては、医療的ケア児を受け入れられる体制を整備します。
- 市内の小中学校を対象に、必要に応じて特別支援教育ヘルパーや、特別支援教育スクールアシスタントを配置します。また、大和市特別支援教育巡回相談チームを各学校の要請を受け派遣します。

 < 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
62	障がい児自立支援給付事業	障がい児等のうち日常生活において支援が必要であり、自立支援給付の利用を希望する児童	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・障がい児等の保護者からの申請を受け、自立支援給付費を支給します。		●ホームヘルプ支給決定者：17人 ●短期入所支給決定者数：59人	障がい児等とその保護者が、日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠な事業であり、今後も安定的に継続して実施することが必要です。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
63	障がい児地域生活支援事業	障がい児等のうち日常生活において支援が必要であり、地域生活支援事業の利用を希望する児童	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・障がい児等の保護者からの申請を受け、地域生活支援事業を行います。		●移動支援支給決定者数：68人 ●日中一時支援：139人	障がい児等や医療的ケア児とその家族のニーズが多様化する傾向にあることから、コーディネーターの配置によるきめ細やかな相談体制の確保に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
64	発達相談支援システム推進事業	発達に支援を要する乳幼児・障がい児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・就学前の乳幼児に対して、相談員、心理士、言語聴覚士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門スタッフが、専門的見地から相談・支援等を行います。 ・軽度・中等度の難聴児に補聴器購入費を助成します。		●発達相談件数：708件 ●発達相談個別指導回数：2,979回 ●発達相談グループ参加延べ人数：654人 ●幼稚園・保育所への巡回相談機関数：106園	多様化する相談内容に対応できる相談体制を維持するとともに、保育施設等関係機関と連携し、在園児の発達相談と特別支援保育スキル向上を目的とした保育士支援を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
65	児童発達支援事業	18歳未満の障がい児等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・障がい児等の保護者からの申請を受け、障害児通所給付費の支給を行います。		●児童発達支援支給決定者数：302人 ●放課後等デイサービス支給決定者数：1,006人 ●保育所等訪問支援支給決定者数：39人 ●サービス利用計画作成支給決定者数：1,299人	サービス提供事業者に対しサービスの量の確保と質の向上を促すとともに、サービス利用計画を作成する相談支援体制の充実を図り、こどもや家庭の状況に合わせた効果的な支援を目指します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
66	市障害者福祉手当支給事業	身体障がい児者(1～4級)、知的障がい児者(A1、A2、B1)、精神障がい児者(1、2級)(所得制限あり)	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・年に2回(9月・3月)、大和市に居住している重度・中度の障がい児者に手当を支給します。		●受給対象件数：48,346件	障がい者への生活安定に寄与する事業であるため、今後も受給者数や支給額の推移を注視しつつ、事業の安定的な運営に努めてまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
67	特別障害者手当等支給事業	常時介護を必要とする重度の在宅障がい児者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の在宅障がい児者に手当を年4回支給します。(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)		●特別障害者手当受給者数(延べ)：1,521人 ●障害児福祉手当受給者数(延べ)：1,675人 ●経過的福祉手当受給者数(延べ)：84人	障がい者数の増加に伴い、年々、受給者数や手当の支給額は増加しております。引き続き国制度に基づき、認定審査や手当の支給などの事務を進めてまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
68	障がい者社会参加促進事業	障がい者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・障がいに対する理解を深めてもらうため、あいサポート運動や講演会などの普及啓発事業を実施します。 ・農福連携を推進するため、普及啓発を行います。 ・障がい者の健康維持、体力増進、並びに精神活動の促進を図るためにスポーツを奨励し、障がい者スポーツ大会への選手派遣を支援します。		●スポーツ大会参加者数：44人 ●講演会の実施回数：2回 ●あいサポート運動実施回数：6回	障がい福祉の啓発活動を継続し、あいサポート運動については、企業や自治会など運動の対象を広めて行きます。障がい者スポーツ大会については、引き続き、参加につながるよう周知や支援をしていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
69	松風園運営事業	第1松風園：就学前の障がいのある児童 第2松風園：18歳以上の障がい者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者に委任し、専門的な支援及び訓練の提供を行います。		●第1松風園開園日数：239日 ●第1松風園利用児童数：41人 ●第2松風園開園日数：266日 ●第2松風園利用者数：52人	引き続き指定管理者制度を活用し事業を進めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
70	障害者自立支援センター運営事業	障がい児者、難病患者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者制度を活用し、主に相談支援事業と就労移行支援事業等を実施しています。 ・相談支援事業は、障がい者等からの就労や生活等の相談に係わる支援を行うとともに、自立支援協議会の事務局を担っています。 ・就労移行支援事業は、障がい者等の就労へ向けた訓練や就職活動の支援等を行っています。 ・地域交流事業として障がい者等の余暇支援及び地域との交流を目的としたイベントの開催や喫茶コーナーの運営等を行っています。		●相談件数：5,402件 ●就労者：37人 ●就労移行(訓練)者数：19人	指定管理者制度を活用し、就労移行支援事業や相談支援事業、自立支援協議会の充実を図り、障がい者及び難病患者一人ひとりが、地域で安定した日常生活や社会生活を営むことができるよう取り組みます。

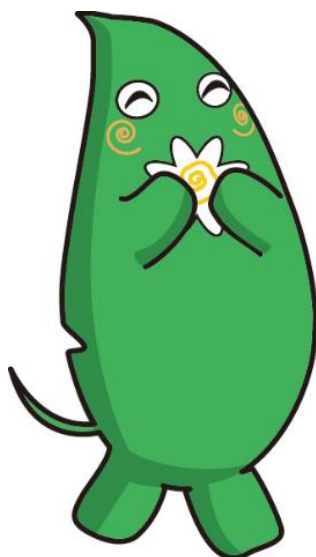
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
71	自立支援医療等給付事業	身体障がい児者、精神障がい児者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・身体に障がいのある児童及び18歳以上の身体障がい者から申請を受け、障がい軽減を目的とした手術等の医療費の支給を行います。 ・通院による精神医療を継続的に要する精神障がい者から、当該通院費の助成申請を受け、県へ進達し、受給者証の交付を行います。		●身体障害者の自立支援医療給付者数：305人 ●身体障害児の自立支援医療給付者数：6人 ●精神障害者の自立支援医療給付者数：4,752人	全体的に対象者が増加の傾向にあります。引き続き障がいの軽減・進行予防のために事業を継続していきます。 更生医療について、医療保険の特定疾病併用者の情報を的確に把握し、適切に給付事務を行ってまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
72	在宅重度障がい者サポート事業	重度の障がい児者（一部条件設定があります）	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・福祉タクシー券の配布や紙おむつの支給、入浴サービスの提供、住宅設備改良の助成、福祉車両利用券の配布、自動車燃料費の給付を行います。		●福祉タクシー利用者数：1,032人 ●入浴サービス利用者数（訪問入浴）：703回 ●福祉車両助成：557件 ●自動車燃料費助成者数：261人	新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用の減少が見られましたが、今後は、障がい者手帳所持者の増加に伴い、利用の増加が見込まれます。重度の障がい児者の日常生活支援のため、継続的に事業を実施していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
73	心身障害者医療費助成事業	身体障がい児者（1～2級）、知的障がい児者（A1・A2）、精神障がい児者（1級）、身体障害3級とIQ50以下の重複障がい児者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・重度障がい児者からの心身障害者医療の助成申請に基づき対象者に医療証を交付します。 ・医療機関又は個人に対して医療費（健康保険診療）の自己負担分を支払います。		●医療証交付件数：2,604件 ●医療費助成件数：79,275件 ●医療費助成額：397,633千円	障がい者手帳の所持者が増加していることから、今後、制度利用者が増加（特に精神障害者保健福祉手帳取得者）していくことが見込まれます。身体、知的、精神ともに、県の重度障害者医療費助成制度が対象とする重度の障がいのある方を対象とした事業ですが、制度拡大の検討については、県の動向を注視しつつ、3障がい間の公平性を確保や、制度の安定性や継続性を考慮する必要があります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
74	特別支援教育推進事業	市立小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒。小中学校に就学する予定の配慮を要する幼児・児童・生徒の保護者。	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 市内の小中学校を対象に、特別支援教育ヘルパー・特別支援教育スクールアシスタント、および看護師を配置します。 - 特別支援教育担当指導主事及び特別支援教育相談員が保護者からの相談を受けます。 - 大和市特別支援教育巡回相談チームを各学校の要請を受け派遣します。 - 通級指導教室に通う児童・生徒に対し、在籍学校と連携しながら指導や支援を行います。 - 特別支援教育における専門的な研修の充実を図ります。		●特別支援教育ヘルパーの配置人数：96人 ●特別支援教育スクールアシスタントの配置人数：37人 ●相談件数：319人 ●特別支援教育巡回チームの派遣回数：117回	特別支援学級に在籍している教育的ニーズの高い児童生徒へ、多岐にわたる支援を行います。 通常の学級へ在籍する支援が必要な児童生徒数が増加しており、個々のニーズに応じた支援が必要です。 特別支援学級への巡回相談チームの派遣により、専門的な助言や相談支援を行います。また、指導主事による学校訪問を行い、指導や助言を行います。 医療的ケア児及び保護者が安心して生活できる支援体制を継続して整えます。 支援を必要とする児童生徒への対応について、教職員の専門的知識及びスキル向上の研修を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
75	民間保育所等運営支援事業	本市の児童が利用する民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の運営に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。		●補助金の交付を受けた市内施設数：98箇所	民間保育所等の運営状況及び事業方針に合わせた適切な支援ができるよう、国・県との協調補助に加えて市単独の補助を組み合わせを行い、安心してこどもを預けられる環境を整備します。



(6) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援



< 現状と課題 >

- 児童虐待は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の健やかな発達を妨げ、いのちをも脅かす深刻な問題です。児童虐待問題に対する意識の高まりなどにより、神奈川県の子童相談所で受け付けた児童虐待相談受付件数は増加しています。
- 児童虐待の発生予防の観点から、子育てに関する不安の軽減や保護者の孤立防止などを進める必要があります。
- ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見落とすことなく必要な支援につなぐ必要があります。ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、関係機関が連携してこどもを支え、必要に応じて具体的な支援につなげる必要があります。



< 施策の方向性 >

- こども家庭センターが各関係機関と密に連携を図るとともに、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育て世帯訪問支援事業など各種の支援手法を活用することで児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めます。
- また、本来おとなが担うとされる家事や家族の世話などを過度に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、学業や友人関係等に支障が出るなどこどもの権利に侵害が生じます。そのようなヤングケアラーの問題は顕在化しづらいことから、社会的認知度向上のための啓発に努めるとともに、こども家庭センターと教育関係機関が情報共有及び連携し、早期発見・把握に努めます。

 < 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
76	こども家庭センター事業	本市に居住する全てのこどもとその家庭及び妊産婦等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、保健福祉センターにおいて「子育て何でも相談・応援センター」を運営します。 ・子育てに関するワンストップ機能を持った相談機関として、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援を行います。 ・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。 ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携します。		●児童虐待に関する相談対応世帯数：248世帯	支援を必要としているこどもやその世帯等への訪問、見守りを行うとともに、様々な支援策から適切なサービス提供につなげるなど、きめ細やかな対応を行います。 母子保健と児童福祉の機能のより一体的な運営を行い、児童虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援の充実に取組みます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
77	こども家庭支援事業	保護者が子育てに不安や負担を抱えているなど、支援が必要な児童、保護者、特定妊婦がいる家庭等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・家庭訪問による家事や育児の支援、配食による見守り、宿泊を伴った一時預かり等の支援を行うことで、家庭の養育環境を整えるとともに、親子関係の構築や育児負担の軽減を図ります。		●育児・家事支援派遣回数：472回	子育て世帯訪問支援事業及びこども宅食やまどに加え、令和7年度からは、新たに子育て短期支援事業（ショートステイ）及び親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を実施することで、子どもや家庭への支援の充実に図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (36)	妊産婦・新生児等訪問事業	おおむね生後4か月までの乳児がいる全家庭および家庭訪問の必要性がある妊産婦、新生児、乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師・管理栄養士・看護師が訪問し、育児環境の確認や育児支援及び情報提供を行います。 ・各種健康診査において、継続支援が必要な妊婦や乳幼児を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、必要な支援を行います。 ・産前産後サポート事業として「助産師さん何でも相談」を開設し、電話、面接相談に応じます。		●訪問指導数(全数・継続支援)：4,621人 ●生後4か月までの乳児家庭訪問：1,856件 ●助産師何でも相談支援件数：1,638件	医療機関と情報共有を図りながら、産後健康診査や産後ケア事業などのサービスを活用し、対応が必要な家庭を支援しました。訪問に携わる職員の資質向上を図るため、定期的に研修を実施します。育児不安のある家庭等への再訪問については、これまで正職の保健師に加えて「赤ちゃん訪問プラス」として非常勤の保健師を雇用し実施していましたが、今後は正職の保健師による継続フォローに統一して支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (37)	産後健康診査事業	産後健康診査：産後2週間、1か月の産婦 新生児聴覚検査：生後3か月に満たない児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・産後健診として、産後2週間及び1か月時点で産婦に実施した健康診査の費用の一部を助成し、産後うつ等のリスクの高い産婦の早期把握と支援を行います。 ・新生児聴覚検査として、生後3か月に満たない児が受ける聴覚検査の費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見や療育の支援を行います。		●産後健康診査受診率：92.6% ●早期に支援が必要な産婦：236人	産後うつ等により支援を要する産婦を早期に把握し、支援を行っており、引き続き産科医療機関と連携し、取り組む必要があります。新生児聴覚検査では、先天性聴覚異常の早期発見や療育の支援を行っており、継続して、難聴児が確実に専門病院での支援が受けられているか確認します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (38)	産後ケア事業	宿泊型・通所型：産後4か月までの母子 訪問型：産後1年までの母子	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内産科医療機関等で宿泊型、通所型、助産院で訪問型を実施します。 ・母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導、心理ケア、授乳指導、育児相談を行います。 ・利用にあたって電話や面接等で状況を確認し、他のサービス利用を含めたコーディネートを実施します。		●産後ケア事業利用者：405人 ●産後ケア利用延べ回数：1,010件	出産後まもない時期の支援ニーズは依然として高く、市民がより安心して出産に臨み、子育てができるよう支援体制の確保に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (39)	4か月児健康診査事業	生後3か月から4か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月4回実施します。疾病の有無や心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な育児支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨を行います。未受診家庭には家庭訪問等で状況把握をします。 ・健診会場において、育児に役立つ情報提供や子育て支援に関する関係機関の周知を行い、安心して育児ができるように支援します。		●受診率：99.6% ●受診児数：1,729人	今後も受診率の維持に努めます。また、健診による発育・発達の評価や疾病の早期発見にとどまらず、虐待を未然に防ぐため、養育環境の把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (40)	8か月児健康診査事業	生後8か月から10か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・協力医療機関で随時、個別健診を実施します。疾病及び心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送ります。		●受診児数：1,891人 ●受診率：101.3%	引き続き、様々な機会を捉えて受診勧奨を行い、受診率の維持向上に努めるとともに、未受診児への家庭訪問等により未受診児の把握を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (41)	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月から1歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・一般健康診査を協力医療機関で随時、個別実施します。 ・歯科健康診査を地域医療センターで月2回実施し、歯の疾病、口腔内異常の有無の診査や歯みがき指導、育児相談、栄養相談、歯科相談、こども（心理）相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。未受診児には家庭訪問等で受診勧奨や状況把握を行います。		●受診案内件数：1,880件 ●一般健康診査受診児数：1,809人 ●一般健康診査受診率：96.2% ●歯科健康診査受診率：89.5%	引き続き、運営方法を工夫し、養育者への育児不安の解消など、育児支援の場となるよう継続して実施していきます。未受診児家庭には、訪問等により全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (42)	3歳6か月児健康診査事業	3歳6か月から3歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月3回実施します。一般健康診査では心身の発育発達や疾病の有無について診察し、歯科健康診査では、むし歯や口腔内の異常等を診察します。 ・視聴覚検査は専門機関に委託し高い精度を保ちます。 ・健康診査の中では育児、栄養、歯科、こども(心理)相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。また、未受診児に対しては、家庭訪問により受診勧奨します。		●受診案内件数： 1,923 件 ●受診児数： 1,882 人 ●受診率： 97.9%	健診の適切な実施回数を検討し、健診時間の短縮等により、受診者の満足できる受診環境を整え、受診率の向上に努めます。未受診家庭に対しては早期に受診勧奨を行うとともに、家庭訪問等により対象児の全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (43)	乳幼児健康診査等経過相談事業	発達面で経過観察をしながら保健指導を行う必要がある乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域医療センターで月1回発達相談員による相談を行います。 ・心理相談員によるこども相談（発達相談）は、月3回実施します。 ・低体重児等への食事や発達に関する保健指導を、管理栄養士や保健師が行います。		●経過検診(乳幼児健診等経過相談事業)回数： 24 回 ●受診者延べ数： 324 人 ●こども相談(発達相談)回数： 36 回 ●こども相談(発達相談)利用者数： 107 人	発達面で経過観察を要する乳幼児に、適切な時期に支援ができるよう、理学療法士、心理相談員、管理栄養士や保健師による保健指導を実施して保護者の育児不安の軽減に努め、関係機関と連携を図りながら乳幼児に健やかな成長を支援していきます。



(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



< 現状と課題 >

- こどもの健やかな成長のための基盤として、安全で安心な環境の確保は重要なことです。事件や事故、災害など不測の事態からこどもの命や安全を守る仕組みや地域社会全体でこどもを見守る取組が必要です。
- 特に、通学途中のこどもたちを対象とした不審者・変質者による行為など、こどもが被害に遭うケースも発生していることから、地域、行政、関係団体などが連携して対応していく必要があります。
- こどもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するため、交通安全教育を積極的に実施する必要があります。こどもとおとな双方の交通ルールの順守とマナーの向上を図り、こどもの交通事故の未然防止に努めることが重要です。
- 本市の自殺者数は、令和4年において 48 人となっており、令和3年から増加しています。また、自殺死亡率※をみても、本市は 19.7 と、国（17.4）や県（16.3）に比べて高くなっています。さらに、自殺者の就業等の状況では、「学生・生徒」の割合は 10.2%と全国（4.9%）よりも高くなっており、喫緊の課題と捉え、こども・若者を自殺に繋げさせない取組を講じなければなりません。

※人口 10 万人当たりの自殺による死亡数（自殺死亡率＝自殺者数÷人口×10 万）



< 施策の方向性 >

- 「やまと自殺総合対策計画」と連携し、こども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、自殺対策を推進していきます。また、教育関係機関における 1 人 1 台端末の活用による自殺リスクの早期発見や、電話や SNS による相談先の周知に努めます。
- こどもたちが性被害で悩み、一人で抱え込むことのないよう、性被害に対する相談先を周知するとともに、文部科学省が作成した発達段階に応じた教材などを周知し、学校や園において生命（いのち）の安全教育の実施に努めます。
- こどもたちの安全を守るため、良好な生活環境の維持に努めるとともに、防犯及び交通安全対策や防災教育等を通じて、ルールの周知や啓発を行います。また、災害等の有事においては、関係者と連携を図り、必要な子育て支援サービスの確保及び早期復旧に努めます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
78	自殺対策事業	市民全般	障がい福祉課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・大和市自殺対策庁内連絡会の設置により、自殺対策に取り組めます。 ・市民に対して自殺予防に関する人材育成・啓発・周知等を図ります。		●やまと自殺対策講演会の参加人数：92人 ●ゲートキーパー養成講座受講人数：139人	自殺対策を広く普及させるため、ゲートキーパー養成講座を積極的に開催していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
79	児童生徒安全対策事業	市立小中学校の児童生徒及びその保護者	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・メール配信システム(すぐる)を活用し、犯罪・不審者・自然災害等の情報を、利用登録した保護者へ迅速に伝達します。 ・学校ごとの連絡事項をメール配信で保護者へ伝達します。 ・市内小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配付します。 ・見守り活動を視覚的にアピールするため「大和市子ども見守り隊」のベストを購入します。		●学校PSメール実施学校数：28校 ●学校PSメール配信件数：2,050件 ●学校PSメール世帯普及率：98.2% ●防犯ブザー配布校数：19校	メール配信システム(すぐる)の有効活用を図り、サービスの維持向上を図ります。市立小学校新入学児童への防犯ブザーの配布を継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
80	大和市子ども見守り活動協議会	大和市内の公立小学校に通学する児童	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市全域の教職員、児童の保護者、自治会やPTA、交通安全関連団体の代表者等の間で、登下校の見守り活動に関する情報共有を図ります。 ・見守り活動を行う多くのボランティアを「大和市子ども見守り隊」として組織し、見守り活動を実施します。		●一斉見守り活動実施回数：3回	防犯や交通安全の観点から、各ボランティア団体で組織横断的に情報やノウハウを共有し、市内全体の登下校時の見守り活動の充実を図ります。 事件などの緊急情報を迅速に共有するとともに、見守り活動に関する課題については、各組織が協力して解決できるよう努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
81	交通安全啓発事業	市民	市民生活あんぜん課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 交通安全教室等を実施します。 - 自転車運転免許証及び認定証を交付し、保険加入の推進やTSマーク助成、ヘルメット助成を行います。 - 新入学児童に黄色い帽子を配布します。 - 交通安全要望対策を行います。		●交通安全教室等開催回数：193 件 ●交通安全教室等参加人数：18,748 人 ●TSマーク助成件数：83 件 ●自転車ヘルメット助成件数：226 件	市内小中学校や幼稚園・保育園での交通安全教室を実施するほか、自転車用ヘルメットの購入助成なども行います。 また、通学路点検で市内小学校から挙げられた交通安全要望に対して適切に対応します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
82	地域防犯活動支援事業	大和市防犯協会、自主防犯活動団体	市民生活あんぜん課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 大和市防犯協会に対し補助金を交付するとともに活動の支援を行います。 - 自主防犯活動団体に対し活動に必要な物品購入費等の補助金を交付するとともに活動の支援を行います。 - また、警察、学校、防犯団体等の連携を推進します。		●重点地区防犯キャンペーン等参加人数：100 人 ●子ども向け防犯教室開催数：16 回	刑法犯認知件数を減少させるためには、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と継続した地域での防犯活動が必要であるため、今後も大和市防犯協会や自主防犯団体の活動が充実するよう支援を継続的に実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
83	地域防犯活動推進事業	市民、市民団体、事業者など	市民生活あんぜん課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 防犯に関する各種キャンペーンを大和警察署、関係各団体と協力のうえ実施します。 - 市民等を対象とした防犯教室を実施します。 - 青色回転灯装備車両での防犯パトロールを実施します。 - 防犯活動団体等への表彰を実施します。 - 協働事業による防犯活動を実施します。 - 特殊詐欺対策のための電話機等購入費を補助します。		●防犯教室の実施回数：11 回 ●協働事業実施回数：17 回	大和警察署や防犯協会等の関係団体と連携を強化し、様々な媒体で防犯情報を広く市民へ周知するとともに各種パトロールを実施し安全で安心なまちづくりを推進します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
84	総合防災訓練運営事業	市民、防災関係機関、市職員等	危機管理課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- すべての人に防災を身近に感じてもらえるよう、来場者が気軽に参加できる体験型ブースを中心に展覧します。 - 市の防災に関する取り組みを出展ブースでの紹介や実演等により来場者に披露します。		●訓練の開催回数：1回 ●参加団体数（企業・ボランティア団体等）：37団体	防災フェスタを通じて、多くの方が防災を身近に感じてもらえるよう、引き続き、様々な世代が参加できるようなブースやイベント等を実施するように努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (52)	青少年相談・街頭補導事業	市内の青少年及びその保護者	青少年相談室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 青少年街頭指導員と青少年相談員による街頭補導を行います。 - 青少年の健全育成のため、社会環境実態調査・有害看板撤去活動等を行います。		●少年補導回数：306回 ●有害看板等撤去活動回数：1回	社会環境実態調査や青少年の喫煙・飲酒防止活動などに積極的に取り組みます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
85	青少年相談員連絡協議会支援事業	交付先：青少年相談員連絡協議会	青少年相談室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
青少年の非行防止・健全育成活動を推進する青少年相談員連絡協議会の運営を支援します。		●青少年相談員連絡協議会会議回数：13回	活動内容をさらに周知するため、市ホームページでの紹介とともに、大和市民まつり等での啓発活動を通し、広報します。青少年の実態に即した研修を行い、相談員の実践力向上を図ります。



2 ライフステージ別の取組

(1) こどもの誕生前から幼児期までの取組

【妊娠前から乳幼児期に関する取組】



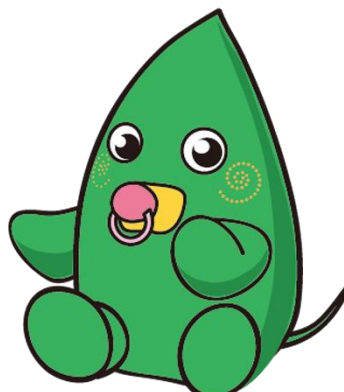
< 現状と課題 >

- こどもを産み育てることを希望しながらも不妊や不育の悩みを抱える方が増えており、妊娠を望んだときからの支援が求められています。また、妊婦の健康管理や不安の解消など安心して産み育てるための体制の重要性が一層高まっています。また、出産後における母親の不安は特に強く、産後うつ等によりその後の子育てに困難を抱えることがあります。医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら、妊娠、出産、産後にかけて、切れ目のない支援を提供できる体制が求められています。



< 施策の方向性 >

- 妊産婦や産後間もない母子の健康管理のため、妊婦健康診査や産後健康診査の経済的支援を継続するとともに、親子（母子）健康手帳交付時に各健康診査の受診勧奨を行います。また、産後ケア事業等のサービスを提供し、退院直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。
- こどもを授かりたいと願う方々の経済的負担を軽減するため、不妊治療や不育症治療費を助成するとともに情報周知に努めます。
- こども家庭センターと連携しながら、出産・子育て応援事業における伴走型支援を着実に実施し、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を提供します。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (76)	こども家庭センター事業	本市に居住する全てのこどもとその 家庭及び妊産婦等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、保健福祉センターにおいて「子育て何でも相談・応援センター」を運営します。 ・子育てに関するワンストップ機能を持った相談機関として、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援を行います。 ・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。 ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携します。		●子育て何でも相談・応援センターの相談受付件数： 3,550 件	支援を必要としているこどもやその世帯等への訪問、見守りを行うとともに、様々な支援策から適切なサービス提供につなげるなど、きめ細やかな対応を行います。 母子保健と児童福祉の機能のより一体的な運営を行い、児童虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援の充実に取組みます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
86	不育症治療費助成事業	不育症治療が必要と診断され、治療を行っている夫婦(所得要件等あり)	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・専門の医療機関で受けた不育症の保険診療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の一部（年度あたり上限30万円）を助成します。		●不育症治療費助成件数： 4 件	適切な検査治療を受けられるよう、流産を繰り返している方等に不育症についての周知を図り、また、家族の理解が深まるよう広報やホームページ等を活用し、周知を図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
87	不妊治療（先進医療）費助成事業	不妊治療が必要と診断され、治療を行っている夫婦	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険診療と併用した先進医療にかかる費用の7割（上限5万円）を助成します。		●不妊治療（先進医療）費助成件数： 実績なし（令和6年度新規事業）	引き続きホームページや広報に掲載するほか、医療機関へポスター掲示を依頼するなど、情報提供に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
88	母子保健相談指導事業	妊婦とその夫及び乳幼児とその保護者	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・妊娠届出を受理し、親子(母子)健康手帳を交付します。 ・妊娠・出産に向けた知識の普及啓発のための各種教室を開催します。 ・2歳児歯科相談及び育児相談を開催します。 ・1歳6か月児健康診査後のフォロー教室として「おやこ教室」を開催します。 ・子育て何でも応援メールをLINE、メールで3歳まで配信します。また、やさしい日本語版の配信をします。		●プレママ・パパ教室、イクメン講座参加者延べ数：890人 ●もぐもぐ教室参加者数：409人 ●1歳児育児教室参加利用者数：264人 ●2歳児歯科相談利用者数：179人	地域の子育て支援事業において相談や育児講座が充実しているため、市が主体で実施している相談や育児教室相談等の実施方法について再整備を行い、個別支援が必要なケースへの支援の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
89	妊婦健康診査事業	本市の住民基本台帳に登録されている妊婦	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・親子(母子)健康手帳交付時に、妊娠中の医療機関への定期的な受診を促すために、妊婦健康診査費用補助券14回分(多胎児妊娠は17回分)、妊婦歯科健康診査受診券を妊娠期間中に1回分交付し、公費助成します。 ・受診結果に基づいて、事後指導を行います。 ・定期的に受診できるよう、随時PR活動を行います。		●周知方法(PR回数)：1,859回 ●妊婦健康診査受診率：96.8% ●妊婦歯科健康診査受診者数：651人	引き続き、妊婦健康診査受診の必要性を啓発するとともに、各妊婦の受診状況の把握に努め、安心して出産できるよう支援します。また、妊婦歯科健康診査についても、引き続き健診の重要性を周知していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (59)	助産・母子生活支援施設入所事業	妊産婦で助産費の負担が困難と認められる者、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・妊産婦の申請により状況調査し、入所決定後、助産施設(市立病院等)に入所手続きを行います。また自立支援が必要と判断された配偶者のいない女子及びその子どもを母子生活支援施設に入所措置します。		●助産措置件数：4件 ●母子生活支援施設入所措置件数：0件	制度を必要とする世帯があることから現状のまま継続し、各関係機関との連携を更に図っていきます

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
90	出産育児一時金支給事業	妊娠85日以上で出産をした大和市の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主	保険年金課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・出産・死産・人工流産等の別なく、また妊娠の原因の如何を問わず、出産にかかる費用の一部を申請に基づき支給します。		●出産件数：140件	社会状況を見据えながら円滑な事業運営を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (60)	妊婦のための支援事業	妊産婦	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と妊婦の経済的支援を実施する「妊婦のための支援給付」を実施します。		●出産・子育て応援ギフト申請件数：4,000件	対象者に事業の周知を図り、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援を充実させ、経済的支援を一体として安心して出産・子育てができる環境を整えていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (36)	妊産婦・新生児等訪問事業	おおむね生後4か月までの乳児がいる全家庭および家庭訪問の必要性がある妊産婦、新生児、乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師・管理栄養士・看護師が訪問し、育児環境の確認や育児支援及び情報提供を行います。 ・各種健康診査において、継続支援が必要な妊婦や乳幼児を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、必要な支援を行います。 ・産前産後サポート事業として「助産師さん何でも相談」を開設し、電話、面接相談に応じます。		●訪問指導数(全数・継続支援)：4,621人 ●生後4か月までの乳児家庭訪問：1,856件 ●助産師何でも相談支援件数：1,638件	医療機関と情報共有を図りながら、産後健康診査や産後ケア事業などのサービスを活用し、対応が必要な家庭を支援しました。訪問に携わる職員の資質向上を図るため、定期的に研修を実施します。育児不安のある家庭等への再訪問については、これまで正職の保健師に加えて「赤ちゃん訪問プラス」として非常勤の保健師を雇用し実施していましたが、今後は正職の保健師による継続フォローに統一して支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
91	未熟児養育医療給付事業	市内に住所を有し、出生体重2,000グラム以下または諸機能が特に未熟な乳児(最長で1歳の誕生日の前々日まで)	こども総務課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・出生体重2,000グラム以下または諸機能が特に未熟な乳児に対し、指定医療機関での入院中の保険診療費及び食事療養費(ミルク代)を給付します。		●審査支払件数: 166件	養育医療の対象となる乳児は、病院で案内されるため、遺漏なく申請につながっていると思われます。引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを進めていく必要があります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (33)	子ども医療費助成事業	0歳児から高校卒業相当年齢まで	こども総務課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・子ども医療証を交付し、医療機関での通院、入院について保険適用分医療費の自己負担額を助成します。		●医療証交付児童数: 34,254人 ●受診件数: 495,390件	令和5年4月から所得制限を廃止し、さらに令和5年8月から対象児童を高校卒業相当年齢まで引き上げました。引き続き、等しく医療を受けられる環境を提供し、子どもの健全な育成や健康推進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (35)	予防接種事業	予防接種法に基づく対象者、及び成人風しん予防接種費用助成対象者	医療健康課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・予防接種法に基づく予防接種を実施します。 ・特定の任意予防接種の接種費用に対し、助成を行います。 ・接種率向上のため、予防接種スケジュールを管理する予防接種モバイルサービスを提供します。また予防接種の必要性を広報やまとやホームページで周知するとともに、対象者には、個別に勧奨通知を行います。		●PR回数: 1,244回 ●予防接種協力医療機関数: 178箇所 ●対象者数(予防接種法におけるA類疾病): 52,033人 ●接種者数(予防接種法におけるA類疾病): 51,362人	市民が予防接種について正しく理解し、対象者が適切に予防接種を受けることができるよう、正しい情報提供や協力医療機関の精度管理を行っていきます。 令和6年度より、新たに5種混合ワクチンや新型コロナワクチンが定期接種に加わったため、対象者(保護者)が正しい理解のもと適切に接種が受けられるよう、情報提供を行います。また、HPVワクチンのキャッチアップ接種と風しんの追加的対策については、令和6年度で終了となることから、対象者が接種の機会を逃さないよう、引き続き周知を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
92	産科医等確保支援事業	分娩に係る一般的な費用が55万円未満の市内産科医療機関	医療健康課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・産科医療機関の分娩実績に基づき、分娩手当に係る経費の一部を助成します。		●補助対象医療機関数： 1箇所 ●分娩件数： 285件	今後も、要綱に基づき適正に補助金を交付します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (38)	産後ケア事業	宿泊型・通所型：産後4か月までの母子 訪問型：産後1年までの母子	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内産科医療機関等で宿泊型、通所型、助産院で訪問型を実施します。 ・母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導、心理ケア、授乳指導、育児相談を行います。 ・利用にあたって電話や面接等で状況を確認し、他のサービス利用を含めたコーディネートを実施します。		●産後ケア事業利用者： 405人 ●産後ケア利用延べ回数： 1,010件	出産まもない時期の支援ニーズは依然として高く、市民がより安心して出産に臨み、子育てができるよう支援体制の確保に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (37)	産後健康診査事業	産後健康診査： 産後2週間、1か月の産婦 新生児聴覚検査： 生後3か月に満たない児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・産後健診として、産後2週間及び1か月時点で産婦に実施した健康診査の費用の一部を助成し、産後うつ等のリスクの高い産婦の早期把握と支援を行います。 ・新生児聴覚検査として、生後3か月に満たない児が受ける聴覚検査の費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見や療育の支援を行います。		●産後健康診査受診率： 92.6% ●早期に支援が必要な産婦： 236人	産後うつ等により支援を要する産婦を早期に把握し、支援を行っており、引き続き産科医療機関と連携し、取り組む必要があります。新生児聴覚検査では、先天性聴覚異常の早期発見や療育の支援を行っており、継続して、難聴児が確実に専門病院での支援が受けられているか確認します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (39)	4か月児健康診査事業	生後3か月から4か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月4回実施します。疾病の有無や心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な育児支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨を行います。未受診家庭には家庭訪問等で状況把握をします。 ・健診会場において、育児に役立つ情報提供や子育て支援に関する関係機関の周知を行い、安心して育児ができるように支援します。 ・健診会場において、ブックスタート事業を行います。		●受診案内件数：1,754 件 ●受診率：98.6% ●受診児数：1,729 人	今後も受診率の維持に努めます。また、健診による発育・発達の評価や疾病の早期発見にとどまらず、虐待を未然に防ぐため、養育環境の把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (40)	8か月児健康診査事業	生後8か月から10か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・協力医療機関で随時、個別健診を実施します。疾病及び心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な支援を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送ります。		●受診児数：1,891 人 ●受診率：101.3%	引き続き、様々な機会を捉えて受診勧奨を行い、受診率の維持向上に努めるとともに、未受診児への家庭訪問等により未受診児の把握を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (41)	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月から1歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・一般健康診査を協力医療機関で随時、個別実施します。 ・歯科健康診査を地域医療センターで月2回実施し、歯の疾病、口腔内異常の有無の診査や歯みがき指導、育児相談、栄養相談、歯科相談、こども（心理）相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。未受診児には家庭訪問等で受診勧奨や状況把握を行います。		●一般健康診査受診児数：1,809 人 ●一般健康診査受診率：96.2% ●歯科健康診査受診率：89.5%	引き続き、運営方法を工夫し、養育者への育児不安の解消など、育児支援の場となるよう継続して実施していきます。未受診児家庭には、訪問等により全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (42)	3歳6か月児健康診査事業	3歳6か月から3歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・集団健診により月3回実施します。一般健康診査では心身の発育発達や疾病の有無について診察し、歯科健康診査では、むし歯や口腔内の異常等を診察します。 ・視聴覚検査は専門機関に委託し高い精度を保ちます。 ・健康診査の中では育児、栄養、歯科、こども(心理)相談を行います。 ・受診率を高めるために、個別に受診勧奨通知を送付します。また、未受診児に対しては、家庭訪問により受診勧奨します。		●受診案内件数：1,923件 ●受診児数：1,882人 ●受診率：97.9%	健診の適切な実施回数を検討し、健診時間の短縮等により、受診者の満足できる受診環境を整え、受診率の向上に努めます。未受診家庭に対しては早期に受診勧奨を行うとともに、家庭訪問等により対象児の全数把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (43)	乳幼児健康診査等経過相談事業	発達面で経過観察をしながら保健指導を行う必要がある乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域医療センターで月1回発達相談員による相談、保健指導を行います。 ・心理相談員によるこども相談（発達相談）は、月3回実施します。 ・低体重児等への食事や発達に関する保健指導を、管理栄養士や保健師が行います。		●経過検診(乳幼児健診等経過相談事業)回数：24回 ●受診者延べ数：324人 ●こども相談(発達相談)回数：36回 ●こども相談(発達相談)利用者数：107人	発達面で経過観察を要する乳幼児に、適切な時期に支援ができるよう、理学療法士、心理相談員、管理栄養士や保健師による保健指導を実施して、保護者の育児不安の軽減に努め、関係機関と連携を図りながら、乳幼児の健やかな成長を支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
93	子育て支援センター運営事業	0歳から就学前児童並びにその親、子育て支援者等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育て家庭の親子が、子育てに関する相談をしたり子育ての情報を得たり、気軽に他の親子と交流できる場所を提供します。 ・子育てに関する情報提供、育児相談・サロンの運営や子育て講座などを開催します。		●子育て支援センター利用者数：4,486人 ●子育て相談(内容別件数)：984件 ●子育て講座参加親子組数：69組	指定管理者制度を活用し子育てサロンや各種育児講座の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
94	つどいの広場事業	乳幼児(0～3歳未満児)とその保護者	こども総務課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報の提供を行います。		●「こどもーる」来場者数: 76,408人 ●「こどもーる」相談件数: 11,256件	各こどもーるのサービス水準を維持向上するため、委託法人と密に連絡調整を行うとともに、特色のある講座やイベントを開催することで、地域子育て支援機能のより一層の充実を図ります。



【教育・保育に関する取組】



< 現状と課題 >

- 就労する女性の割合は増加しており、今後も一定の水準で保育需要はあることが見込まれます。子育て世帯の働き方は多様化し、希望する教育・保育ニーズも様々であり、新たな保育サービスへの対応も求められていることから、社会状況の変化を捉えながら必要な教育・保育・子育て支援サービス等の環境整備を図っていく必要があります。
- 国においては、保育士職員配置基準の見直しや「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の公表など、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことが示されています。



< 施策の方向性 >

- 保育所等の入所状況の動向を慎重に見極めながら、保育所等の新設だけでなく、定員区分の見直しや幼稚園の認定こども園化など、引き続き保育の受け皿の確保に努めるとともに、保育コンシェルジュによるサービスの質を確保し、ハード及びソフトの両面の取り組みに努めます。
- 保育所等への訪問や監査、研修の実施などを通じて不適切保育を防止するとともに、児童との好ましくない関わりについても改善につなげるなど、保育の質の確保に努めます。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
95	認可保育所等運営事務	認可保育所等の利用を希望する児童、利用する児童	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・認可保育所等への利用を決定し、利用者負担金・使用料の賦課・徴収を行うとともに、教育・保育給付等認定の管理、在園児童に関する各種事案への対応などを適切に実施します。保護者への情報提供や、入所保留児童へのマッチングは、保育コンシェルジュが中心となって実施します。		●申込者数：5,195人 ●入所決定児童数：4,897人 ●待機児童数：0人	利用調整を適切に実施するとともに、教育・給付等認定の管理を滞りなく進めていきます。また令和7年度中に移行する地方公共団体情報システム標準化への対応を推進するとともに、電子申請を更に拡充し市民サービスの向上を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
96	民間保育所建設・増設支援事業	児童福祉法に規定される保育所を市内に設置する社会福祉法人等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・社会福祉法人等の保育所設置認可申請等の手続きを支援します。		●新設保育所：0箇所 ●既存保育所：0箇所 ●地域型保育事業：1箇所	保育所等入所待機・保留児童の状況や保育ニーズの動向等を慎重に見極めながら、保育所の新設だけでなく、様々な方法で定員拡大などを図ることにより、引き続き待機児童の解消に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
97	保育所等施設型給付事業	本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者の運営に対して給付を行います。		●施設型給付費等を給付した市内施設数：93箇所	児童福祉法および子ども・子育て支援法の規定に基づく事務事業であり、現状のまま継続します。

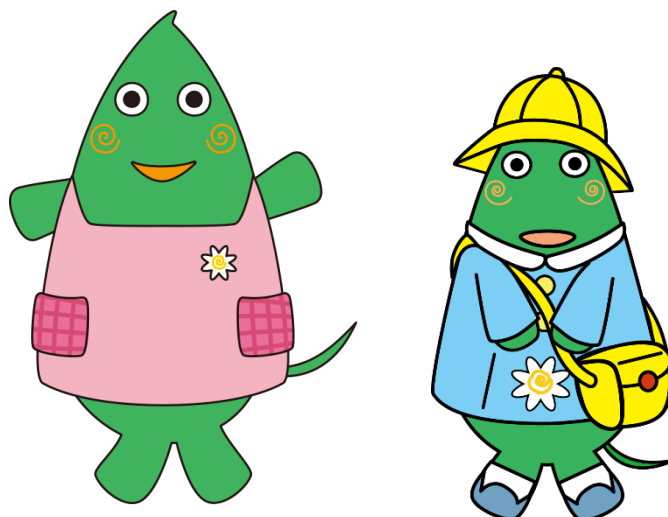
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (75)	民間保育所等運営支援事業	本市の児童が利用する民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の運営に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。		●補助金の交付を受けた市内施設数：98箇所	民間保育所等の運営状況及び事業方針に合わせた適切な支援ができるよう、国・県との協調補助に加えて市単独の補助を組み合わせを行い、安心して子どもを預けられる環境を整備します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
98	保育事業（市立保育所）	市立保育所	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保育士等の体制整備や傷害保険の加入などにより、適切に児童を受け入れるための環境を確保します。		●入所児童数：429人 ●時間外保育利用児童数：594人 ●延長保育利用児童数：40人 ●障がい児数：60人	公立保育園として入所児童への丁寧な保育を行うと共に、支援を必要とする児童の積極的な受入れと保護者支援を行いながら、地域の子育て支援も実施していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
99	保育所給食事業（市立保育所）	市立保育所の入所児童及び一時預かりで受け入れた児童、職員等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・所管課の管理栄養士が立案した献立に基づき調理員が調理し、通常保育における昼食、おやつ（0歳から2歳児は午前のおやつも）及び延長保育における補食の提供を行います。		●年間総給食数：117,545 食 ●一日あたりの平均給食数：480 食	入所児童の出欠状況を適切に把握し、引き続き安定した給食の提供を行ないます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
100	病児保育事業	保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難な入院加療の必要のない病児	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・民間病児保育施設に補助金を交付するほか、市立病院の敷地内に設置する病児保育施設において、病児保育を実施します。 ・県央4市1町1村と病児保育施設の相互利用を実施します。		●病児対応型実績延べ人数：2,573人 ●体調不良児対応型実績延べ人数：118人	今後も、利用実績を注視しつつ、様々な視点から事業内容を検討し、必要な時に利用ができるよう周知を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
101	子育て支援施設管理運営事業	市内に在住する就学前児童及び保護者等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・幼稚園バスによる送迎を実施し、幼稚園の利用を促進します。 ・子育て中の親の育児負担を軽減するため、託児サービスを提供します。		●送迎ステーション事業の実績利用人数：33人 ●託児事業の実績延べ人数：3,584人	指定管理者制度を活用し、実施する各事業のニーズ把握に努め、市民の子育て・子育てを支援していきます。



番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
102	公私連携型保育所等整備事業	施設を利用する児童及びその保護者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・送迎ステーション及び一時預かり事業等を実施する低年齢児型保育所等を設置するため、民間事業者が整備する施設をリースし、民間の運営法人に土地と施設を貸し付けます。		●一時預かり利用人数：2,639人 ●送迎ステーション利用人数：56人 ●休日保育利用人数：540人	運営法人と定期的に打ち合わせの場を設け、施設の適切な管理運営を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
103	私設保育施設支援事業	市内の私設保育施設	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・私設保育施設からの請求を受け、内容を審査後、助成金を交付します。		●保菌検査実施職員数：259人 ●健康診断受診児数：199人	県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱」に基づく助成であり、現状のまま継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
104	特定教育・保育施設等指導事務	特定教育・保育施設および特定地域型保育事業を行う全ての施設	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市が事業の認可を行った施設に対して、施設監査を実施し、給付の対象となる施設に対しては、確認監査を実施します。 ・必要に応じて、対象施設に指導監督を行います。		●確認監査の実施件数：57件 ●施設監査の実施件数：26件	対象となる全ての施設に対し、実地指導を実施します。また、実地指導の結果により、必要と判断された施設には、子ども・子育て支援法に基づいた監査、勧告等を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
105	私設保育施設指導事務	神奈川県が指定した私設保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・県と連携し、私設保育施設に対する立入調査に同行し、助言を行います。 ・特定子ども・子育て支援施設等に対し、確認に係る指導監査を行います。		●私設保育施設に対する調査実施数：7回 ●確認監査の実施件数：6件 ●私設保育施設及び地域型保育事業に対する訪問指導：128回	継続的に訪問し、保育の質の向上に向けた助言を行います。 県が実施する立入調査へ同行するとともに、特定子ども・子育て支援施設に対し、実地指導を実施します。

(2) 学童期・思春期の取組



< 現状と課題 >

- 学童期・思春期は、こどもにとって、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期でもあります。
- すべてのこどもが、安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を経験でき、こども同士の関わり合いを通じて、お互いに成長できる「子育て」ができるよう、こどもの遊びと生活の場の整備を進めていくことが求められています。
- 国では、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、市町村に対して、こども・若者の声を聴きながら、こどもの居場所づくりを計画的に推進することを求めています。
- こどもたちの日常生活の場となる学校において、いじめや不登校など学童期や思春期で直面するライフステージ特有の課題があるとの認識の下、こどもが個々に抱える課題に対しては、学校教育の主体である教育委員会と連携しながら適切に対応していく必要があります。
- 小学校の学童期以降は、「生きる力」を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。学校教育の場に加えて、放課後や課外活動の時間においても、野外活動や世代間交流などの多様な体験の機会を提供し、こどもの豊かな社会性や人間性を育み、自己肯定感を高めていくことが重要です。



< 施策の方向性 >

- いじめや不登校など学童期や思春期で直面する課題に対しては、「大和市学校教育基本計画」と整合を図りながら適切に対応していくとともに、全てのこどもたちが学業や体験活動等を通じて、ライフステージの中心となる学校生活が充実したものとなるよう取り組んでいきます。
- 放課後児童クラブの入会を希望する全ての児童の受け入れが行えるよう、放課後の特別教室の借用や民営児童クラブなどを活用していきます。また、子育て世帯のニーズを見極めながら、必要に応じて学校内の施設整備や民営児童クラブの誘致など、定員数の拡大を図ります。
- こどもの居場所づくりにおいては、市内の状況把握等を行いつつ、こどもの居場所となり得る公園やスポーツ施設、こども食堂など関係機関との連携を図るとともに、「こどもの居

場所づくりに関する指針」を踏まえながら、こども・若者の意見や視点を念頭に居場所づくりを検討していきます。

- 青少年育成団体による活動など、様々な地域資源を生かし、こどもが異世代・同世代の地域住民とのつながりをもてる機会を生み出すとともに、遊びや体験を通じて「子育て」できる環境づくりに努めます。
- 大きな変化への適応や失敗、逆境を乗り越える力を育てる「レジリエンス教育」の重要性が高まっている中、多様な体験や交流を通して、こどもの情操を養い、自主性や主体性を育むことを目的として野外活動、異年齢交流、親子や地域とのふれあいの場等、こどもの健全育成の促進や豊かな社会性、人間性を育む活動の場を提供していきます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
106	こども食堂支援事業	こども食堂を実施する団体	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・こどもの孤食を減らすとともに、こどもにとって安心できる地域の居場所づくりと保護者の子育て支援を目的として、こども食堂を実施する団体を支援します。		●こども食堂マップ掲載か所数：8か所	市内で実施しているこども食堂の周知を図るとともに、団体間の連携とネットワークづくりを目指します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
107	放課後児童クラブ事業	保護者の就労や疾病等により昼間、保護者がいない等の児童	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小学校の余裕教室等を活用し、資格を有する支援員等により児童クラブの運営を行います。 ・公営児童クラブのない学区(南林間小学校、西鶴間小学校)については、民営の児童クラブに業務を委託します。 ・公営及び委託民営児童クラブに入会できない児童(入会保留児童)を受け入れた他の民営児童クラブについては、その人数により、市から運営補助金を交付します。		●入所児童数(公営)：1,737人 ●入所児童数(民営委託)：138人 ●入所児童数(民営補助)：299人	共働き世帯の増加などにより、入会を希望する児童数の増加が想定されることから、引き続き、学校や教育委員会、民営児童クラブと居室の確保について調整を行うとともに、人材の確保及び保育の質の向上に努めます。 配慮が必要な児童については、心理相談員と保育士が定期的に児童クラブを巡回訪問し、職員に対して適切な指導、助言を行うとともに、関係部署との情報共有や意見交換会の実施など継続した連携を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
108	児童館管理運営事業	市内在住6歳以上16歳未満の者、市内居住の付添人のある6歳未満の者、児童の育成に関する事業を行う団体	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・コミセン併設児童館20館及び単独児童館2館は、それぞれの指定管理者が地域に密着した管理運営を行います。 ・こどもたちと関わりを持ちながら、様々な季節の事業を通して創造力豊かな発想を導き出すよう、展開していきます。		●利用人数：69,017人 ●1館あたりの行事実施回数：12回	こどもたちを対象とする各種の放課後事業との整合性を図りつつ、児童館の役割や運営手法などについて検討するとともに、こどもたちにとって充実した時間が過ごせる居場所となるよう、引き続き指定管理者との調整に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (8)	青少年センター運営事業	市内在住・在勤・在学の青少年、青少年団体、青少年育成関係者等	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・青少年や青少年団体等へ施設を提供します。 ・中高生ボランティアを募り、青少年センターまつりを開催します。		●利用者数：2,111人 ●青少年及び指導者の利用割合：100%	より多くの青少年や青少年団体、青少年育成関係者等が利用するよう、適切な施設の維持管理に努めます。また、施設のあり方を含め、より効果的な利用促進の手法等について引き続き検討します。 青少年センターまつりを通じて中高生ボランティアが主体的に活動できる機会の確保に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (45)	学力向上対策推進事業	小学校の全児童・教員、中学校の全生徒	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小学校において「放課後寺子屋やまと」「夏休み寺子屋やまと」「放課後子ども教室（ひろば）」を開催します。 ・小学校教員の指導力向上のための支援を行います。 ・中学校において「中学校寺子屋やまと」「長期休業期間中における学習支援」を開催し、授業中、放課後及び長期休業期間中の学習支援を行います。 ・オンライン学習システムを市内全児童生徒が使用できる環境を整備します。		●小学校放課後寺子屋やまとの開催校：19校 ●中学校放課後寺子屋やまとの開催校：9校	小中学校放課後寺子屋やまとが、多くの児童生徒にとって学力向上、並びに学力保障の重要な拠点となっており、事業の重要性が高いため、引き続き支援環境を含めた体制の充実が必要です。 具体的には、学習支援等を行う人材の確保、放課後事業専用を導入したパソコンによる業務の効率化、体験的活動の充実を進めます。 また、学校施設を使用しているため、学校の教育課程を踏まえた放課後事業の在り方を検討する必要があります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (17)	スポーツ教室開催事業	市民	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和５年度実績値）	今後の取組方針
各種団体が独自で取り組むことが難しい種目、また市の施策に発展的につながるスポーツ教室を開催します。		●開催種目数：9 種目 ●開催延べ教室数：14 教室	運動機会が得にくい子育て世代、働く世代にも広く参加してもらえるよう設備や開催日程に配慮します。 委託先であるスポーツ・よか・みどり財団が中心となり、スポーツ教室での体験から、継続的にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。 市民の関心が高い種目を選定するとともに、告知方法等の見直しを検討し、情報を広く市民に届け、コロナ禍以前の参加状況に近づけられるよう努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (18)	地域スポーツ推進事業	市民	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和５年度実績値）	今後の取組方針
- スポーツ関連イベントを実施し様々な場面で「する」「みる」「ささえる」「つながる」それぞれの分野から スポーツに親しむことができる機会を提供します。 - 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 - 本市をホームタウンとする「横浜 F・マリノス」との連携を図り、スポーツへの関心を高めます。		●総合型地域スポーツクラブ設置数：3 団体 ●「夢の教室」実施クラス数：60 クラス ●出前講座「スポーツだいすき！」実施回数：14 回	SNS 等を活用し多角的にスポーツの魅力を発信するよう努め、スポーツへの関心を高めます。 魅力ある観戦スポーツを誘致すること、さらに本市をホームタウンとする「横浜F・マリノス」との一層の連携により、スポーツへの関心を高めます。 他市との連携を図り、より広域的にスポーツを展開することで交流を促せる取り組みを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (19)	学校施設スポーツ開放事業	市内在住、在学又は在勤が2分の1以上を占める10名以上の団体	スポーツ×ライフ課
事業の概要		指標値（令和５年度実績値）	今後の取組方針
- 小・中学校の校庭及び体育館等を登録団体に開放します。 - 学校施設を利用したい団体の登録手続を行います。		●校庭開放延件数：3, 341 件 ●体育館・武道場開放延件数：10,762 件 ●プール開放延日数：56 日 ●登録団体数：362 団体	各地域（学校開放地区）の課題・問題に関しては、学校開放事業実施委員会連絡協議会で情報を共有し、様々な事例を参考に解決を図ります。また各地区学校開放事業実施委員会と連携して、効率的に事業の運営を行います。

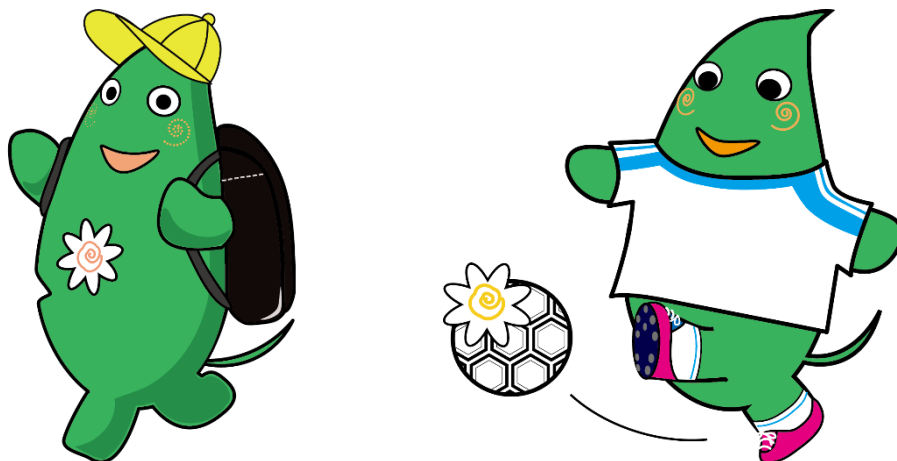
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
109	休日夜間急患診療所運営事業	休日及び夜間に治療を必要とする患者	医療健康課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・休日夜間急患診療所の運営を大和市医師会に委託します。		●診療日数：366日 ●休日・夜間の小児科の診療件数：4,909件	引き続き大和市医師会等関係機関と連携して、休日及び夜間における救急医療体制を確保し、必要な医療を提供します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (1)	人権啓発事業	市民(事業者等含む)・市内小中学生・人権団体	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・人権週間に関連した啓発事業を開催します。 ・市内小中学校向けに人権教室を開催します。 ・中学生人権作文・ポスターコンテストを実施します。		●人権教室開催数：3回 ●人権作文コンテスト応募者数：379人 ●人権ポスター募集応募者数：209人 ●人権啓発資料配布実施回数：6回	多くの市民が人権について考える機会を増やしていけるよう、人権擁護委員の日、人権週間の啓発活動を効果的に実施するほか、人権擁護委員による学校への働きかけを通じ、人権作文コンテストやポスター募集への積極的な参加を促します。また、多様性を尊重する社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度や、やまと SOGI 派遣相談の認知を高めていきます。さらに、ホームページやチラシ配布、広報やまとなど、多様な媒体を利用して周知を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (76)	こども家庭センター事業	本市に居住する全てのこどもとその家庭及び妊産婦等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、保健福祉センターにおいて「子育て何でも相談・応援センター」を運営します。 ・子育てに関するワンストップ機能を持った相談機関として、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援を行います。 ・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。 ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携します。		●子育て何でも相談・応援センターの相談受付件数：3,550件	支援を必要としている子どもやその世帯等への訪問、見守りを行うとともに、様々な支援策から適切なサービス提供につなげるなど、きめ細やかな対応を行います。母子保健と児童福祉の機能のより一体的な運営を行い、児童虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援の充実に取組みます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
110	いじめ等対策事業	市立小中学校の児童生徒とその保護者及び教職員	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- いじめ防止を学校指導者・地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムを開催します。 - 児童支援中核教諭に伴う非常勤講師を配置します。 - 全小中学校に対して児童・生徒指導研修会（訪問研修）を実施します。 - 匿名報告・相談アプリケーションを市内全中学校生徒及び全小学校5・6年生児童が使用できる環境を整備します。 - 指導室に学校支援員を配置し、児童生徒指導対応への充実を図ります。 - 校内で発生するいじめ等の問題について法的観点から助言をもらい、早期の段階から教職員が適切な対応ができるようスクールロイヤーを配置します。		●リーフレットの配付枚数：4,500 枚 ●フォーラムの開催回数：1 回 ●1人1台端末によるアプリケーション登録率：100% ●スマートフォン・PC 等によるアプリケーション登録率：1.39%	児童生徒指導をテーマにした訪問研修について、いじめや不登校を生まない環境づくり、教職員の指導力を向上させるなど、内容を検討し、児童生徒理解の充実を図ります。 匿名報告相談アプリについて、市立全中学校の生徒及び市立全小学校の5、6年生の児童の端末からも報告相談ができることを広く周知し、継続して学校と連携していじめの早期発見・早期対応を図ります。 児童生徒指導の複雑化に伴い、教職員が対応に苦慮することを解消するため、法律的な見地からの助言を求められることが増加しており、スクールロイヤーを今後も配置します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
111	不登校児童生徒援助事業	不登校（長期欠席）児童生徒やその保護者、担任	青少年相談室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 教室では授業が受けられない児童生徒支援のため、不登校支援員を配備します。 - 不登校児童生徒が通室する教育支援教室、長期不登校生徒の社会的自立を目指す学びの多様化学校を開設します。		●教育支援教室開室日数：200 日 ●教育支援教室行事回数：42 回 ●不登校児童生徒対応教職員研修会回数：3 回	学校や不登校支援員・教育支援教室職員等との連携を図り、より細やかな支援をします。 不登校児童生徒への各校の対応力向上のため、学びの多様化学校の取組を発信・後方支援をします。



(3) 青年期の取組



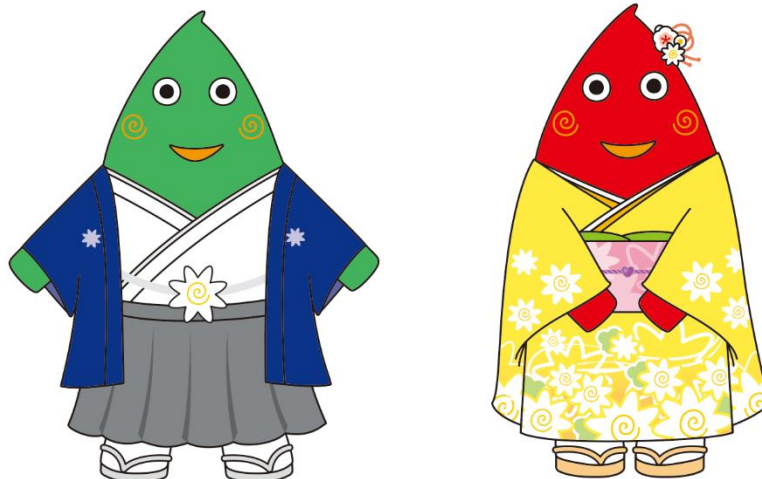
< 現状と課題 >

- 青年期は、これまでのライフステージを通して培ってきた自身の人間性が確立し、将来の夢に向けて専門性や職業性などを身に付けるため大学への進学や就職など自らの可能性を伸ばしていく時期であると同時に、社会的な役割や責任などが生じる時期です。また、結婚や子育てなど次世代にバトンをつなげるライフイベントを自ら選択できる時期でもあります。
- 厚生労働省の「新規学卒就職率と3年以内離職率」によると、新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、3年以内離職率は高卒及び大卒ともに3割を超えており、就労支援の取組が必要です。
- 結婚、妊娠・出産や子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方を尊重することを前提とし、その上で若い世代が自らの主体的な選択により望んだ場合には、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。また、少子化の背景には様々な要因がある中で、出会いの機会の減少も要因の一つとされています。



< 施策の方向性 >

- ライフステージのターニングポイントで、自らの適性等を理解し、不安なく職業を選択できるよう就労支援を行うとともに、かながわ子ども・若者総合相談センターと連携し悩みや不安の解消に努めていきます。また、ニートやひきこもりなど困難に直面した若者の相談体制を確保します。
- 市内の若者が、結婚を望んだとき、その選択をサポートできるよう、神奈川県で実施している若者の出会いの機会を創出する支援に関する事業の情報を発信し、若者のめぐり逢いを後押しする環境づくりに努めていきます。



＜ 具体的な事業 ＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (111)	不登校児童生徒援助事業	不登校(長期欠席)児童生徒やその保護者、担任	青少年相談室
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・教室では授業が受けられない児童生徒支援のため、不登校支援員を配備します。 ・不登校児童生徒が通室する教育支援教室、長期不登校生徒の社会的自立を目指す学びの多様な学校を開設します。		●教育支援教室開室日数: 200日 ●教育支援教室行事回数: 42回 ●不登校児童生徒対応教職員研修会回数: 3回	学校や不登校支援員・教育支援教室職員等との連携を図り、より細やかな支援をします。 不登校児童生徒への各校の対応力向上のため、学びの多様な学校の取組を発信・後方支援をします。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
112	こもりびと支援事業	様々な要因の結果として就学、就労、家庭外での交遊等の社会的参加を回避し、家庭等にとどまり続けている状態の方(こもりびと)とその家族	福祉総務課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・健康福祉総務課に「こもりびと支援窓口」を設置するとともに、「こもりびとコーディネーター」として専任の職員がこもりびと当事者やその家族の相談に応じ、必要に応じて担当課や関係機関への同行、訪問支援など相談者に寄り添った支援を行います。		●こもりびと相談件数: 549件	こもりびと当事者や家族からの相談を受け、それぞれの悩みや不安に寄りそった形で支援を行っていきます。当事者や家族の社会的孤立の解消を目指し、当事者の居場所や家族の集いを定例開催するとともに、当事者の中間的就労の仕組みに係る情報収集に努めます。また、事業の推進に当たり、県や県央地区の各自治体との連携を進めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
113	就労支援事業	若年者を含む未就労者	産業活性課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・ハローワークや商工会議所と連携した就職活動支援セミナーや就職面接会を実施します。		●就職活動支援セミナーの開催日数: 4日	ハローワークや県等と連携を図りながら求職者と事業者のニーズに即した就労支援に努めていきます。

3 子育て当事者を支える取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減



< 現状と課題 >

- 本市ニーズ調査では、子育てをしていて感じる困りごととして「子育ての出費がかさむこと」が最も多く、63.1%の方が困りごととして感じています。また、「今後、子育て支援の充実に向けて特に望むこと」では、「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」を選択した人が57.2%と、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められています。
- 本市では、子育ての経済的負担を軽減することで、家庭における生活の安定に寄与するとともに、こどもの健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給しているほか、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料の負担軽減を実施しています。
- 子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について情報が得られることが必要です。



< 施策の方向性 >

- 子育て家庭にとって、子どもの教育等にかかる費用が課題となっていることから、引き続き幼児教育・保育の無償化や多様な子育て支援における必要な給付を円滑に実施するとともに、児童手当の支給や対象を高校卒業相当年齢まで拡大した子ども医療費の助成などを通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (97)	保育所等施設型給付事業	本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者の運営に対して給付を行います。		●2・3号認定の延べ利用者数：54,893人 ●1号認定の延べ利用者数：26,099人	児童福祉法および子ども・子育て支援法の規定に基づく事務事業であり、現状のまま継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (44)	保育サービス利用助成事業	私学助成幼稚園、幼稚園の預かり、認可外保育施設等を利用する保護者又は設置者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・私学助成幼稚園、幼稚園の預かり、認可外保育施設等を利用する保護者又は設置者から請求に基づき、施設等利用費等を給付します。		●私学助成幼稚園における給付対象者数：11,022人 ●幼稚園の預かり保育における給付対象者数：9,168人 ●認可外保育施設等における給付対象者数：977人	子ども・子育て支援法の規定に基づく事務事業であり、現状のまま継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
114	認定保育施設運営費助成事業	本市の児童が入所する市内及び市外の認定保育施設	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・本市の児童が入所する認定保育施設から請求を受け、内容を審査後、補助金を交付します。		●市認定保育施設数（雇用助成）：4箇所 ●市認定保育施設補助対象児童数（保育料助成支援）：177人	保育所入所待機児童の解消を図る観点からも認定保育施設への入所を促すとともに、認定保育施設の利用者が安心して保育が受けられるよう、引き続き保育環境の向上を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (57)	児童手当支給事業	市内に住所を有し、中学校修了までの児童を監護する父または母など ※令和6年10月分（令和6年12月支給分）より高校卒業相当年齢まで拡充	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市内に住所を有し、中学校修了までの児童を監護する父または母などを対象に児童手当を支給します。 ※令和6年10月分（令和6年12月支給分）より高校卒業相当年齢まで拡充		●対象児童数：26,407人 ●受給者数：16,842人	国の制度改正等にも適切に対応し、適正に執行管理を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (33)	子ども医療費助成事業	0歳児から高校卒業相当年齢まで	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子ども医療証を交付し、医療機関での通院、入院について保険適用分医療費の自己負担額を助成します。		●医療証交付児童数：34,254人 ●受診件数：495,390件	令和5年4月から所得制限を廃止し、さらに令和5年8月から対象児童を高校卒業相当年齢まで引き上げました。引き続き、等しく医療を受けられる環境を提供し、子どもの健全な育成や健康推進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (46)	小学校学用品等就学援助事業	大和市立の小学校に通う児童の保護者で、限度額以下の所得者	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保護者からの申請をもとに、要保護・準要保護基準に合うか審査し、認定者に給食費や学用品費等の援助を行います。		●就学援助の認定・支給件数： 1,904 件	生活保護基準の改定に伴い、認定基準の見直しを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (47)	中学校学用品等就学援助事業	大和市立の中学校に通う生徒の保護者で、認定の限度額以下の所得者	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保護者からの申請をもとに、要保護・準要保護基準に合うか審査し、認定者に給食費や学用品費等の援助を行います。		●就学援助の認定・支給件数： 957 件	生活保護基準の改定に伴い、認定基準の見直しを検討します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (48)	奨学金給付事業	選考基準に基づく学校長の推薦者（中学3年生）	学校教育課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・審査会を開催し、学校長の推薦者の中から奨学生を決定し、奨学金を給付します。		●奨学金給付人数： 113 件	一人当たりの奨学金額の変更等について、申請・給付状況等も踏まえ検討していきます。 中学校長及び進路担当者に本事業の目的の理解を促し、奨学金を必要とする保護者への周知に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (49)	小学校医療費等就学援助事業	大和市立の小学校に通う児童の保護者で、限度額以下の所得者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童が学校で行われる健康診断等において、特定の疾病について治療が必要と判断された場合、保護者の申請により医療券を交付し、医療費を補助します。 ・学校で実施する視力検査の結果、めがねが必要と思われる児童について、保護者の申請によりめがね券を交付し、検眼料及びめがね購入費を補助します。		●医療費等支給件数： 140 件 ●就学援助の認定・支給件数： 1,904 件	引き続き医療費等の支払事務を適正かつ迅速に行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (50)	中学校医療費等就学援助事業	大和市立の中学校に通う生徒の保護者で、限度額以下の所得者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 生徒が学校で行われる健康診断等において、特定の疾病について治療が必要と判断された場合、保護者の申請により医療券を交付し、医療費を補助します。 - 学校で実施する視力検査の結果、めがねが必要と思われる生徒について、保護者の申請によりめがね券を交付し、検眼料及びめがね購入費を補助します。		●医療費等支給件数：116件 ●就学援助の認定・支給件数：957件	引き続き医療費等の支払事務を適正かつ迅速に行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (51)	学校給食費助成事業	市内在住で同一世帯にある市立小中学校及び特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を同時に3人以上養育する保護者	保健給食課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
申請に基づき、支払った学校給食費実費を年2回に分けて保護者に支払います。		●補助金交付決定件数：225件	今後も保護者の経済的負担軽減のため、継続して実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (90)	出産育児一時金支給事業	妊娠85日以上で出産をした大和市の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主	保険年金課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
出産・死産・人工流産等の別なく、また妊娠の原因の如何を問わず、出産にかかる費用の一部を申請に基づき支給します。		●出産件数：140件	社会状況を見据えながら円滑な事業運営を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (45)	学力向上対策推進事業	小学校の全児童・教員、中学校の 全生徒	指導室
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・小学校において「放課後寺子屋やまと」「夏休み寺子屋やまと」「放課後子ども教室（ひろば）」を開催します。 ・小学校教員の指導力向上のための支援を行います。 ・中学校において「中学校寺子屋やまと」「長期休業期間中における学習支援」を開催し、授業中、放課後及び長期休業期間中の学習支援を行います。 ・オンライン学習システムを市内全児童生徒が使用できる環境を整備します。		●小学校放課後寺子屋やまとの開催校：19校 ●中学校放課後寺子屋やまとの開催校：9校	小中学校放課後寺子屋やまとが、多くの児童生徒にとって学力向上、並びに学力保障の重要な拠点となっており、事業の重要性が高いため、引き続き支援環境を含めた体制の充実が必要です。 具体的には、学習支援等を行う人材の確保、放課後事業専用を導入したパソコンによる業務の効率化、体験的活動の充実を進めます。 また、学校施設を使用しているため、学校の教育課程を踏まえた放課後事業の在り方を検討する必要があります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (53)	ひとり親家庭等相談事業	生活上の問題を抱えるひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・生活上の問題等様々な相談に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、相談業務を行います。		●相談件数：3,372件	支援員の資質向上に努め、相談業務の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (54)	ひとり親家庭等家賃助成事業	住居として住宅を借り受けているひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請に基づき、所得等の審査を行い、対象世帯に対して、月額の家賃から24,000円を控除した額（10,000円を上限）を支給します。		●助成世帯数：776世帯	経済状況が厳しい中、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (55)	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父または母（もしくは養育者）とその児童	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請により、認定を行い、医療証を交付します。 ・保険診療の医療費のうち自己負担額を助成します。		●対象者数：3,516人 ●受診件数：52,993件	保険医療制度や県の制度改正等に対応しつつ、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (56)	母子家庭等自立対策支援事業	ひとり親家庭の父または母	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・就職の促進のため、国の事業実施要綱に基づき資格取得や教育訓練、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講者に対して、申請を基に給付金を支給します。		●自立支援教育訓練給付金申請者数：5人 ●高等職業訓練促進給付金申請者数：17人 ●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の申請者数：0人	ひとり親家庭の父および母の自立をさらに促進するために、必要な施策の推進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (58)	児童扶養手当支給事業	母子世帯・父子世帯等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請に基づき、戸籍・所得等の書類を審査し、認定後、申請者に手当証書を交付し、手当を支給します。		●受給者数：1,375人	受給者資格異動（新規、喪失、額改定など）や制度改正に的確に対応し、手当の適正な支給に努めていきます。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援



< 現状と課題 >

- 家庭はこどもの育ちを支える出発点であることから、家庭の子育て力を高め、親が子育てに喜びや生きがいを感じられることが、こどもの健やかな成長を支える基盤となります。すべての子育て家庭が、こどもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの過程を支援していくことが重要です。
- 子育てを取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域に育児の相談を気軽にできる相手がいないなど、孤立した状況で子育てをしている家庭が増加していると言われています。本市ニーズ調査では、約 10%の方が子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答しており、その割合は少しずつ増加しています。
- 子育てに困りごとや悩みごとを抱えている中で、相談相手がいない方が一定数いることを踏まえ、子育て家庭が孤立することのないよう、相談や交流ができる場所を広く周知していく必要があります。また、このような場所に出向くこと自体に課題を抱える方がいることを考慮し、誰もが気軽に立ち寄ることのできる環境づくりや地域のつながりを生み出す場が必要です。



< 施策の方向性 >

- こどもの発達段階に応じた子育てに関する講座や母親父親教室等の学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるよう支援していきます。
- 子育て当事者が、孤立することなく不安や悩みを解消し、子育てに対して前向きな気持ちを持てるよう、地域子育て支援拠点の更なる周知に努めるとともに、地域に開かれたつどいの場所として、相談や交流を望んだときに気軽に立ち寄ることができ、子育て支援者とのつながりはもとより、親同士もつながりをもてる環境づくりに努めます。
- 子育てに困難を抱えるなど、特に支援が必要な子育て家庭に対して、こども家庭センター事業や子育て世帯訪問支援事業等により、それぞれの状況や課題に応じたサポートを行います。また、地域の子育てネットワークを拡大していくために、子育てサークルの育成支援や地域育児センター事業を引き続き実施します。

＜ 具体的な事業 ＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (93)	子育て支援センター運営事業	0歳から就学前児童並びにその親、 子育て支援者等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育て家庭の親子が、子育てに関する相談をしたり子育ての情報を得たり、気軽に他の親子と交流できる場所を提供します。 ・子育てに関する情報提供、育児相談・サロンの運営や子育て講座などを開催します。		●子育て支援センター利用者数：4,486人 ●子育て相談（内容別件数）：984件 ●子育て講座参加親子組数：69組	指定管理者制度を活用し子育てサロンや各種育児講座の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (94)	つどいの広場事業	乳幼児（0～3歳未満児）とその保護者	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報の提供を行います。		●「こどもーる」来場者数：76,408人 ●「こどもーる」相談件数：11,256件	各こどもーるのサービス水準を維持向上するため、委託法人と密に連絡調整を行うとともに、特色のある講座やイベントを開催することで、地域子育て支援機能のより一層の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (98)	保育事業（市立保育所）	地域の子育て世代	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・公立保育園4園で地域育児センター事業を実施し、保育所入所児童と地域の児童との交流保育、お年寄りや青少年との世代間交流、地域育児講座や育児相談などを行います。		●開放保育実施回数：131回 ●開放保育参加者数：658人 ●地域との交流事業回数：245回 ●育児相談件数：950件	地域子育て連絡会を通じて、地域のサークルや民生委員主催のサロン等に出向き、各団体と連携強化を図り、更なる事業の充実に取り組んでいきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (7)	親子ふれあい推進事業	市民	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・ふれあい広場推進委員会に委託し、市内15箇所ですれあい広場を実施します。 ・青少年指導員連絡協議会に親子ナイトウォークラリーを委託し、実施します。		●ふれあい広場開催回数：13回 ●親子ナイトウォークラリーコース数：3本	運営に携わる役員やボランティアを増やし、安定した運営を行うために事業の実施手法や内容を検討してまいります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (95)	認可保育所等運営事務	認可保育所等の利用を希望する児童、利用する児童	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・認可保育所等に係る保護者への情報提供や、入所保留児童へのマッチングについては、保育コンシェルジュが中心となって実施します。		●申込者数：5,195人 ●入所決定児童数：4,897人 ●待機児童数：0人	利用調整を適切に実施するとともに、教育・給付等認定の管理を滞りなく進めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (88)	母子保健相談指導事業	妊婦とその夫及び乳幼児とその保護者	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・妊娠届出を受理し、親子(母子)健康手帳を交付します。 ・妊娠・出産に向けた知識の普及啓発のための各種教室を開催します。 ・2歳児歯科相談及び育児相談を開催します。 ・1歳6か月児健康診査後のフォロー教室として「おやこ教室」を開催します。 ・子育て何でも応援メールをLINE、メールで3歳まで配信します。また、やさしい日本語版の配信をします。		●プレママ・パパ教室、イクメン講座参加者延べ数：890人 ●もぐもぐ教室参加者数：409人 ●1歳児育児教室参加利用者数：264人 ●2歳児歯科相談利用者数：179人	地域の子育て支援事業において相談や育児講座が充実しているため、市が主体で実施している相談や育児教室相談等の実施方法について再整備を行い、個別支援が必要なケースへの支援の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (76)	こども家庭センター事業	本市に居住する全てのこどもとその 家庭及び妊産婦等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、保健福祉センターにおいて「子育て何でも相談・応援センター」を運営します。 ・子育てに関するワンストップ機能を持った相談機関として、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援を行います。 ・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。 ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携します。		●子育て何でも相談・応援センターの相談受付件数： 3,550件	支援を必要としているこどもやその世帯等への訪問、見守りを行うとともに、様々な支援策から適切なサービス提供につなげるなど、きめ細やかな対応を行います。 母子保健と児童福祉の機能のより一体的な運営を行い、児童虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援の充実に取組めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (77)	こども家庭支援事業	保護者が子育てに不安や負担を抱えているなど、支援が必要な児童、保護者、特定妊婦がいる家庭等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・家庭訪問による家事や育児の支援、配食による見守り、宿泊を伴った一時預かり等の支援を行うことで、家庭の養育環境を整えるとともに、親子関係の構築や育児負担の軽減を図ります。		●育児・家事支援派遣回数： 472回	子育て世帯訪問支援事業及びこども宅食やまどに加え、令和7年度からは、新たに子育て短期支援事業（ショートステイ）及び親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を実施することで、子どもや家庭への支援の充実に図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
115	図書館管理運営事業	市民及び広域利用協定対象者	図書・学び交流課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者による管理運営を行います。 ・図書館の運営に必要なインフラの管理をします。		●ブックスタートの開催数： 48回 ●ブックスタートでの本の配布数： 3,450冊 ●ブックスタートでの本の配布人数： 1,725人	大和市立図書館、中央林間図書館及び渋谷図書館を管理運営する指定管理者と協議、調整を行い、図書館の円滑な運営を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
116	子育て情報提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育てに関する情報を冊子類やホームページで提供します。		●子育て情報誌(冊子)の発行部数：5,000部 ●子育て情報誌(電子書籍)の発行部数：1回 ●機関誌の発行部数：4,020部	子育て情報誌を発行するとともに、インターネット上での公開でも閲覧できるようにしていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
117	子育てに関する学習機会の提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育てに不安や戸惑いを感じている親に対し、子育てに関する知識を提供することで、不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。		●講座「お家の中の事故防止・体調変化時の対応」参加者数：9組 ●講座「ワーキングママのつどい」参加者数：実施なし ●幼児安全法短期講習会参加者数：10組	開催している各講座について、それぞれのニーズにあった内容の講座を加えていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
118	子育てに関する相談・援助	未就学児とその保護者及び妊婦	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・サロン来所者や電話、地域の子育てサロン訪問等にて個別相談に応じています。子育て家庭の孤立を解消し、育児不安の軽減を図るために、講座や催しを開催します。		●子育てなんでも相談件数：980件 ●育児支援母親支援事業参加者数「ちえりー・かふえ」：20組 ●ふたごみつごの集い参加者数：36組 ●産後の育児不安軽減事業参加者数「ほや＊ほや」：105組	こども家庭センターとの情報共有を図る場を作っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
119	子育ての仲間作りの機会提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・同じ月齢の子と親が集まり、親子のコミュニケーションを深めるとともに、子育ての仲間を見つけることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。		●産後の育児不安軽減事業参加者数「ほや＊ほや」：105組 ●月齢別講座（4～6か月）参加者数「パプちゃんとおそぼ！」：57組 ●月齢別講座（7～9か月）参加者数「ポニョ∞ポニョ」：53組	子育てに関する悩みや不安の共有や解消ができるよう、引き続き同じ月齢の子どもを対象とした講座を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
120	子育てサークルの育成支援事業	子育てサークル設立中及び設立希望の人	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育てサークルの設立支援や既設サークルへの運営・活動相談、物品の貸し出しなどを行うほか、サークル相互の連携を図るため代表者の会議を開催します。		●代表差開催数：2回 ●代表者研修開催数：3回	子育て支援センター主催の講座受講者の組織化を図り、課題別の子育てサークルの支援を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
121	生涯学習センター管理運営事業	市民	図書・学び交流課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者による管理運営を行います。		●学習センターの開館日数 ・生涯学習センター：360日 ・つきみ野学習センター：331日 ・市民交流拠点ポラリス：360日 ・桜丘学習センター：358日 ・渋谷学習センター：347日	引き続き指定管理者制度を活用し、学習センターの適正かつ効果的な管理運営の確保に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (101)	子育て支援施設管理運営事業	市内に在住する就学前児童及び保護者等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育て中の親の育児負担を軽減するため、託児サービスを提供します。 ・子育てを支援するため、相談室等を使用して、保育士等による育児相談を実施します。		●送迎ステーション事業の実績利用人数：33人 ●託児事業の実績延べ人数：3,584人	指定管理者制度を活用し、実施する各事業のニーズ把握に努め、市民の子育て・子育てを支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (9)	屋内こども広場管理運営事業	0歳から概ね小学校低学年までの児童とその保護者等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・親子が天候にかかわらず安全に安心して過ごせる空間を提供します。 ・子育て中の親が気軽に他施設を利用できるよう、保育サービス等を提供します。		●げんきっこ広場延べ利用者数：73,622人 ●保育室延べ利用者数：1,935人 ●保育士等による育児相談数：47件	指定管理者制度を活用し、実施する各事業のニーズ把握に努め、市民の子育て・子育てを支援していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (102)	公私連携型保育所等整備事業	施設を利用する児童及びその保護者	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・送迎ステーション及び一時預かり事業等を実施する低年齢児型保育所等を設置するため、民間事業者が整備する施設をリースし、民間の運営法人に土地と施設を貸し付けます。		●一時預かり利用人数：2,639人 ●送迎ステーション利用人数：56人 ●休日保育利用人数：540人	運営法人と定期的に打ち合わせの場を設け、施設の適切な管理運営を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
122	ファミリーサポートセンター事業	市内在住・在勤の0～12歳(小学校6年生)の子どもがいる子育て家庭	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互間の援助活動を支援します。		●支援件数：8,155件	実績件数は減少しているものの、支援の必要性が高い家庭の預かりニーズが増加しており、依頼会員数も増加していることから、引き続き支援会員の確保に取り組むことで、個々のニーズに寄り添ったきめの細かい支援を継続できるよう努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (99)	保育所給食事業（市立保育所）	市立保育所の入所児童及び一時預かりで受け入れた児童、職員等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・所管課の管理栄養士が立案した献立に基づき調理員が調理し、通常保育における昼食、おやつ(0歳から2歳児は午前のおやつも)及び延長保育における補食の提供を行います。		●年間総給食数：117,545食 ●一日あたりの平均給食数：480食	入所児童の出欠状況を適切に把握し、引き続き安定した給食の提供を行ないます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大



< 現状と課題 >

- 本市ニーズ調査では、就労している母親の割合が年々上昇しており、育児休業を取得した母親の割合も上昇しています。妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を継続できるよう、共働き世帯への支援や理解を深めるための一層の啓発が必要です。
- 本市の「男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年3月）」では、一日において家事や育児をする時間は、平日及び休日ともに女性が関わっている時間が長く、未だ男性よりも家事や育児の負担が女性に集中している現状です。また、ニーズ調査の自由意見においても、「性別関係なく、育児や家事をする世の中になるよう啓発してほしい」との声がありました。
- 男女が共に希望に応じて働き続けられるようにするためには、多様な働き方に応じた支援を行うほか、性別役割分担意識から脱却し家庭において、家事・育児などの責任を男女が協力し合って担うことが重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴い、男性の家事・育児などへの参画を促進する必要があります。また、企業においても、男女ともに子育てがしやすい、働きやすい労働環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指すことが重要です。



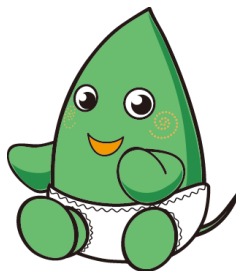
< 施策の方向性 >

- 仕事と子育てや家事等生活の両立に向けた働きやすい労働環境づくりを進める市内事業所を表彰するとともに、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を実施し、男女ともに協力して仕事と子育てを分担する共働き・共育てを推進していきます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (16)	男女共同参画意識啓発事業	市民・市職員	国際・市民共生課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 男女共同参画に係る意識を効果的に浸透、向上させることができる場と機会をより多く提供します。 - 行政と市民が一体となり、市民の視点を取り入れた、男女共同参画意識啓発事業の展開を図ります。 - あらゆる分野で市民が男女共同参画の視点が持てるよう、広報啓発活動の充実を図ります。		●啓発事業の開催回数：4回 ●セミナー等の参加者数：30人 ●情報誌の年間発行部数：3,000部	市民の男女共同参画に係る意識の浸透及び向上を図るために、庁内の会議や大和市男女共同参画懇話会で幅広く意見をうかがいながら、企業表彰や情報誌「わくわく」の発行、市民セミナーの開催などの様々な啓発事業を実施していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
123	中高生保育入門講座	市内在住在学の中高生	社会福祉協議会
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
保育所での体験学習や保育に携わる人たちの話を聞くことにより、児童福祉問題の理解とボランティア活動参加のきっかけづくりを目的に講座を開催します。		●参加者数：20人	市内各学校等に、事業の周知を図り、参加者の増加を目指していきます。



(4) ひとり親家庭への支援



< 現状と課題 >

- ひとり親家庭等の抱える課題は多岐にわたるため、制度に精通した専門性の高い相談業務が求められます。また、生活や住まい、就職等、多面的に支援を行う必要があります。加えて、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」に陥りやすいことから、親子がゆとりある時間を過ごせるための支援も必要です。



< 施策の方向性 >

- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や医療費助成、家賃助成などの経済的支援を行うとともに、相談等に対して必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携し母子・父子自立支援員が寄り添った対応を行っていきます。



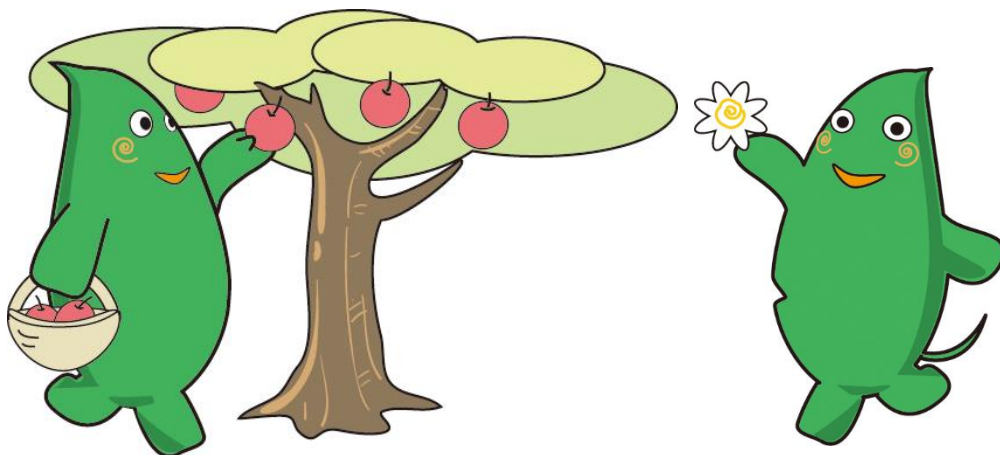
< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (58)	児童扶養手当支給事業	母子世帯・父子世帯等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・申請に基づき、戸籍・所得等の書類を審査し、認定後、申請者に手当証書を交付し、手当を支給します。		●受給者数： 1,375人	受給者資格異動（新規、喪失、額改定など）や制度改正に的確に対応し、手当の適正な支給に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (53)	ひとり親家庭等相談事業	生活上の問題を抱えるひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・生活上の問題等様々な相談に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、相談業務を行います。		●相談件数： 3,372件	支援員の資質向上に努め、相談業務の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (54)	ひとり親家庭等家賃助成事業	住居として住宅を借り受けているひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
申請に基づき、所得等の審査を行い、対象世帯に対して、月額の家賃から24,000円を控除した額(10,000円を上限)を支給します。		●助成世帯数：776 世帯	経済状況が厳しい中、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (55)	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父または母(もしくは養育者)とその児童	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
- 申請により、認定を行い、医療証を交付します。 - 保険診療の医療費のうち自己負担額を助成します。		●対象者数：3,516 人 ●受診件数：52,993 件	保険医療制度や県の制度改正等に対応しつつ、現状のまま継続していきます。



4 こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者の社会参画・意見反映



< 現状と課題 >

- こども基本法の施行により、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象者であるこども等の意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられました。
- こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映が難しい場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる仕組みをつくることが重要です。



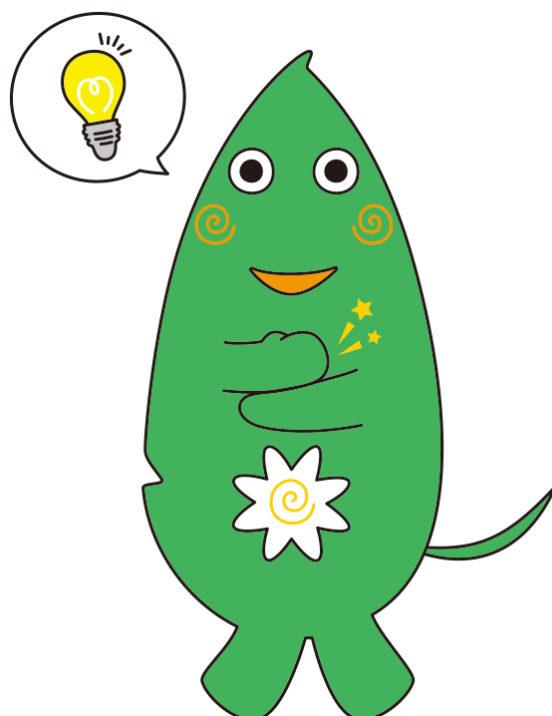
< 施策の方向性 >

- こども・若者が意見を表明する機会をつくるために、こども・若者に対してアンケート等を実施し、どのように市の施策等に反映されたのかフィードバックします。
- こども施策とは、こどもの健やかな成長に対する支援や、妊娠・出産・子育てに対する支援を目的とした施策をはじめ、教育施策や雇用施策、医療施策などに加え、通学・通勤路の道路、公園や児童館など、こども・若者の生活に影響を与える施策も含まれることから、庁内関係部署と法の趣旨を共有し、こども・子育ての所管部署のみならず組織全体でこども・若者の意見を聴く風土を醸成させていきます。
- 本市こどもの意見聴取では、「市に対して自由に意見を伝えられるようにしてほしい」という意見が多かったことから、「市長への手紙」や「教育委員会への手紙」など、既に取り組んでいる事業の周知に努めていきます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
124	広聴活動事業	市民及び各種団体	マーケティング課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・市長が市民の集まる場所に赴き、市長が直接市民からの提案等を聴取します。 ・市内で活動する団体等を募集し、現場体験を行った後、提案等を直接伺います。 ・「市長への手紙」で寄せられた提案等に対しては、内容に即して迅速に回答や対応をします。		●市長への手紙受付件数：570件 ●わたしのちょこっと提案受付件数：1,614件 ●陳情・要望受付件数：53件 ●現地現場広聴活動：39回	サイレントマジョリティを含む多くの市民の意見を広く聴取できるよう、さまざまな広聴事業を引き続き実施するとともに、聴取した意見の概要や対応状況等について市民に情報提供していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (4)	青少年育成事業	小学校高学年から青年まで	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・大和ユースクラブに青少年に関わる事業を委託し、自主企画・自主運営を促進します。		●ユースクラブ活動日数：70日	大和ユースクラブ会員の確保と、会員一人ひとりの意識・資質を高めるため、活動の運営方法や事業の周知方法等を継続して検討してまいります。



(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援



< 現状と課題 >

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、地域の身近な人から子育ての協力を得ることが難しくなっています。本市ニーズ調査においても、「日ごろ、こどもの面倒をみてもらえる親族や知人がいずれもない」という回答をした方が約 20%おり、少しずつその割合が増えています。
- 子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えるやさしい社会づくりが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や、子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めていくことが求められています。
- 保育士や放課後児童支援員など担い手の確保は、保護者への就労支援だけでなく、ゆとりのある保育時間の確保や安全安心な保育のため喫緊の課題です。また、質の向上を図るため、担い手の学びの場の提供に関する取組や、デジタル技術を活用した業務の効率化など働きやすい職場環境の改善は重要です。



< 施策の方向性 >

- 地域ぐるみの子育てや青少年活動、家庭教育、社会教育を活性化するために、自治会や民生委員・児童委員、青少年育成団体、社会教育関係団体などの活動を支援するとともに、子育てボランティアを育成するために、養成講座の開催やボランティアグループの活動支援を推進します。
- 保育の基盤となる保育士の人材確保に向け、保育施設に対し雇用経費等の補助などを行うほか、潜在保育士の職場復帰を促進するため、引き続き公立保育園にて職場体験を行います。また、保育士を対象とした研修会を定期的を開催するほか、幼稚園に対しては職員の資質向上を目的とした研修の費用を補助するなど、保育士・幼稚園教諭の人材育成に努めます。放課後児童支援員について、様々な媒体、手法を駆使して人材確保に努めるとともに、児童クラブにおける業務負担軽減のため、デジタル技術を活用した取組を進めます。

< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (10)	青少年指導者育成支援事業	大和市青少年指導員連絡協議会、 大和市子ども会連絡協議会、 大和市母親クラブ連絡協議会	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地域で青少年の健全育成を進める3団体については、補助金による運営費の支援と、行政内に事務局を置く人的な支援を行っています。 ・青少年育成団体や中高生ボランティア等が主体となり、青少年を対象としたイベントを開催します。 ・指導者の資質向上のための研修を開催しています。		●青少年指導員年間活動数：383回 ●市子ども会連絡協議会加入数：24団体 ●青少年センターまつり参加団体数：3団体 ●子どもの外遊び地域イベント開催地区数：10地区	青少年指導員については、安定的な定数確保のために活動の運営方法や周知方法等を検討してまいります。 青少年育成団体が、事業を効果的、効率的に実施できるよう助言等の支援を行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
125	大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業	大和家庭・地域教育活性化会議推進委員会、中央林間連合環境浄化推進協議会、「愛の一声をかける運動」をすすめる会、大和東小学校区青少年を健やかに育てる会	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地区活性化会議については、推進委員会をとおして事業内容に応じた運営費の支援を補助金によって行っています。また、各種団体代表及び地区代表から成る推進委員会との連絡調整を行っています。		●推進委員会開催回数：4回 ●研修会等への役員参加地区数：9地区 ●環境浄化活動の実施地区数：5地区	事業内容を精査するとともに指導室、図書・学び交流課との連携を図り、効果的な運営方法、活動内容について検討していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (115)	図書館管理運営事業	市民及び広域利用協定対象者	図書・学び交流課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・指定管理者による管理運営を行います。 ・図書館の運営に必要なインフラの管理をします。		●ボランティア養成講座の実施回数：11回 ●ボランティア養成講座への参加者数：167人	大和市立図書館、中央林間図書館及び渋谷図書館を管理運営する指定管理者と協議、調整を行い、図書館の円滑な運営を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
126	民生委員児童委員活動支援事業	交付先:民生委員・児童委員 交付先:大和市民生委員児童委員協議会	福祉総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・民生委員法に基づき、推薦会を開催し民生委員・児童委員の委嘱を行います。 ・市・地区民生委員児童委員協議会の事務局として庶務を行います。 ・民生委員・児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。 ・民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図るために活動費の助成を行います。		●役員会開催：12回 ●地区定例会開催数：132回 ●相談・支援件数：2,985件 ●推薦会開催回数：4回	民生委員全体の資質向上のため、引き続き研修等の充実を図るとともに、担い手を確保するため、民生委員児童委員活動に関する広報に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
127	ボランティアグループ活動支援	ボランティアグループ及び保育活動する団体	社会福祉協議会
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・保育ボランティア団体から寄せられる相談の助言や、各団体が実施する講座等の調整を行います。		●子育て関連の活動支援ボランティア等の団体数：14団体	引き続き子育て関連ボランティアへの支援を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
128	子育て支援ボランティア養成事業	子育て支援ボランティアとして活動希望する人	子育て支援センター
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・子育てについての理解を広め、市内の子育て支援活動の運営をサポートする人材の養成を目的に講座を開催します。		●講座参加者数：5人	子育て支援に係るボランティア養成の関係者と情報交換を実施し、情報共有と相互連携を図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
129	保育士等研修事務	市内認可保育所(市立・私立)及び私設保育施設の保育士等	ほいく課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・テーマや講師を決め、講演会や研修を企画・実施するほか、各種研修に参加します。		●研修実施回数：3回 ●研修参加人数：307人	保育の質の向上を図るため、引き続き研修等の機会を確保し、研修への参加を促進します。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化



< 現状と課題 >

- こどもや子育て当事者が抱える課題は、こどもの成長過程の中で刻々と変化し、課題に応じた臨機応援な支援が求められます。また、そうした支援は特定の年齢で途切れることなく、それぞれの支援を担う関係機関が連携しながら安定した支援をつなげていくことが重要です。
- 特に配慮が必要な方への支援は、様々な関係機関が関わることとなり、連携が途切れた支援はこどもや保護者の不安感や負担感を招くことから、諸課題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援する体制を整えていくことが重要です。



< 施策の方向性 >

- 子育て相談機関ネットワーク会議などを通じて、行政機関や民間団体、NPO 法人などの関係機関が相互につながりを深めるとともに、各関係機関が年齢階層で支援を途切れさせることなく、共通認識を持ちながら一貫した支援をスムーズに行えるよう、関係機関同士で連携し、こどもの成長を支えていきます。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (76)	こども家庭センター事業	本市に居住する全ての子どもとその 家庭及び妊産婦等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・児童福祉法に基づくこども家庭センターとして、保健福祉センターにおいて「子育て何でも相談・応援センター」を運営します。 ・子育てに関するワンストップ機能を持った相談機関として、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援を行います。 ・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。 ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携します。		●子育て何でも相談・応援センターの相談受付件数：3,550 件	支援を必要としているこどもやその世帯等への訪問、見守りを行うとともに、様々な支援策から適切なサービス提供につなげるなど、きめ細やかな対応を行います。 母子保健と児童福祉の機能のより一体的な運営を行い、児童虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援の充実に取組みます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (125)	大和市家庭・地域教育活性化会議 支援事業	大和家庭・地域教育活性化会議推進 委員会、中央林間連合環境浄化推進 協議会、「愛の一声をかける運動」を すすめる会、大和東小学校区青少年 を健やかに育てる会	こども青少年みらい課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・地区活性化会議については、推進委員会をとおして事業内容に応じた運営費の支援を補助金によって行っています。また、各種団体代表及び地区代表から成る推進委員会との連絡調整を行っています。		●推進委員会開催回数： 4回 ●研修会等への役員参加地区数： 9地区 ●環境浄化活動の実施地区数： 5地区	事業内容を精査するとともに指導室、図書・学び交流課との連携を図り、効果的な運営方法、活動内容について検討していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲 (126)	民生委員児童委員活動支援事業	交付先：民生委員・児童委員 交付先：大和市民生委員児童委員 協議会	福祉総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・民生委員法に基づき、推薦会を開催し民生委員・児童委員の委嘱を行います。 ・市・地区民生委員児童委員協議会の事務局として庶務を行います。 ・民生委員・児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。 ・民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図るために活動費の助成を行います。		●役員会開催： 12回 ●地区定例会開催数： 132回 ●相談・支援件数： 2,985件 ●推薦会開催回数： 4回	民生委員全体の資質向上のため、引き続き研修等の充実を図るとともに、担い手を確保するため、民生委員児童委員活動に関する広報に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
130	包括的支援体制推進事業	市民	福祉総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・社会福祉法に規定された包括的な支援体制の整備に向けた検討を行います。 ・庁内連携を促進し、複数の課にかかわる福祉課題に対応するために、関係課との協議、検討を行います。		●包括的な相談への支援者支援件数 ●協議・検討を行った回数 ※新規事業のため実績値なし	様々な福祉制度を重ね合わせながら、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互協力を促進し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制づくりに努めます。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信



< 現状と課題 >

- 本市ニーズ調査の自由意見では、子育て支援に関する情報提供や子育ての悩みを気軽に相談できるシステムなど、時代の変化に即した支援方法が求められています。
- 子育て当事者の負担を軽減するため、子育てに係る手続き方法等の充実が必要です。



< 施策の方向性 >

- 子育ての不安感や孤立感を和らげ、一人ひとりの状況に応じた最適なサポートを受けることができるよう、ホームページの充実をはじめ、SNS の活用など子育てに関する様々な情報を積極的かつ的確に発信するとともに、各種手続きにおけるデジタル技術の活用や子育て中の悩みを気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図ります。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
131	子育て何でも応援メール	妊婦及び乳幼児(0～3歳未満児)とその保護者	すくすく子育て課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・妊娠期に適した情報やアドバイス、こどもの月齢や年齢に合わせた子育て情報やアドバイスをメール等で発信します。		●登録者数(令和6年3月末時点) マタニティ期:250人 子育て期:518人	支援が必要な人への情報発信を継続するとともに、内容等の充実に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
132	デジタル技術を活用した子育て支援に係るサービス	子育て支援に係るサービスを受受する市民	こども総務課
事業の概要		指標値(令和5年度実績値)	今後の取組方針
・各種子育て支援に係るサービスについて、デジタル技術を活用し、利便性の向上を図ります。		●デジタル技術を活用した子育て支援に係るサービスへの移行数 ※本計画より指標として掲載	国の動向や社会情勢、市民ニーズを見極めながら、デジタル技術を活用した各種子育て支援に係るサービスの提供に努めます。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革



< 現状と課題 >

- こどもがのびのびと成長するために、周囲に気後れすることなく子育てができる環境づくりは重要です。そのためには、老若男女地域全体がこどもや子育て家庭への理解を持ち、温かいまなざしを向けられる取組が必要です。
- 本市ニーズ調査の自由意見においても、「こどもへの目が冷たく感じる事が多い」や「子育てをしている人に優しく、見守られていると感じられる地域社会にしてほしい」など、地域全体への啓発を求める声がありました。



< 施策の方向性 >

- 「こどもまんなか応援サポーター」として、こどもや子育てに関する情報発信をはじめ、「こどもまんなか児童福祉週間」など、機会を捉えた啓発を通じて、市民一人ひとりがこどもや子育てを見守るやさしい地域社会の醸成を図っていきます。



< 具体的な事業 >

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
133	こどもまんなか社会に関する啓発・情報発信	市民	こども総務課
事業の概要		指標値（令和5年度実績値）	今後の取組方針
・「こどもまんなか応援サポーター」として、市民一人ひとりがこどもや子育てを見守るやさしい地域社会の醸成を図るため、「こどもまんなか児童福祉週間」に合わせて啓発を行います。		●広報やまとによる情報発信回数：1回	「こどもまんなか児童福祉週間」に合わせて、広報やまと等を活用した啓発を行います。



第
5
章

子ども・子育て支援事業計画に 関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業

(1) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

① 施設型給付

施設型給付は、市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

施設	施設・事業の概要
幼稚園	3～5歳のこどもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	3～5歳のこどもを対象とし、幼児教育を行うとともに、0～5歳を対象とし、保育が必要な子の保育両方を行う。 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要なこどもを対象とする。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。

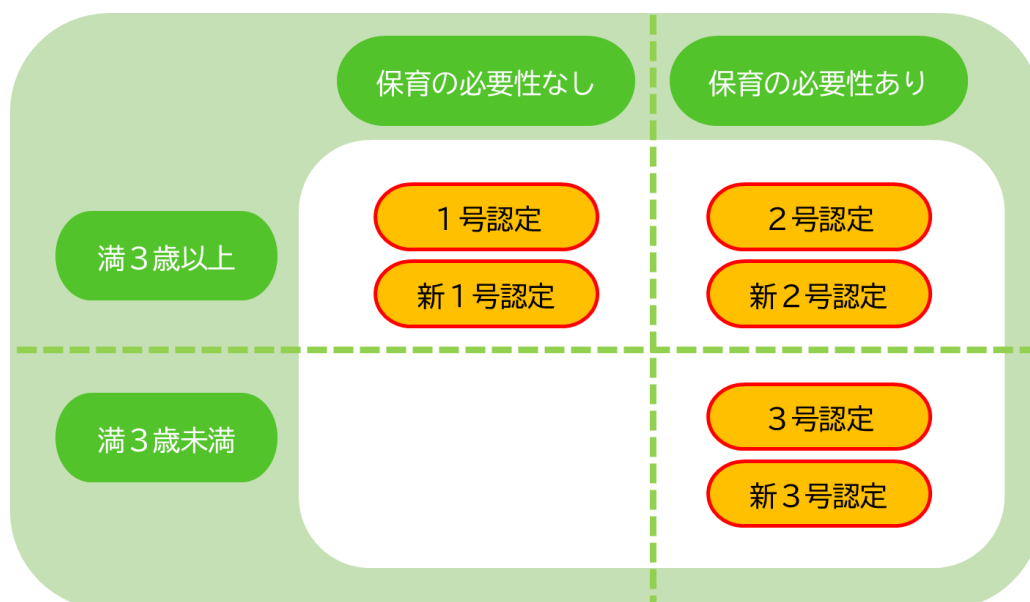
② 地域型保育給付

地域型保育給付は、市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。地域型保育事業は、主に0～2歳の保育が必要なこどもを対象とし、少人数で保育する事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かります。

事業名	施設・事業の概要
小規模保育事業	定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業
家庭的保育事業	定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業
居宅訪問型保育事業	特別なケアが必要なこどもや、保護者の夜間勤務等に対応し、こどもの居宅等で保育を1対1で提供する事業
事業所内保育事業	病院や企業が、主に従業員のこどもを預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要なこどもを併せて預かり、保育を提供する事業

③ 幼児期の教育・保育の認定区分

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、こどもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。



認定区分		対象者	対象施設・事業
教育・保育給付	1号認定	こどもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園（新制度園）、認定こども園
	2号認定	こどもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
	3号認定	こどもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	こどもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園（私学助成園）
	新2号認定	こどもが3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設 等
	新3号認定	こどもが3歳未満で非課税等及び「保育の必要性の事由」に該当	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条各号に該当する以下の 15 事業を指します。

	法定事業 (本市事業名)	事業の概要
①	利用者支援事業	妊婦及びその配偶者やこども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。
②	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業、子育て支援センター運営事業)	公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。
③	一時預かり事業※1	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間に子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。
④	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児等訪問事業)	生後 4 か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤	養育支援訪問事業 その他要保護児童等の 支援に資する事業※2	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行っています。
⑥	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。
⑦	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑧	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。
⑨	病児保育事業	病氣中又は病氣の回復期にあるこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師・保育士が一時的に預かる事業です。
⑩	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
⑪	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑫	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。
⑬	乳児等通園支援事業	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。
⑭	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加、私学助成幼稚園については副食材料費に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。
⑮	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設へ民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

※1 一時預かり事業には、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」の 2 種類があります。

※2 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

2 教育・保育提供区域の設定

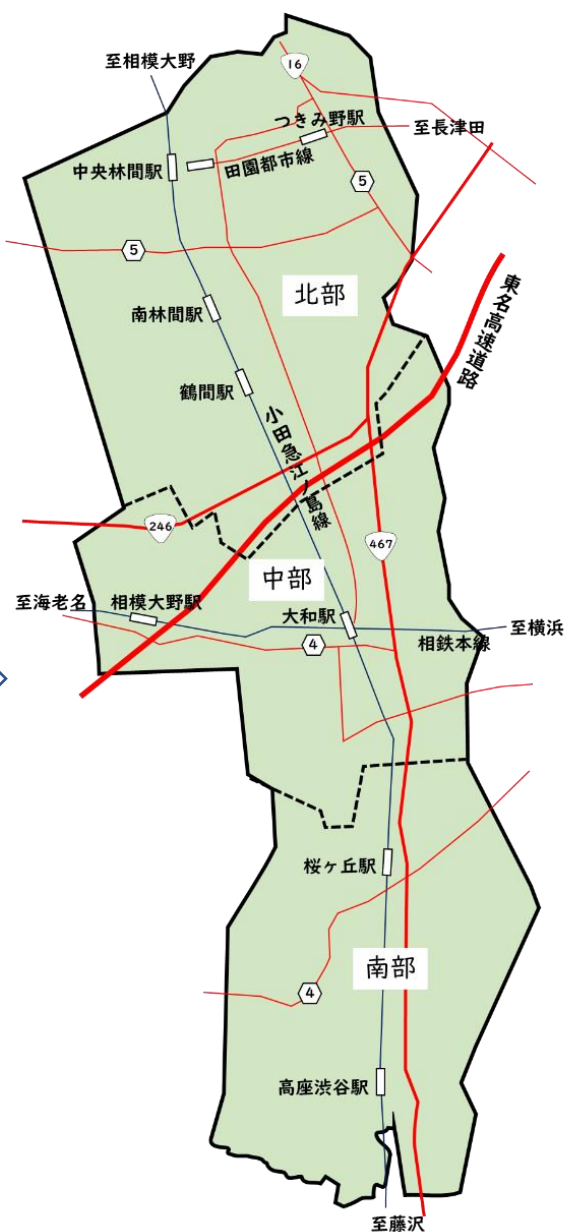
(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域を定め、区域ごとに「必要量の見込み（事業のニーズ量）」、「必要量の確保方策（事業の供給量）」、「実施時期」を記載するよう定めています。

「教育・保育提供体制」とは、子ども・子育て支援事業の整備計画を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

(2) 教育・保育の提供区域の設定とその考え方

本市は、市街地開発の歴史、人口の推移や年齢構成等の特徴から、「北部」「中部」「南部」の3つの地域で地域特性が異なっています。幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的・継続的に利用する事業は、「北部」「中部」「南部」の3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため、19の市立小学校区としました。



図表 33 地図

図表 34 事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1区域	大和市全域	・市民の事業の利用が一時的か、利用頻度が低い事業 ・市全域を対象として事業運営を行うことが効果的である事業	①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、④妊産婦・新生児等訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑨病児保育事業、⑪妊婦健康診査、⑫産後ケア事業、⑬乳児等通園支援事業、⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
3区域	北部、中部、南部の3区域	・幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的に利用する事業 ・幼児期の教育・保育と密接に関連する事業	○幼児期の教育・保育(幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業)、③一時預かり事業、⑧延長保育事業
19 区域	小学校区域	・事業の利用対象が、基本的に小学校単位である事業	⑩放課後児童クラブ事業

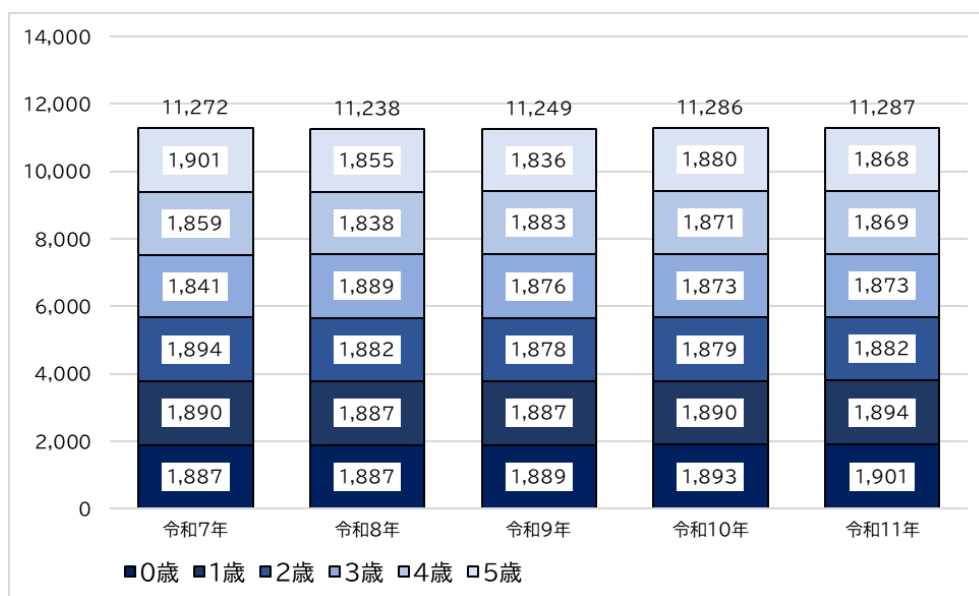
3 量の見込み(目標事業量)の算定に用いる児童人口推計

0～5歳における児童人口の推計については、総合計画で推計している将来人口を採用しました。また、小学校区別の児童人口推計は、住民基本台帳データに基づき将来推計を行いました。

(1) 0～5歳の児童人口推計

① 全市(年齢別)

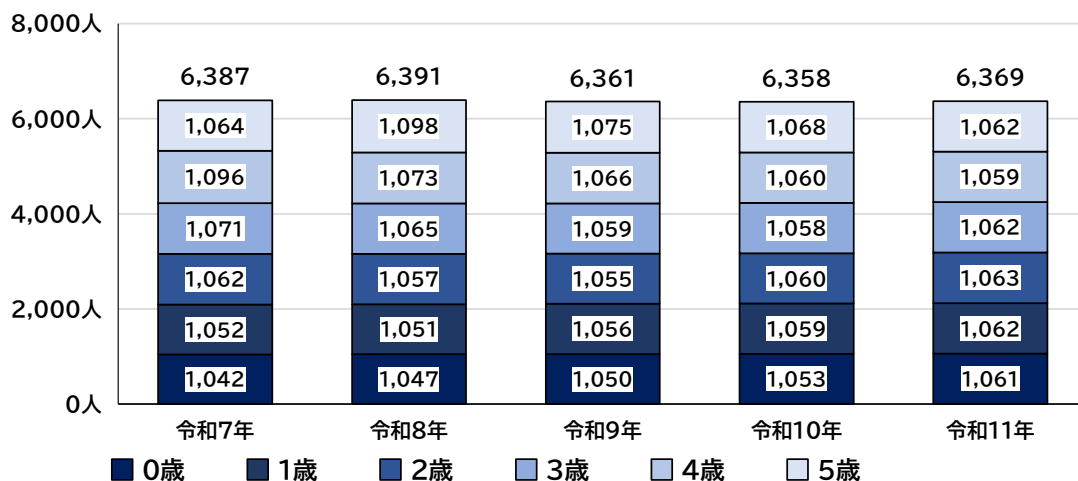
図表 35 0～5歳の児童人口推移(全市)



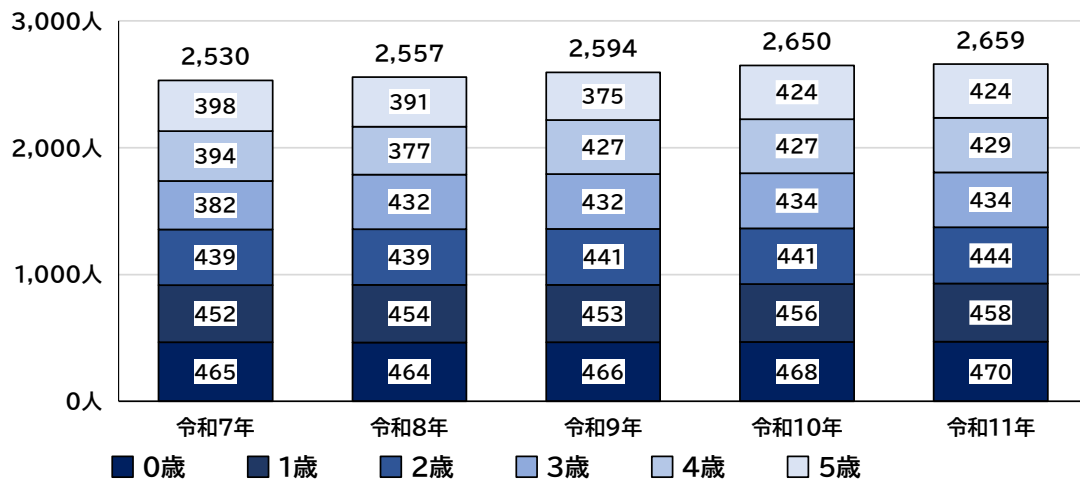
資料:第10次大和市総合計画

② 3区域(年齢別)

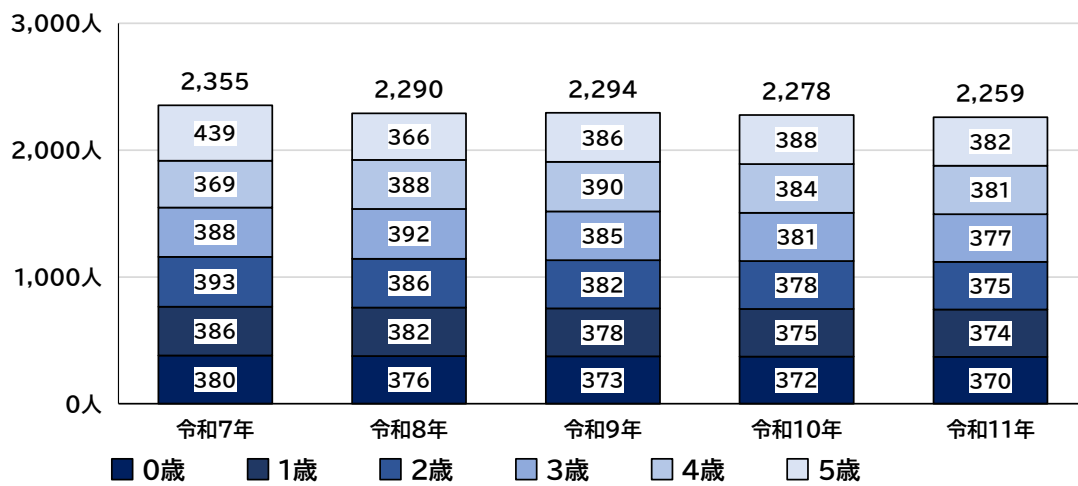
図表 36 0～5歳の児童人口推移(北部)



図表 37 0～5歳の児童人口推移（中部）



図表 38 0～5歳の児童人口推移（南部）

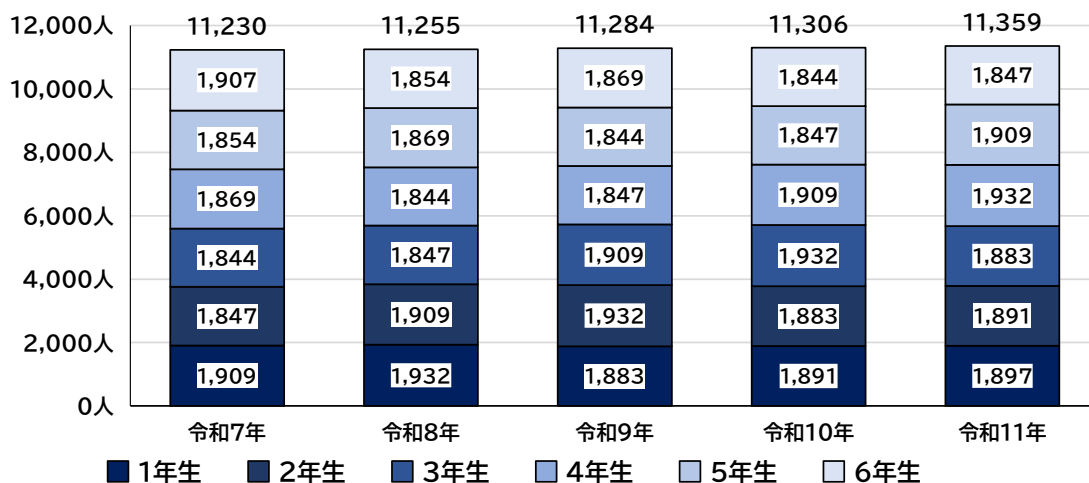


資料：第10次大和市総合計画

(2) 小学生の児童人口推計

① 全市（年齢別）

図表 39 学年別の児童人口推移（全市）



資料：住民基本台帳に基づき作成・推計（各年4月1日現在）

② 19 区域（小学校区域）

図表 40 小学校別の児童人口推移

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
北大和小学校	1,055	1,073	1,066	1,063	1,035
林間小学校	1,061	1,099	1,167	1,217	1,271
大和小学校	756	739	736	735	728
草柳小学校	337	332	325	313	321
深見小学校	513	504	517	521	515
桜丘小学校	437	444	440	429	431
渋谷小学校	606	628	631	607	610
西鶴間小学校	683	666	646	657	636
緑野小学校	840	820	799	763	775
上和田小学校	235	220	206	196	193
柳橋小学校	417	412	391	380	372
南林間小学校	542	524	529	519	504
福田小学校	485	484	496	514	521
大野原小学校	698	677	684	674	666
下福田小学校	516	502	514	530	543
大和東小学校	534	555	550	533	521
文ヶ岡小学校	351	349	351	348	364
中央林間小学校	854	920	931	995	1051
引地台小学校	310	307	305	312	302
計	11,230	11,255	11,284	11,306	11,359

資料：住民基本台帳に基づき作成・推計（各年4月1日現在）

4 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の計画値と実績値の状況

令和5年度末時点における計画の供給量(確保方策)達成率と計画の最終年度(令和6年度)までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、令和6年4月1日時点の待機児童数は0人でした。

図表 41 幼児期の教育・保育の計画値と実績値(令和5年度)

認定区分	供給量(確保方策)計画値(令和5年度)			令和6年度目標値(進捗率)
	計画値(A)	実績値(B)	達成率(B/A)	
1号+2号のうち教育利用	3,634人	3,584人	98.6%	3,634人(98.6%)
2号(保育利用)	2,921人	2,893人	99.0%	2,964人(97.6%)
3号(0歳)	487人	480人	98.6%	490人(98.0%)
3号(1~2歳)	2,089人	2,047人	98.0%	2,176人(94.1%)
合 計	9,131人	9,004人	98.6%	

(2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計し、次に3歳から5歳の人口推計値から2号認定にかかる保育ニーズを差し引いた数値を教育ニーズと捉えました。

① 教育ニーズに対する確保方策

市内の私立幼稚園において、教育ニーズを上回る認可定員数となっていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行や認定こども園への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

② 保育ニーズに対する確保方策

計画期間内である今後5年間においては、保育需要は増加し続けることが見込まれるため、保育所や小規模保育施設の整備や既存幼稚園の認定こども園への移行を進めるほか、定員変更などにより入所定員の拡大を図ります。また、市内2か所で運営する送迎ステーションや一時預かり事業などのさまざまな手法を組み合わせながら、可能な限り待機児童が発生しないよう取り組みます。

図表 42 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和7年						令和8年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	1,983	862	2,756	446	1,203	1,131	1,912	862	2,809	466	1,223	1,144
確保方策合計（b）		3,466	2,963	483	1,203	1,131		3,466	3,020	483	1,223	1,144
特定教育・保育施設 （給付対象）		1,551	2,854	389	725	835		1,671	2,911	389	741	852
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		1,073						953				
特定地域型保育事業 （給付対象）				73	213	218				73	213	218
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	10	30	39			80	10	30	39
その他の確保方策※		842	29	11	235	39		842	29	11	239	35
差引（c=b-a）		621	207	37	0	0		692	211	17	0	0

全市	令和9年						令和10年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	1,863	862	2,871	487	1,243	1,161	1,820	862	2,942	508	1,264	1,181
確保方策合計（b）		3,466	3,056	487	1,243	1,161		3,466	3,095	508	1,264	1,181
特定教育・保育施設 （給付対象）		1,671	2,947	392	751	863		1,671	2,986	395	766	876
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		953						953				
特定地域型保育事業 （給付対象）				73	213	218				73	222	228
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	10	30	39			80	10	30	39
その他の確保方策※		842	29	12	249	41		842	29	30	246	38
差引（c=b-a）		741	185	0	0	0		784	153	0	0	0

全市	令和11年					
	1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	1,755	862	2,993	530	1,287	1,202
確保方策合計（b）		3,466	3,131	530	1,287	1,202
特定教育・保育施設 （給付対象）		1,671	3,022	398	776	887
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		953				
特定地域型保育事業 （給付対象）				73	231	238
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	10	30	39
その他の確保方策※		842	29	49	250	38
差引（c=b-a）		849	138	0	0	0

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 43 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和7年						令和8年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	1,092	423	1,716	266	700	660	1,061	423	1,753	278	711	668
確保方策合計 (b)		1,576	1,812	282	700	642		1,576	1,869	282	711	655
特定教育・保育施設 (給付対象)		577	1,798	246	450	508		697	1,855	246	466	525
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		590						470				
特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99				27	96	99
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	0	0	0			0	0	0	0
その他の確保方策※		409	14	9	154	35		409	14	9	149	31
差引 (c=b-a)		61	96	16	0	-18		92	116	4	0	-13

北部	令和9年						令和10年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	1,011	423	1,767	290	725	677	972	423	1,791	302	738	691
確保方策合計 (b)		1,576	1,905	286	725	672		1,576	1,941	302	738	680
特定教育・保育施設 (給付対象)		697	1,891	249	476	536		697	1,927	252	486	547
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		470						470				
特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99				27	96	99
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	0	0	0			0	0	0	0
その他の確保方策※		409	14	10	153	37		409	14	23	156	34
差引 (c=b-a)		142	138	-4	0	-5		181	150	0	0	-11

北部	令和11年					
	1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	938	423	1,822	315	751	704
確保方策合計 (b)		1,576	1,977	315	751	691
特定教育・保育施設 (給付対象)		697	1,963	255	496	558
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		470				
特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	0	0	0
その他の確保方策※		409	14	33	159	34
差引 (c=b-a)		215	155	0	0	-13

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 44 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（中部）

中部	令和7年						令和8年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	434	185	555	102	295	266	435	185	580	107	302	270
確保方策合計（b）		1,037	686	116	295	286		1,037	686	116	302	286
特定教育・保育施設 （給付対象）		539	601	85	168	199		539	601	85	168	199
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		318						318				
特定地域型保育事業 （給付対象）				20	51	51				20	51	51
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	9	23	35			80	9	23	35
その他の確保方策※		180	5	2	53	1		180	5	2	60	1
差引（c=b-a）		418	131	14	0	20		417	106	9	0	16

中部	令和9年						令和10年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	440	185	609	112	306	276	452	185	648	118	312	281
確保方策合計（b）		1,037	686	116	306	286		1,037	686	118	312	296
特定教育・保育施設 （給付対象）		539	601	85	168	199		539	601	85	168	199
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		318						318				
特定地域型保育事業 （給付対象）				20	51	51				20	60	61
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	9	23	35			80	9	23	35
その他の確保方策※		180	5	2	64	1		180	5	4	61	1
差引（c=b-a）		412	77	4	0	10		400	38	0	0	15

中部	令和11年					
	1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み（a）	440	185	662	123	319	287
確保方策合計（b）		1,037	686	123	319	306
特定教育・保育施設 （給付対象）		539	601	85	168	199
確認を受けない幼稚園 （私学助成）		318				
特定地域型保育事業 （給付対象）				20	69	71
認可外保育施設 （本市が運営費等の支援 を行っている施設）			80	9	23	35
その他の確保方策※		180	5	9	59	1
差引（c=b-a）		412	24	0	0	19

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 45 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（南部）

南部	令和7年						令和8年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	457	254	485	78	208	205	416	254	476	81	210	206
確保方策合計 (b)		853	465	85	208	203		853	465	85	210	203
特定教育・保育施設 (給付対象)		435	455	58	107	128		435	455	58	107	128
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165						165				
特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68				26	66	68
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4			0	1	7	4
その他の確保方策※		253	10	0	28	3		253	10	0	30	3
差引 (c=b-a)		142	-20	7	0	-2		183	-11	4	0	-3

南部	令和9年						令和10年					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	412	254	495	85	212	208	396	254	503	88	214	209
確保方策合計 (b)		853	465	85	212	203		853	468	88	214	205
特定教育・保育施設 (給付対象)		435	455	58	107	128		435	458	58	112	130
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165						165				
特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68				26	66	68
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4			0	1	7	4
その他の確保方策※		253	10	0	32	3		253	10	3	29	3
差引 (c=b-a)		187	-30	0	0	-5		203	-35	0	0	-4

南部	令和11年					
	1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	377	254	509	92	217	211
確保方策合計 (b)		853	468	92	217	205
特定教育・保育施設 (給付対象)		435	458	58	112	130
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165				
特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4
その他の確保方策※		253	10	7	32	3
差引 (c=b-a)		222	-41	0	0	-6

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

(3) 計画期間における3号認定こどもの保育利用率について

3号認定に該当するこども（0～2歳）の計画期間中の保育利用率（0～2歳のこども全体に占める3号認定の量の見込み）の目標値は以下のとおりです。

図表 47 3号認定こどもに関する保育利用率の目標値

0～2歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童人口	5,671	5,656	5,654	5,662	5,677
量の見込み	2,780	2,833	2,891	2,953	3,019
保育利用率 (目標値)	49.0%	50.1%	51.1%	52.2%	53.2%

0歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童人口	1,887	1,887	1,889	1,893	1,901
量の見込み	446	466	487	508	530
保育利用率 (目標値)	23.6%	24.7%	25.8%	26.8%	27.9%

1歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童人口	1,890	1,887	1,887	1,890	1,894
量の見込み	1,203	1,223	1,243	1,264	1,287
保育利用率 (目標値)	63.7%	64.8%	65.9%	66.9%	68.0%

2歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童人口	1,894	1,882	1,878	1,879	1,882
量の見込み	1,131	1,144	1,161	1,181	1,202
保育利用率 (目標値)	59.7%	60.8%	61.8%	62.9%	63.9%

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）を定めます。

(1) — 1 利用者支援事業（こども家庭センター型）

● 事業の概要

妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかわるワンストップ相談機能として、「子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）」を保健福祉センターに設置しています。母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援や児童虐待への対応などを行います。

● 量の見込みと確保方策

「子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）」を、子育て相談のワンストップ拠点として運営します。

※こども家庭センター型：全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。母子保健・児童福祉に係る情報提供、相談支援を行うとともに、支援が必要な妊産婦、子育て世帯へはサポートプランを策定するなど効果的な支援を行います。

図表 47 利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込みと確保方策

こども家庭センター型	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

(1) —2▶ 利用者支援事業（地域子育て相談機関）

● 事業の概要

全ての妊産婦・こどもとその家庭等を対象として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続につながるための工夫を行う相談機関として、令和6年度に施行された改正児童福祉法で、地域子育て相談機関（基本型）が創設されました。

こども家庭センターを補完する機関として概ね中学校区に1か所を目安に設置すること、各家庭が一つ以上の機関を登録できるよう働きかけることが国から示されています。

● 量の見込みと確保方策

本事業は保育所、地域子育て支援拠点事業等での実施が想定されていますが、既存施設での実施には、職員体制、施設要件、個人情報管理や市との共有等の課題があります。また、本市の人口規模では1か所あたりの登録家庭数が過大となることが想定されます。

本市の子育て相談事業については、商業施設・複合施設等を活用した計画的な配置に努めており、イベントなど子育て家庭に繋がる工夫とともに、子育て相談機関ネットワーク会議などによるこども家庭センターとの連携体制も構築しており、既に市独自で国の想定に近い取組を行っています。

このため、本計画においては整備計画を計上せず、今後の全国的な取組状況を確認した上で、中間見直し時に再検討を行います。

(1) — 3 利用者支援事業（特定型）

● 事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。

● 量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内5か所（保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」、こどもの城、屋内こども広場）に保育コンシェルジュを配置します。

図表 48 利用者支援事業（特定型）の量の見込みと確保方策

特定型	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み （か所）	5	5	5	5	5
確保方策 （か所）	5	5	5	5	5

(1) — 4 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

● 事業の概要

妊婦や配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。妊娠届出の際に面談を実施するほか、妊娠中に電話等で妊婦の心身の状態や産後のサポートの確認をし、サービス等の情報提供を行います。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の妊娠届出数の見込みや過去の支援実績割合を基に推計しました。

量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

図表 50 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (面談実施回数)	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数
	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
	1組当たり面談	1組当たり面談	1組当たり面談	1組当たり面談	1組当たり面談
	回数3回	回数3回	回数3回	回数3回	回数3回
	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回
	数5,184	数5,184	数5,184	数5,184	数5,184
確保方策 (面談実施回数)	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184

(2)

地域子育て支援拠点事業

● 事業の概要

公共施設や商業地域等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳のこどもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こどもーる（中央林間・鶴間・大和・高座渋谷）の5か所で実施しています。令和5年度は、市内5か所の合計で月に延べ3,213人日の利用がありました。

図表 50 地域子育て支援拠点事業の利用実績の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延べ人数 (人日/月)	1,330	2,049	2,155	3,213

※令和2年度はコロナ禍により休館した期間があります。

● 量の見込みと確保方策

コロナ禍を経た後、令和5年度における利用者数は量の見込みを超えたことから、親子の居場所の一つとして今後も利用ニーズは一定の水準で推移していくことを見込み、最終年の令和11年度の月当たり利用延べ回数を3,413人日と推計しました。

なお、現在設置している拠点は、駅近郊や商業施設の中など利便性の高い場所に設置していますが、より身近な場所への設置について、今後利用者のニーズ等を勘案しながら、計画の中間見直しを目途に検討していきます。

図表 51 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人日/月)	3,278	3,311	3,345	3,379	3,413
確保方策 (か所)	5	5	5	5	5

(3) — 1 一時預かり事業（幼稚園型）

● 事業の概要

幼稚園などにおいて教育標準時間の前後や長期休業期間中などに、主に在園児を対象に保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが困難となった児童を一時的に預かる事業です。

図表 52 一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績の推移

利用実績 (人日/年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全市	75,661	92,128	108,228	118,509
北部	34,424	41,619	48,209	55,086
中部	20,610	26,373	28,690	28,309
南部	20,627	24,136	31,329	35,114

● 量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和11年度の利用延べ回数を123,188人日と推計しました。

本事業の利用を通じて、労働時間等の状況によっては、保育施設だけでなく幼稚園も利用できることを知っていただき、選択肢の一つとして検討いただけるよう、引き続き希望する在園児が利用したいときに利用できるような環境作りに努めていきます。

図表 53 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
確保方策 (b) (人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
(か所)	17	17	17	17	17
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 54 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	59,380	58,556	58,693	58,997	58,850
確保方策 (b) (人日)	59,380	58,556	58,693	58,997	58,850
(か所)	9	9	9	9	9
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 55 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（中部）

中部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	27,555	27,708	27,772	27,916	27,847
確保方策（b）	（人日）	27,555	27,708	27,772	27,916	27,847
	（か所）	4	4	4	4	4
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

図表 56 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（南部）

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	36,249	36,309	36,393	36,582	36,491
確保方策（b）	（人日）	36,249	36,309	36,393	36,582	36,491
	（か所）	4	4	4	4	4
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

（３）—２ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

● 事業の概要

保育所等における一時預かりは、0～5 歳児を対象としています。ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする事業です。令和5年度末時点で、市内の保育所87園（北部44部、中部25園、南部18園）で実施し、令和5年度の年間利用実績は延べ30,899人日となっています。

図表 57 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

利用実績 （人日/年）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全市	12,969	17,102	27,236	30,899
北部	9,623	11,239	13,057	13,862
中部	3,057	5,593	13,786	16,667
南部	289	270	393	370

● 量の見込みと確保方策

各保育所における一時預かりと大和市子育て支援施設、屋内こども広場での託児事業、市内2か所で運営する送迎ステーション事業の直近の利用実績を踏まえ、量の見込みを推計しています。計画最終年度である令和11年度の利用延べ回数を30,966人日と推計しました。

図表 58 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保方策（全市）

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
確保方策（b）	（人日）	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
	（か所）	93	94	95	97	99
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

図表 59 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保方策（北部）

北部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	14,345	14,277	14,293	14,305	14,292
確保方策（b）	（人日）	14,345	14,277	14,293	14,305	14,292
	（か所）	52	53	54	55	56
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

図表 60 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保方策（中部）

中部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	16,301	16,301	16,301	16,301	16,301
確保方策（b）	（人日）	16,301	16,301	16,301	16,301	16,301
	（か所）	24	24	24	25	26
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

図表 61 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保方策（南部）

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み（a）	（人日）	380	372	372	375	373
確保方策（b）	（人日）	380	372	372	375	373
	（か所）	17	17	17	17	17
差引（c=b-a）		0	0	0	0	0

(5) 妊産婦・新生児等訪問事業

● 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。

令和5年度の訪問人数は1,856人で、訪問率は103.98%となっています。

なお、長期に里帰りしている家庭や入院している乳児については、里帰り先の市町村や医療機関と連携し、状況把握に努めています。

図表 63 妊産婦・新生児等訪問事業の利用実績の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数(人)	1,619人	1,750人	1,765人	1,856人
訪問率(%)	90.70%	94.95%	93.24%	103.98%

● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の出生数を見込み、令和8年度以降については、0歳児の児童人口推計の年度別の伸び率を乗じて算出し、計画最終年である令和11年度の訪問人数の見込みを1,719人と推計しました。

出生数は概ね横ばいを見込み、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

図表 64 妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人)	1,706人	1,706人	1,709人	1,712人	1,719人
確保方策 実施体制 (人)	市常勤職員(保健師14名・管理栄養士2名)に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
実施機関	市直営で実施します。				

(5) — 1

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者
による要保護児童等に対する支援に資する事業

● 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。令和5年度の訪問延べ人数は1,253人でした。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、こどもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報共有を行うとともに、支援等の内容に関する会議を令和5年度には15回開催しました。

図表 65 要支援児童数と要保護児童数の利用実績の推移

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要保護児童数	236	188	224	248
要支援児童数	135	124	140	149
訪問延べ人数	1,102	787	1,074	1,253
専門的相談支援	784	528	912	781
育児・家事援助	318	259	162	472

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来の養育支援訪問事業は専門的相談支援に特化し、育児・家事援助については、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業に移行することになりました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

こども家庭センターでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担うことから、同協議会を活用し、関係機関との連携を図り、家庭環境等の把握や各家庭が抱える課題に応じた的確な支援を実施していきます。

図表 66 要支援児童数と要保護児童数の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人)	740	740	740	740	740
確保方策 実施体制 (人)	市の職員(臨床心理士、保育士等)による専門的相談支援を行います。				
実施機関	市で実施します。				

● 事業の概要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

図表 67 要支援児童数と要保護児童数の推移【再掲】

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要保護児童数	236	188	224	248
要支援児童数	135	124	140	149
訪問延べ人数	1,102	787	1,074	1,253
専門的相談支援	784	528	912	781
育児・家事援助	318	259	162	472

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来、養育支援訪問事業として実施してきた育児・家事援助が本事業に移行されました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な支援の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

図表 68 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(述べ人数) (a) (人)	298	298	298	298	298
確保方策(述べ人数) (b) (人)	298	298	298	298	298
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(5) —3 児童育成支援拠点事業

● 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない主に学齢期の児童に対して居場所を提供し、児童や家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や児童の健全な育成を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策

要保護児童等を対象とした居場所の事業であり、高い専門性を持った職員配置や幅広い事業内容を実施できる拠点の整備など、施設・担い手の確保が課題となります。

計画策定時点で事業の実施が見込めないことから、計画値は計上せず、今後の全国的な取組状況を確認した上で、中間見直し時に再検討を行います。

(5) —4 親子関係形成支援事業

● 事業の概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者のほか、乳幼児健康診査や関係機関からの情報提供などにより市が支援を必要と認める児童及びその保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築のための支援を行う事業で、令和6年度に施行された改正児童福祉法で創設されました。

子育てに悩みや不安を抱える保護者に、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者がお互いに相談や情報交換をできる場を設けます。

● 量の見込みと確保方策

令和元年度まで実施していた虐待予防教室と同様の事業となることから、同事業の3か年の実績に基づく平均値を量の見込みとしました。

図表 69 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(実人数) (a) (人)	18	18	18	18	18
確保方策(実人数) (b) (人)	18	18	18	18	18
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(6) ファミリーサポートセンター事業

● 事業の概要

幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後0日から小学校6年生までのこどもの保護者です。

令和6年3月末時点で、支援会員130人、依頼会員2801人、両方会員15人が会員登録し、令和5年度は年間で延べ8,155人日の利用がありました。

図表 70 ファミリーサポートセンター事業の利用実績の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延べ人数 (人日/年)	10,025	10,661	9,693	8,155

● 量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所等の一時預かりなどの預かりサービスの充実や男性の育児休業取得の増加、働き方改革の浸透など社会環境の変化などにより本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、依頼会員数は増加を続けていること、令和5年度の下半期以降、利用件数に下げ止まりの傾向が見られることから、今後の量の見込みについては令和5年度下半期実績を基準として推計しました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないことから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ等による広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

図表 71 ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
確保方策 (b) (人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

● 事業の概要

保護者の疾病や冠婚葬祭、レスパイトなどの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、市内の施設に入所させ必要な保護を行う事業です。令和7年度以降の事業実施に向けて取り組みを進めます。

● 量の見込みと確保方策

本市での実績がないことから、県内他市の実績を参考に量の見込みを推計しました。

図表 72 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日)	182	182	182	182	182
確保方策 (b) (人日)	182	182	182	182	182
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(8) 延長保育事業

● 事業の概要

保護者の就労形態の多様化、長時間の勤務などにより、標準的な保育時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

令和5年度末時点で、北部47園、中部26園、南部20園の保育所等で実施しています。働き方改革による勤務時間の短縮やリモートワークの導入により、施設の新設に伴う利用増を除くと延長保育事業の利用実績は概ね横ばいの傾向にあり、令和5年度の利用者数は2,255人となっています。

図表 73 保育所における延長保育事業の利用実績の推移

利用実績(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全市	2,177	2,400	2,045	2,255
北部	1,201	1,264	1,141	1,304
中部	720	752	602	657
南部	256	384	302	294

● 量の見込みと確保方策

量の見込みは、年間利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和11年度の利用人数を2,513人と推計しました。

延長保育を実施している保育所等の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて必要な延長保育を受けることができる状況にあり、今後も同様に継続される見込みです。

計画中の取り組みとして、新たに開設する施設についても、必要とされる延長時間の確保を促し、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます

図表 74 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（全市）

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
確保方策 (b)	(人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
	(か所)	97	98	99	101	103
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 75 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（北部）

北部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	1,375	1,435	1,467	1,483	1,506
確保方策 (b)	(人数)	1,375	1,435	1,467	1,483	1,506
	(か所)	55	56	57	58	59
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 76 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（中部）

中部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	672	672	672	690	706
確保方策 (b)	(人数)	672	672	672	690	706
	(か所)	23	23	23	24	25
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 77 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（南部）

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	301	301	301	301	301
確保方策 (b)	(人数)	301	301	301	301	301
	(か所)	19	19	19	19	19
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

● 事業の概要

病児・病後児対応型は、病氣中又は病氣の回復期にあり集団生活が難しいこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、専用の保育室などで看護師及び保育士が預かる事業です。市内2か所で実施する予定です。

令和5年度からは県央5市1町1村（大和市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）で病児保育施設の相互利用ができるようになりました。

図表 78 病児保育事業の利用実績の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延べ人数 (人日/年)	410	1,137	1,423	2,573

● 量の見込みと確保方策

病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和11年度の利用人数を2,531人と推計しました。地域や時期による必要量の違いを見極めつつ、必要になったときに利用できるよう、ホームページ等の広報媒体や利用者支援事業を通じて、周知を図っていきます。

図表 79 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
確保方策 (b) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

● 事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。令和6年度末時点で、27 か所（公営17 か所、民営委託2 か所、民営補助8 か所）で実施しており、令和6年5月1日現在の入会児童数は、民営クラブも含めて2,335 人です。

図表 80 放課後児童クラブ事業の利用実績の推移

入会児童数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全市	1,983	1,929	2,060	2,174	2,335
北大和	269	240	227	244	247
林間	170	184	190	217	235
大和	138	119	132	124	113
草柳	61	64	61	54	60
深見	76	81	87	82	89
桜丘	73	62	65	65	75
渋谷	110	101	108	116	122
西鶴間	121	136	147	158	177
緑野	168	169	208	202	210
上和田	43	34	45	38	39
柳橋	94	80	85	92	92
南林間	122	124	131	135	155
福田	60	55	48	59	87
大野原	126	101	109	118	126
下福田	83	74	63	84	99
大和東	75	67	89	106	99
文ヶ岡	60	64	74	66	66
中央林間	92	124	138	148	175
引地台	42	50	53	66	69

● 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブ事業の量の見込みについては、国における放課後児童対策パッケージで示す算出等の考え方を参考にしながら算出しました。各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、過去における入会割合等を勘案するとともに、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や、小学校1年生から逡減する割合等の実績も考慮し、さらに現在市内で建設中のマンション等も反映した教育委員会の児童推計も踏まえ、量の見込みを推計しました。

共働き世帯の増加や子育て世帯の転入などにより、今後も入会を希望する児童の増加が見込まれることから、引き続き児童の居室の確保が必要であると考えられます。学校における余裕教室や放課後の特別教室の借用など、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にするほか、民営児童クラブの誘致等による民間活力の活用も視野に入れながら、入会を希望する児童の受け入れが可能となるよう努めます。

また、児童が充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、引き続き放課後子ども教室や放課後寺子屋やまととの連携を図ります。

○全市

図表 81 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(全市)

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
	1年生	746	761	753	764	771
	2年生	684	652	668	663	671
	3年生	520	533	506	516	514
	4年生	286	305	308	295	303
	5年生	140	143	157	154	147
	6年生	27	37	33	38	36
確保方策 (b)	(人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
	(か所)	28	28	28	28	28
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

○小学校別

図表 82 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(北大和)

北大和		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	249	257	249	243	242
確保方策 (b)	(人数)	249	257	249	243	242
	(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 83 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(林間)

林間		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	256	275	293	305	314
確保方策 (b)	(人数)	256	275	293	305	314
	(か所)	3	3	3	3	3
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 84 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和)

大和		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	112	110	104	105	103
確保方策 (b)	(人数)	112	110	104	105	103
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 85 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(草柳)

草柳		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	60	65	66	63	60
確保方策 (b)	(人数)	60	65	66	63	60
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 86 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(深見)

深見		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a)	(人数)	95	87	87	83	78
確保方策 (b)	(人数)	95	87	87	83	78
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 87 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(桜丘)

桜丘	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	76	78	73	72	72
確保方策 (b) (人数)	76	78	73	72	72
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 88 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(渋谷)

渋谷	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	118	126	124	119	119
確保方策 (b) (人数)	118	126	124	119	119
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 89 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(西鶴間)

西鶴間	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	184	184	182	197	191
確保方策 (b) (人数)	184	184	182	197	191
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 90 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(緑野)

緑野	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	208	201	193	182	192
確保方策 (b) (人数)	208	201	193	182	192
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 91 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(上和田)

上和田	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	38	31	30	26	27
確保方策 (b) (人数)	38	31	30	26	27
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 92 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(柳橋)

柳橋	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	94	96	95	93	88
確保方策 (b)	94	96	95	93	88
	(か所)	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 93 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(南林間)

南林間	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	153	146	150	140	134
確保方策 (b)	153	146	150	140	134
	(か所)	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 94 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(福田)

福田	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	102	106	112	121	128
確保方策 (b)	102	106	112	121	128
	(か所)	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 95 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大野原)

大野原	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	130	133	132	132	129
確保方策 (b)	130	133	132	132	129
	(か所)	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 96 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(下福田)

下福田	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	107	109	114	117	121
確保方策 (b)	107	109	114	117	121
	(か所)	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 97 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和東)

大和東	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	107	111	100	97	93
確保方策 (b) (人数)	107	111	100	97	93
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 98 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(文ヶ岡)

文ヶ岡	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	68	67	72	71	75
確保方策 (b) (人数)	68	67	72	71	75
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 99 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(中央林間)

中央林間	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	176	182	184	196	207
確保方策 (b) (人数)	176	182	184	196	207
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 100 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(引地台)

引地台	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (a) (人数)	70	67	65	68	69
確保方策 (b) (人数)	70	67	65	68	69
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

● 事業の概要

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

市では14回までの公費助成を行い、令和7年度から1人あたりの助成額を83,000円に増額しました（多胎妊娠については、1人あたりの助成額を17回分、総額95,000円）。

令和5年度は2,015人を対象に、21,045回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

また、平成27年度からは、妊娠中の歯と口腔の健康増進を目的に、妊娠中に歯科検診を公費で受診できる妊婦歯科検診を開始しました。

図表 101 妊婦健康診査の利用実績の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受診者数(人数)	1,864	2,131	2,017	2,015
延べ回数(回数)	21,532	22,591	22,367	21,045

● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の受診者数を算出し、令和8年度以降については、計画期間の人口推計の伸び率に基づき推計しました。健診延べ回数については、過去3年間の対象者1人あたりの平均公費助成回数（10.7回）から量の見込みを推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である14回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくるこどもの健康増進につながるよう、引き続き、親子（母子）健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

図表 102 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (人数)	1,896	1,894	1,892	1,890	1,888
(健診延べ回数)	20,287	20,265	20,244	19,656	20,201
確保方策 実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
実施体制	・市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 ・直接委託契約している助産院 ・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応				
検査項目	・国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる ・市が定める健康診査の内容				
実施時期	・妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

(12) 産後ケア事業

● 事業の概要

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。

市では、産科医療機関等で通所型・宿泊型、助産院で訪問型を実施しています。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の出生見込みと利用実績データをもとに求めた産婦数、平均利用日数から量の見込みを推計しました。

量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

図表 103 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (延べ人数)	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
確保方策 (延べ人数)	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

● 事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

● 量の見込みと確保方策

国の手引きにおける基本的な算出式を基に想定される最大限の量の見込みを推計しています。なお、令和7年度については、事業実施の予定がないことから量の見込み等を算出していません。

図表 104 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

		令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和 11 年
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	—	81	80	79	78
	確保方策 (延べ人数)	—	81	80	79	78
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	—	38	37	36	35
	確保方策 (延べ人数)	—	38	37	36	35
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	—	42	41	40	39
	確保方策 (延べ人数)	—	42	41	40	39

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

● 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、また私学助成幼稚園については副食料費、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

● 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び 当該教育・保育の推進に関する確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべてのこどもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、保護者から高い関心を寄せられており、待機児童の解消にも有効な施策であると捉えています。そのため既存施設には、移行に向けて必要となる情報提供を行うとともに、施設設置者の意向や待機児童の状況及び保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園への移行について適宜働きかけていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

現在、市内の認可保育所及び私設保育施設の保育士を対象に研修会を年4回開催していることから、今後は幼稚園教諭と保育士の共通テーマを設定することで、幼稚園教諭も参加しやすい研修会を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、こどもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めています。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じていきます。

さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に則り、各施設が適切な教育・保育を提供するよう、県と連携して必要な助言や支援を行うことで、質の高い教育・保育の確保に努めていきます。

(4)

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設の設置者に対して、情報交換会等を開催することで、連携を図りやすい体制を構築していきます。

現在実施している幼保小連携連絡会を通じて、今後もこどもに対する情報の共有を図るとともに、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士が相互に施設を訪問できるような体制を構築していきます。また、保育所に通園しているこどもが、円滑に児童クラブを利用できるよう、施設の事前見学の実施や、必要に応じて保育士と児童クラブ支援員との情報共有、こどもの生育情報の伝達等を行うことで、継続した支援を実施していきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容

公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領（現物給付）を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

8 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

●1・2歳の保育定員の増加

保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設等を利用することができるよう特定教育・保育施設等の計画的な整備に取組ま

す。

●利用者支援事業における相談体制の充実

保護者に対して特定教育・保育施設等に係る相談や情報提供を十分に行うために、保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」、こどもの城、屋内こども広場で、気軽に相談が行えるような環境を整備していきます。

●市ホームページによる情報提供の充実

市ホームページの充実や子育て情報誌の発行により情報提供の充実に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

●子どもの権利擁護

子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）や乳幼児健診、地域子育て支援拠点、保育所、学校等を活用して体罰によらない子育て等の普及啓発を行います。ネグレクトの防止についても親子（母子）健康手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用し周知します。

●児童虐待の発生予防・早期発見

親子（母子）健康手帳の交付の際に保健師が全ての妊婦と面談を行い妊娠期から伴走型の支援を行います。また、産後の初期段階の母子への支援、各種健診や乳児家庭への全戸訪問等の実施、健診未受診者、未就園・不就学のこどもへの定期的な安全確認などを通して、妊娠、出産及び育児において養育上支援を必要とするこどもや家庭を早期に把握します。

支援を要する妊婦、児童を発見した際に、関係機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の強化を図ります。また、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業などの適切な支援につなげます。

●児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待のリスクのある家庭を把握した際には、こどもの安全の確保を最優先として、こども家庭センターにおいて迅速かつ的確な初期対応を行うとともに、専門的な相談や継続的なソーシャルワークにより適切な支援を行います。

●関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会が中心となり地域の関係機関と連携し、こどもに関する情報や対応方針の共有を図ります。また、定期的に児童相談所の職員と情報交換を行うことで、県と連携して虐待対策に取り組みます。

転居ケース等における市町村間の転居情報の共有や引継ぎ、児童相談所との情報共有を密に行います。一時保護等の実施が必要と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

●職員の人材確保・資質向上

要保護児童対策地域協議会の調整機関及びこども家庭センターにおいては、専門的な知識や技術を有する職員の計画的な人材確保に努めるとともに、県が実施する講習会等への参加を通じて資質向上を図ります。

●県の実施する社会的養護施設との連携

県が実施する里親の募集や支援の事業について、市の広報誌への掲載や啓発活動等による連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

●県が実施するひとり親家庭の自立支援施策との連携

県が所管する「母子・父子・寡婦福祉資金」について、市の広報誌で周知するとともに、母子・父子自立支援員が相談窓口において丁寧に制度内容を説明し、ひとり親家庭の生活支援及び子どもの福祉向上を促進します。

●母子・父子自立支援員の資質向上

県が実施する母子・父子自立支援員を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

●早期発見と早期支援に向けた取組

健康診査は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の対応につなげる重要な機会です。妊婦や乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、受診率の向上に努めます。さらに、市の専門スタッフによる保育所等への巡回相談を通して、発達障がい児の早期支援に努めます。

●年齢や障がいの特性等に応じた専門的な療育の提供

障がい児等特別な支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、県との連携による自立支援医療（育成医療）給付のほか、市の専門スタッフや児童福祉法に基づく障害児通所給付により、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供に努めます。

児童相談所、総合療育相談センター、発達障害支援センターなど、県の機関と連携を取りつつ、児童発達支援センターでの地域支援・専門的支援などを通して、保育所、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加およびインクルージョンを推進することを目指していきます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関係機関の支援を調整するコーディネーターを配置します。

●教育・保育施設を利用しやすい環境づくり

市児童発達支援センターの専門スタッフにより、特別な支援が必要なこどもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。また、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業並びに放課後児童クラブを運営する者に対して、障がい児等特別な支援が必要なこどもの受入れについて働きかけます。

●共生社会の形成に向けた取組

共生社会とは、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。発達の遅れや心配のあるこどもについて、社会的な理解が進むよう、さまざまな機会を活用しながら広く周知・啓発を図ります。

(3)

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

●仕事と子育ての両立支援に関する情報提供

仕事と生活の調和を推進するために、子育て家庭をはじめとする地域住民に対して、市の広報誌での啓発を行います。さらに、保護者を対象とする講座、利用者支援事業などの相談・情報提供事業の機会を活用して、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供に努めます。

●仕事と子育ての両立に関する事業所等への啓発

仕事と生活の調和を実現するために働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、県や市内の事業所等と連携しながら、雇用環境の基盤整備に努めます。さらに、仕事と生活の調査を推進するために、子育て支援に取り組む企業や民間団体の事例を収集し、その情報の提供に努めます。

●多様な働き方に対応できる子育て支援の充実

放課後児童クラブをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることで、多様な働き方に対応できるような子育て支援施策に取り組めます。

(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

●子育て相談機関ネットワーク会議による子育て相談関係団体相互の連携

こども家庭センターが中心となり、地域において子育てに関わる相談支援を実施している団体と連携し、子育て相談機関ネットワーク会議を年1回以上開催します。子育て支援に関する情報や子育て世帯ニーズを共有し、各団体の連携・協働体制を深めるとともに、それぞれの立場での支援の在り方の見直しや支援の機能の向上を図ります。あわせて、地域の課題解消に向け、具体的な取組を行います。

- | | |
|------|---|
| 構成機関 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 大和私立幼稚園協会 2. 主任児童委員 3. 地域育児センター事業を運営している保育園 4. 子育てに関わる相談支援事務受託法人 5. ファミリーサポートセンター受託法人 6. 子育てに関わる相談支援事務主管課 7. 地域育児センター事業を運営している各保育園の主管課 8. 保育コンシェルジュ事務主管課 9. 母子保健主管課 10. 家庭児童相談主管課 11. その他問題解決に必要と事務局が認めた機関 |
|------|---|

●地域子育て連絡会による子育てに関わる関係機関相互の連携

公立保育所が実施する地域育児センター事業の一環として、地域の子育て家庭における育児不安の解消及び児童虐待の未然防止を図るため、子育てに関わる事業を実施している団体と連携し、市内7つの地域毎に地域子育て連絡会を開催します。各地域において、年2～3回の情報交換会及び年2回程度の育児講座を実施します。

- | | |
|------|--|
| 構成機関 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 主任児童委員 2. 自主サークルの代表者 3. 地域担当のすくすく子育て課保健師・栄養士・家庭こども相談員 4. 子育て支援センター職員 5. 地域育児センター職員（保育園の園長・副園長・子育て支援担当） 6. その他関係課 |
|------|--|

第
6
章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援事業の推進は「こども部」が中心となって行います。推進にあたっては、庁内関係各課と連携して取り組むとともに、幼稚園や保育所などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

また、事業の実施状況については、「こども部」が点検・評価を行うとともに、「大和市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理を行います。

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間ですが、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

2 個別事業の点検・評価

本計画は、PDCAサイクル（計画、実施、点検、改善）を着実に実行するため、事務事業評価の結果なども活用しながら点検を行っていきます。

また、個別事業の評価結果を基に、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

毎年度、「子ども・子育て支援事業計画」の点検結果等を本市のホームページ等で公表します。



附属資料

1 大和市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) その他本市における子ども・子育て支援に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市長が行う公募に応じた市民
- (8) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議に、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員から会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員からあらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

（意見等の聴取）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 大和市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

	区 分		氏 名	所 属 等
1	教育、保育、保健 福祉等の事業に 従事する者	小学校代表	土佐野 睦	市立中央林間小学校 校長
2		幼稚園代表	粂山 健	モミヤマ幼稚園 園長
3		認可保育所代表	大槻 まゆ	ほいくえん虹の子 園長
4		認定こども園代表	横森 司	中央林間幼稚園 園長
5		厚木保健福祉事務所 大和センター代表	宮崎 晃子	厚木保健福祉事務所大和センター 保健福祉課長
6		大和市医師会 小児科医代表	友野 順章	とものこどもクリニック 院長
7	子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者	民生委員・児童委員 協議会代表	畠山 俊次	鶴間地区民生委員・ 児童委員協議会 会長
8		子育て支援NPO 法人代表	館合 みち子	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス 理事長
9		放課後児童クラブ代表	本多 青葉	大和市学童保育連絡協議会 副会長
10		青少年育成団体代表	小川 陽子	大和市子ども会連絡協議会 会長
11		地域若者サポートステー ション代表	高橋 清樹	神奈川県県央地域若者 サポートステーション
12	学識経験者	学識経験者	福元 真由美	青山学院大学 教育人間科学部 教育学科 教授
13	事業主代表	事業主代表	伊藤 健司	大和商工会議所 常議員
14	労働者代表	労働組合代表	中尾 隆徳	県中央地域連合 事務局長
15	関係行政機関の 職員	児童相談所代表	原 和子	神奈川県大和綾瀬地域児童相談 所 子ども支援課長
16	市民公募	子育て当事者代表	岡戸 武彦	市民公募委員
17			松岡 健太郎	市民公募委員

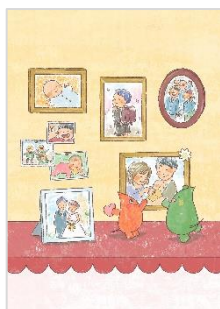
3 用語解説

用語	説明
【ア行】	
医療的ケア児	経管栄養や導尿、痰の吸引、インスリン注射などの医療的ケアが日常的に必要な子ども。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
インクルージョン	障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容をいう。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションしたりするサービスのこと。
親育ち	こどもの成長とともに親としての意識や能力が身につくこと(また、そのさま)をいう。
【カ行】	
確保方策	教育・保育または地域子ども・子育て支援事業の提供体制に関する確保の内容およびその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により算出した量の見込みに対応して設定する。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけよう研修等を行っている。
子育て	様々な体験や経験、同世代のこどもとの関わりなどを通じて、こども自身が自らの力で心身ともに成長することをいう。
こども食堂	こどもの「孤食」を少しでも減らすとともに、こどもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、無料または安価な料金で食事の提供等を行う場所。

用語	説明
こどもの居場所づくりに関する指針	地域で人とのつながりが希薄化する中、児童虐待の相談対応件数が増加し、不登校の児童や生徒、小中高生の自殺者も増えている。こうした状況から、子どもが自宅や学校以外で安心して過ごせる場の普及を目指す指針として策定されたもの。(令和5年12月12日閣議決定)
こどもまんなか応援サポーター	こども家庭庁では、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らも「こどもまんなか」に向けたアクションに取り組む個人、企業、団体、自治体を「こどもまんなか応援サポーター」と位置づけ、機運の醸成を図っている。
こもりびと	大和市では、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、令和元年から福祉総務課内にこもりびと専門の相談窓口を設置している。
【サ行】	
産後うつ	産後に気分が沈み、日常生活でそれまで楽しいと思っていたことが楽しいと思えなくなったり、物事に対する興味がなくなったりする症状が出産後2週間以上持続する。
産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後の1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
潜在保育士	保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない人。
【タ行】	
待機児童	保育の必要性が認定され、保育所等の利用申込をしたにもかかわらず、定員超過等により利用できなかった児童。 なお、国の指針により、利用できなかった児童のうち、特定の保育所等のみを希望していたり、求職活動を休止していたりするなどの場合には待機児童には含まれない。
等価可処分所得	世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得として算出するもの。これを基に相対的貧困率を算出する。
特別支援教育スクールアシスタント	通常の学級において、LD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動症)等の特に配慮を要する児童・生徒に対し一人ひとりの教育的ニーズに合ったきめ細かな支援を行う職員。
特別支援教育ヘルパー	市内の小学校・中学校に在籍する教育上配慮を要する児童・生徒に、車いすでの移動の補助、集団生活に入るための援助、食事やトイレの援助など、教育的ニーズに応じた個別の支援を行う職員。

用語	説明
【ナ行】	
ネグレクト	児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
【ハ行】	
伴走型支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。
1人1台端末	GIGA スクール構想※により、全国の小中学校に児童生徒 1 人 1 台の情報端末を配備したもの。 ※GIGA スクール構想とは Global and Innovation Gateway forAll(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)の略。小中高等学校などの教育現場において、児童・生徒各自が使用するパソコンやタブレットといった ICT 端末と通信ネットワークを一体的に整備することで、教育 ICT 環境を実現する取組。
不育症	流産、死産を 2 回以上繰り返す状態をいう。
ブックスタート事業	親と子の触れ合いを深めることを目的として乳幼児に絵本を贈る活動。市では、4 か月児健康診査の会場で実施し、健診会場で読み聞かせボランティアと図書館職員が実際に絵本の読み聞かせを行い、ブックスタート・パックをプレゼントしている。
ペアレント・トレーニング	こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。
保育コンシェルジュ	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談・助言等を行う専門の相談員。
放課後子ども教室(ひろば)	地域の方や保護者が務める運営スタッフのもと、外遊びや工作、読書等の活動ができる事業。
放課後寺子屋やまと	主に教職員経験者で構成される「コーディネーター」と教員免許をもった「学習支援員」によるサポートのもと、宿題をはじめ、国語と算数を中心としたプリント学習等に取り組んだり、学習したことを生かして、友達と活動したりできる事業。
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

用語	説明
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定に基づき、ひとり親家庭の方を対象として、主に仕事や子育てなど、生活上の様々な相談に応じ、その方が利用できる制度の紹介やアドバイスを行う職員。
【ヤ行】	
やまと SOGI 派遣相談	性的指向や性自認に関する悩み・相談を専門の相談員が伺う。 ※性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって、SOGI(ソジ)と呼ぶ。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている 家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども。
【ラ行】	
量の見込み(教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み)	教育・保育または地域子ども・子育て支援事業について、どのくらいの需要があるかを想定し利用人数を設定するもの。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望(アンケート調査等によって把握)を踏まえて、分析、評価して算出する。
レジリエンス教育	困難や逆境に直面したときにそれを乗り越える力を養う教育を指す。
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きを意味する言葉。医療用語では、在宅で介護をする家族などの介護者を、介護から開放して休息させることを目的とした「レスパイトケア」や「レスパイト入院」などの言葉がある。



【表紙・裏表紙イラスト】

ほやの あやこ HOYANO AYAKO

(「第5回 YAMATO イラストレーションデザインコンペ」優秀賞受賞)



大和市こども計画

発行日 / 2025(令和7)年3月

編集発行 / 大和市こども部こども総務課

大和市保健福祉センター

〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号

電話 046-260-5606

ホームページ <https://www.city.yamato.lg.jp/index.html>